

広島県史年表(明治) 明治元年(1868)～明治45年(1912)

1868 慶応4・明治1 戊辰

- 1-3 鳥羽・伏見の戦。戊辰戦争始まる。
- 1-7 新政府(朝廷)、広島ほか5藩へ徳川慶喜追討の大令を發布。1
- 1-8 広島藩、非常警備のため賀茂郡へ農兵を設置。1
- 1-9 長州軍、福山城を包囲し、福山藩に戦書を送る。福山藩、長州軍と和平して誓書を提出。1
- 1-10 福山藩、長州軍の福山城包囲解陣につき領内の動揺を鎮めるため触書を出す(～13)。192
- 1-11 広島藩、朝廷より錦旗2流を賜り、備中・備後旧幕領地の追討没収を命ぜられる。1
- 1-15 賀茂郡志和冠村の神機隊、備中鎮撫のため同村西蓮寺を出発。199
- 1-16 広島藩、藩士の子弟15歳未満の者にも講武所において西洋砲術を練習させる。1
- 1-17 広島藩、藩士湯川静次郎に、同仇隊を率いて幕領甲奴郡上下村に出張し、鎮撫するよう命ずる。1
- 1-26 広島藩兵150人、錦旗をもって福山城に入城。192
- 1-27 太政官代、岡山・広島両藩へ山陽道取締を命ずる。122
- 2-7 広島藩主浅野長訓、京都において阿部主計頭呈出の帰順書を上奏。1
- 2-7 広島藩、他4藩と連署して外交の開始を朝廷に建白。1
- 2-8 広島藩、吉田藩以下備中・備後7藩の触頭を命ぜられる。1
- 2-8 福山藩、山口藩とともに伊予松山城の見分を行う。196
- 2-10 広島藩士船越洋之助・小林柔吉、北陸道先鋒総督兼鎮撫使参謀を命ぜられる。1
- 2-14 福山藩、外国との和親の朝旨を領内に周知させる。189
- 2-16 広島藩、佐伯郡寺田村の砲薬製造所開設を公布。1
- 2-25 福山藩、松山(伊予)征討兵の撤兵を朝廷に請願。196
- 3-13 山口藩・広島藩・鹿児島藩等へ大阪市中取締を命ずる。173
- 3-14 五箇条の誓文發布。
- 3-28 新政府、神社が仏語を神号とすること、仏像を神体とすることを禁止(神仏判然令)。
- 3- 福山藩、民兵制を採用。従来の郷兵とは別に民兵500人を徴募し、これを正規軍に編成。192
- 3- 広島藩、偽二分金貨の铸造を試験したのち尾長村東山荘、三原城、水主町浅野忠英邸で铸造。1
- 3- 太政官、祭政一致・神祇官再興を布告し全国の神社の神主・禰宜を神祇官に所属させる。
- 4-11 江戸城開城。
- 4-12 新政府、諸藩に対し藩政改革の実施を布達。172
- 4-18 広島藩、奥州出兵を命ぜられる。1
- 閏4-7 福山藩、領内神社の由緒を調べさせ神仏混淆を改めるよう布達。190
- 閏4-7 福山藩、神祇道の支配につき当分の間従来通り注連頭に取扱わせることを社人へ達する。190
- 閏4-15 広島藩、剣道師範を制限し、藩士子弟に講武所での習練を命ずる。1
- 閏4-19 広島藩、太政官より浦上のキリシタン宗徒110人の収監を命ぜられる。6- 再命まで猶予を命ぜられる。1
- 閏4-29 広島藩、朝命により藩領村高帳等を太政官民政所へ提出。1
- 閏4- 福山藩、藩財政逼迫につき、国元へ引越入用金として献金を郡中へ促す。107
- 5-9 広島藩、藩政を世子茂勲に委任し、藩政の改革を担当させる。1
- 5-10 阿部正桓(広島藩主長勲の弟元次郎)、正方養子となる。-20 福山入部。94

- 5-12 福山藩、止雨・虫祈禱等に神仏混淆なきよう戒める。190
- 5-15 太政官札発行。
- 5-16 倉敷県設置。備後旧幕領（甲奴・神石両郡の一部）を同県に編入。172
- 5-18 広島藩、藩府職制を改革、御用達所・年寄役を廃し、新たに政治堂を設け、その下に制度・軍事・郡政・会計の4局を置き、副総督に浅野飛騨、参政に石井修理・原新五兵衛・桜井与四郎を任命。1
- 5-20 広島藩世子浅野茂勲、議定職を免ぜられる。1
- 5-24 広島藩、農兵の訓練を差止める布達を發布（翌月より実施）。1
- 5-26 福山藩、キリシタン宗徒の収監を命ぜられる。その後96人來着。94
- 5-28 福山藩主阿部正方の喪を發表。養子正桓嗣ぐ。94
- 5-29 広島藩、広島・尾道・三次の各札場で藩札を正金に兌換させる。連日交換を乞う者殺到して負傷者も出る。まもなく中止。1
- 5- 福山藩、雜穀の他所販売を許す。192
- 6- 2 広島藩、郡政局を知郡局と改称し、宮島奉行を知郡局から会計局へ移管。1
- 6-11 広島藩、浮組・足輕を改称して新整組とし隊の編成を定める。1
- 6-16 佐伯郡大野村下組の百姓、村入用につき疑惑を抱き、西教寺に集合して代官に不服を申し立てる。166
- 6-21 広島藩、応変隊奉行・新隊奉行を置く。1
- 6-23 広島藩、城内に建白所を設け、言語の洞開を図る。1
- 6-24 広島藩、銃隊（先手足輕・側足輕新組）の編成を改め、3大隊編成で新たに大隊に銃隊奉行・中隊に銃隊頭等の職を置く。1
- 7-20 算術家小松鈍齋没（69歳）。81
- 7-21 広島藩、制度局を廃し、軍事・知郡・会計の局督をやめ、掌議を置く。1
- 7-25 広島藩、賀茂郡志和村の練兵場建設に着手。1
- 7-28 広島藩の藩主・世子、藩士を召集し、ともに藩政の改革に当たることを藩祖の廟前に誓う。1
- 8- 5 広島藩家老浅野忠英、洋学所を御調郡東野村に開設し、イギリス人ブラックモールに英学と英式練兵を教授させる。9-17 仮開校。10-4 広島に移転。1
- 8-23 福山藩、注連頭を廃し、社人触頭に神祇諸事を取扱わせる。192
- 8- 福山藩、大阪の五軒屋豪商へ百方説諭し、藩札版權を接收。200
- 9- 3 広島藩、鳥羽・伏見の戦い以後の従軍戦死者を城内東講武館に祭る。1
- 9- 7 福山藩出征軍、箱館警衛を命ぜられる。-21 福山城に勢揃いして鞆に向け出発。隊長岡田伊右衛門（吉頭）。198
- 9- 8 明治と改元し一世一元の制を定める。
- 9-12 駅逓規則制定。
- 9-25 福山藩出征軍、箱館警衛を変更し津軽応援を命ぜられる。10- 再度箱館警衛を命ぜられる。4
- 9- 福山藩、箱館出兵のための臨時御用金として郡中に1万両を課す。127
- 10- 3 広島藩、三原洋学所に招聘していたブラックモール兄弟を広島に招き、英学および練兵を教授させる。1
- 10-15 広島藩、中井勇太郎を大阪に派遣し藩債を処理させる。1
- 10-23 10月21日箱館に到着した福山藩兵、北海道七重村で榎本軍と戦い敗走。負傷者11、不明3。197
- 10-24 広島藩、養老の朝旨を奉じ、年令88歳以上の者を調査し扶持米を支給。1
- 10-28 新政府、藩治職制を制定公布。各藩に執政・参政・公議人・家知事をおく。
- 10-30 広島藩、修学の要領を藩士に諭告。1
- 11- 1 広島藩、城下水主町操練所を南講武所と改称。1
- 11-20 広島藩、藩内のキリシタンを調査し行政官に報告。1

- 11-23 広島藩、藩士に刀槍技術の修練を奨励。1
12- 8 広島藩、坂谷朗廬を招聘し学問所で国学を講じさせる。1
12-23 広島藩、戊辰戦争などの従軍戦死者をまつる水草霊社を二葉山麓に創建。1
12-23 福山藩、諸士の等級目印を規定し、庶民の不敬を戒める。192
12-26 福山藩、代官廃止。192
この年、福山藩校誠之館の学制改革が行われ、国・漢・洋3学と数・書・画の3科を設け士庶共学となる。922

1869 明治2 己巳

- 1-13 広島藩、藩府職制階級を改定し新たに評定・裁判の両職および試事寮を設置し、ひろく人材の登用をはかる。1
1-18 広島藩、南講武所を水主町練兵所と改称。1
1-20 諸道の関所廃止。
1-23 佐伯郡小方村民、大島沖新開のくじ引をめぐる村役人と対立し、全村に騒動がおよぶ。140
1-24 広島藩主浅野長訓、病により致仕。世子長勲家督を嗣ぐ。1
1-28 広島藩、銃隊・足軽の1組(1隊)を100名とし、これを6組に編制。1
1-30 広島藩、藩士田口太郎・遠野寅亮・西川虎之助・村上敬次郎に欧州留学を命ずる。1
2-10 奴可・恵蘇郡の鍛冶屋御用所で騒動。141
2-19 広島藩主浅野長勲、京都において版籍奉還の請願書を呈出。3
2-24 福山藩、郡内処々に人材養成を目的とする郷学設置のため、教授にあたる読書人を募る。192
2-25 福山藩主阿部正桓、版籍奉還の建白書を奉呈。4
3- 福山藩、産物の引立て・商取引を促すため城下に商館を設け、為替銀貨渡し等を行わせる。192
2- 福山藩、金神など淫祠邪神につき巫祝の所業を禁ずる。192
2- 福山藩、生後200日前後の子供にかならず種痘を行わせ、8日後に検査をうけ鑑定札をもらい番所に納めるよう市中一統に触れる。192
3-15 広島藩の洋学所(城内の旧勘定所を改築)、開校式を行う。学生数400余人、校内に学塾を設け、英・仏学生各30人、数学生20人を寄宿させる。2
3-15 福山藩、石州・箱館での戦死者招魂のため祭典を開催。190
3- 広島藩、諸職人の鑑札更新を実施。185
4- 5 福山藩、公議上下局開設につき、下局議員選出規則を制定。192
4- 7 広島藩、藩士の馬術は大坪流を廃し、調足流・西洋流を折衷して調整させることとする。1
4-11 広島藩、試事寮を廃止し、公議所を開設して公議所定則を制定。1
4-12 福山藩兵、北海道で榎本軍と戦う(～4-29)。死者25人、負傷者28人。197
4-15 福山藩、太政官札をもとにして大阪加島屋と共同で1歩以下3種の藩札を発行。188
4-15 広島藩、賀茂郡志和村に文武塾を開設し、藩士の子弟200人を教育。1
4-24 広島藩、城北の大芝磧において英式軍隊の演習を行う。1
4- 広島藩、郡政会議の規則を改定。1
4- 福山藩、戸口と牛馬犬鶏の調査を命ずる。192
5-18 五稜郭開城。戊辰戦争終わる。
5-29 福山藩、朝旨により脱籍流浪者を本国へ帰らせるため、人名・行方を取調べさせる。192
6- 2 朝廷、国事従軍戦功者に賞典を与える。広島藩主浅野長勲1万5000石、船越衛200石、小林隆麟500両、池田種徳500両等。1
6-17 新政府、版籍奉還を聴許、各藩主を華族に列し、新たに知藩事に任じ藩内の行政を司

らせる（浅野長勲広島知藩事，阿部正桓福山知藩事，奥平昌邁中津知藩事）。

- 6-30 広島藩，太政官達にもとづき追払，所払の刑を廃し，徒刑の法を設ける。1
- 6-30 広島藩，城下の旧処刑場，竹が鼻に徒罪場を設ける。1
- 6- 広島藩，城下の本川木綿方御場所，大阪蔵屋敷にそれぞれ商法会所を置く。186
- 6- 広島藩，御調郡立花村・大浜村台場跡を耕作地とすることを許可。195
- 7-4 広島藩，諸隊の再編成に着手，協和軍を編成し，新たに応変隊・新隊・神機隊に各職員を置く。1
- 7-5 福山藩域に水害発生。6
- 7-8 職員令を制定（二官六省の制）。藩知事のもと大参事・権大参事・小参事・権小参事を置く。172
- 7-9 広島藩，諸隊の規律を一定し，集会稽古を禁止。1
- 7-10 広島藩，広島町民の高齢者5人に生涯1人扶持を給する。88
- 7-16 広島藩，藩士の俸禄返還を許可。1
- 7-20 広島藩，広島町新開においても郡中と同じく篤行者および凶行者の褒賞処罰につきその門戸に掲表させることとする。1
- 8-4 広島藩，広島士民の本葬地墓地を比治山・牛田山に定め，寺院のほか妄りに山野に埋葬することを禁ずる。1
- 8-9 福山藩，雑穀の他所販売を禁止。192
- 8-11 広島藩，版籍奉還を藩内に諭告。1
- 8-24 広島藩，藩庁の各職制を改定，家老職を廃し藩政と家政を区別。1
- 8-24 広島藩，軍隊の等級制を制定，諸隊のもとの隊名を廃止し，四等隊と改称。1
- 8-27 福山藩知事阿部正桓，藩政改革に着手。岡田吉頭を大参事に任命。58
- 8-28 広島藩，海軍業演習のため軍艦の貸与を政府に乞う。3
- 8-28 広島藩，北海道北見国常呂郡・釧路国網走郡の管轄と開拓を命ぜられる。1
- 8- 広島藩，藩専売・座方商事を廃止。185
- 9-3 広島藩，各郡の代官所を県令所と改称。1
- 9-7 広島藩，藩士へ給米を納入していた知行所を廃止し，これを蔵入地に改定。以後給米は蔵米を支給する。186
- 9-14 福山藩，北海道開拓志願者と贖金所持量の調査を命ずる。192
- 9-14 福山藩主阿部正桓，箱館出兵の戦功を賞され，永世高6000石および金350両を賜る。91
- 9-16 算学の大家法道寺和十郎，広島で病没（50歳）。81
- 9-18 備後藤江村の文人，篤農家山路機谷病没。154
- 9-26 朝廷，王政復古の功臣に賞賜する。浅野長勲は正二位に叙され，辻維嶽は400石を賜る。1
- 9- 福山藩，福山藩職員令を出し，新しい藩治の職制を定める。57
- 9- 誠之館洋学教授寺地強平ら，福山西町藩士青木源蔵邸に医学校兼病院の同仁館を開設。'71-12-政府の指令で廃止。209
- 9- 広島藩修道館洋学伝習所，『英語階梯』を公刊。942
- 9- 福山藩，水災害につき民部・大蔵両省へ拝借金願を提出。6
- 10-17 広島藩，東京において公用人に貨幣贋造の自訴表を提出させる。1
- 10-17 広島藩，家政局を三の丸に移す。藩知事長勲移居して藩政を裁決する。1
- 10-20 広島藩，公議所会議法を徒班以上に下問し，答議を提出させる。1
- 10-25 福山藩主阿部正桓，西八幡社の西脇に招魂場を建設し，長州戦争・戊辰戦争の戦死者を合葬，のち福山招魂社と改称。190
- 10-25 太政官，広島藩に対しふたたび長崎のキリシタン210人を収監するよう命ずる。1
- 10-27 広島藩，藩士の秩禄を定め，士族を上・中・下の三等に区別し，准徒班・新整組を卒族と称する。1

- 10-29 広島藩が海軍業修業のため政府より借用した軍艦撰津丸、宇品島に着く。3
- 10- 福山藩、家臣の身分と俸禄の大幅な改革を断行。58
- 11-11 賀茂郡西条四日市村百姓 11 人、祭礼米・夫役米等の免割入除外を求め、割庄屋有田屋へ直願する。105
- 11-16 広島藩、前年の東北従軍藩士の戦功を論じ、賞典を頒賜する。1
- 11-20 広島藩、職員令にもとづき藩庁職制を改正し、大参事以下の職制を定める。1
- 11-23 福山藩、凶作により年貢米銀の上納期限を 11 月から 12 月 6 日まで延期する。190
- 11-26 広島藩、民部省の達により藩内街道筋の里程を調査し、12 月 4 日を期して報告することを命ずる。1
- 12- 1 福山藩、民部省の達により、石州往還筋の里程調査を命ずる。190
- 12- 2 京都留守官、太政官の布達により中下大夫士以下の称を廃し、すべて士族および卒と称し、禄制を定めるよう通達。1
- 12- 5 府藩県の紙幣製造禁止。
- 12- 5 山県郡役所、凶作による難渋救済趣法を郡内村々に達する。111
- 12- 8 広島藩、職制改定により士族・卒族への月給および禄米渡し方を藩内に達する。3
- 12-11 広島藩、長崎県より護送された肥前国浦上村のキリスト教徒 39 人を尾道で受取る。6
- 12-14 広島藩知事浅野長勲、東京において賞典米をもって奥羽凶荒救助費にあてるべきことを請願。1
- 12-14 福山藩、金札と銀札の通用に差別を行うことを戒める。193
- 12-30 広島藩、報国隊・一心隊を解散し、隊員にそれぞれ褒賞を与える。1
- 12- 広島藩、職制改定につき官禄を定めその支給方法を達する。3
- 12- 広島藩議事規則ならびに同議員の組織を制定。1
- 12- 福山藩、藩札製造を禁止。58

1870 明治 3 庚午

- 1- 3 神道を国教とする大教宣布の詔書発布。172
- 1-17 福山藩、小百姓等飯料払底につき、他所よりの入米ならびに在中より城下への持込米を許可。190
- 1-18 広島藩、大森県石見国浜田市へ乱民鎮撫のため銃兵 1 中隊を派遣。1
- 1-24 広島藩、県令所を司郡所に、郡府を司郡出張所と改称。1
- 1-25 広島藩、長崎県より護送された肥前国浦上村のキリスト教徒 138 人を尾道で受取り、前回と合わせ 177 人預りとなる。6
- 1-28 広島藩、藩主の通行に際し、沿道の藩士の邸宅の門および窓その他の閉鎖を行っていた旧例を廃止。1
- 1-29 広島藩、家政庁各職員の給禄および支給方を制定。1
- 1- 福山藩、監察局糾弾規則を制定し、不人情の所業・収賄等を取り締まる。99
- 1- 安佐郡可部地方の山繭織りの婦女、特権商人を通じての独占商事に反対し、広島藩の紬御場所の廃止と山繭紬自由売買を要求して騒動。105
- 2- 7 広島藩士竹田頼太郎の献策を入れ、西白島に集めた流人を用いて佐伯郡己斐・古江・草津 3 村堤防外に 114 町歩余の新田開発に着手を決定（庚午新開）。’71-5-完成。1
- 2-18 福山藩、難渋者の穀類融通促進をはかるため、新領地より他領への穀類売買を禁止し、旧領内への販売を命令。192
- 2-20 兵部省、各藩常備兵編制規則を公布。
- 2-20 広島藩、奇兵隊騒動に備え、藩西境に配していた警備隊を帰広させる。1
- 2-24 広島藩、藩中屋敷の空地に楮苗を植えることを奨励。50
- 2-27 福山藩、難渋者の他村袖乞等を戒め、村内で救済措置を講ずるよう命令。190
- 2-28 福山藩、城郭破損の跡に洋式砲台改築の伺を上申。5

- 3- 5 広島藩, 士族以下帯刀者が江波開港場へ出入りすることを禁止。1
- 3-10 福山藩, 品治郡戸手村以下 13 か村に対し, 救恤粥米 150 俵を下げ渡す旨布達。190
- 3-13 広島藩, 兵制改定法により士族を 5 大隊に編成し, その名称を改める。1
- 3-13 福山藩, 芦田郡府中市村に開設 (1-) された学校への入学を勧奨。190
- 3-24 広島藩, 前年の凶荒により財政逼迫。藩士の禄米を削減して渡すことを達する。3
- 3-29 広島藩, 卒族の家名の売譲を禁ずる。1
- 3- 広島藩, 常備兵編制規則により士族を大隊に編制。1
- 4-12 福山藩, 藩営医院を設置し, 療治願い手続等を定める。190
- 4-15 広島藩, 刑余の死屍を試し斬りにすること, 人胆をひそかに売ることを厳禁。1
- 4-19 広島藩, 各郡に令して荒蕪地への馬鈴薯の栽培を勧誘。1
- 4-22 福山藩, 郷兵廃止の触を出す。190
- 4-25 福山藩, 常備兵を廃止。190
- 4-25 広島藩, 議事所の議決に従い, 士族の名は任意に通称を用いさせる。1
- 5- 4 福山藩, 北海道釧路国白糖・阿寒・足寄 3 郡の支配を命ぜられ, 開拓にあたる。94
- 5- 8 広島藩, 太政官に赤穂義士祠堂の落成祭式を行うことを願い出る。1
- 5-19 山県郡, 明治 3 年取麦を社倉へ積戻すよう達する。111
- 5-19 福山藩, 牛馬の無鑑札売買禁止の民部省令をうけ, 馬喰人名の取り調べを命ずる。190
- 5-28 広島藩権大参事公議人谷口真卿, 集議院會議に参列。1
- 5-29 広島藩, 現石高・人口・軍兵・大砲・小銃等の員数を調査し, 兵部省へ報告。1
- 6- 4 福山藩, 庄屋交代の村々に, 検地帳・名寄帳・年貢米銀勘定目録等諸帳面目録の提出を命ずる。190
- 6- 8 福山藩, 神仏分離の趣旨の徹底を期し, 神仏取扱方・神職制法・寺院制法等を神社寺院へ申渡す。190
- 6-26 広島藩, 大監察および監察の事務所を合併し, 監察署と改称。1
- 7- 福山藩大参事岡田吉頭, 「藩治本論」を参議広沢真臣に提出。209
- 8- 8 広島藩, 市政本局を市政局当用方と改称。1
- 8-15 広島藩, 管内郡村高辻帳を民部省に提出。1
- 8-18 福山藩, 沼隈郡水呑村川尻海岸約 64 町歩 (箕島新涯) を塩田その他に開拓したい旨民部省に伺出る。10- 7 許可。6
- 8-18 広島藩, 講武所内の槍術場を廃止。1
- 8-22 広島藩, フランス式練兵伝習のため, 藤田敬次郎らを備後福山へ派遣。1
- 8-28 広島藩, 藩学問所を城内八丁馬場の家老浅野右近上屋敷に移し, 修道館と称し, 陪臣農工商の入学を許可。1
- 9-10 藩制改革要綱を布告。
- 9-10 福山藩, 綿繰屋職稼を免許制にし, 勝手なる売買・領外他出を禁ずる。190
- 9-13 福山藩, 往来手形は庄屋役人調印かぎりて郡役所の奥印は無用の旨達する。190
- 9-18 福山藩, 神職以外の神社本殿立入りを禁じ, 神楽等御魂移遷宮・遣奉幣使などは神職の職掌とする。190
- 9-18 福山藩, 在町住人縁組の際宗門放手形の授受を厳重に行うよう布達。190
- 9-19 政府, 平民に苗字使用を許可。
- 10- 3 福山藩, 藩内 10 か所に種痘所を設置し, それぞれ役医を置き, 役医以外の種痘を禁止。190
- 10- 5 福山藩, 戸籍表の提出を命ずる。190
- 10- 7 福山藩, 元常備兵への賞賜銀下賜につき受取りを命ずる。187
- 10- 9 太政官, 広島藩の歳入歳出表を大蔵省に提出することを命ずる。1
- 10-10 広島藩, 家老浅野忠英に備後三原を限り通用している旧金銭証券の処分を指示。1
- 10-15 広島藩, 藩債支消のため藩庁各職俸を減少することとする。1
- 10-23 福山藩, 平民に苗字を許し百姓の名乗りを整理させる。187

- 10-26 広島藩，藩内農兵救恤のため藩士の家禄および各職俸減少支給方を命ずる。1
- 10- 甲奴郡上下村の田辺長一郎，広島藩庁に対し 3500 両の貸付金返済を繰返し要求（～ '71-12- ）。101
- 10- 福山藩，少参事河村重秀・大属横山光一・権大属馬屋原宏を校務掛に任じ，岡田吉頭の構想にそってふたたび学制を改革。209
- 10- 福山藩内の有力者が藩庁に集められ，啓蒙社設立に関する会議開催。58
- 閏 10- 3 贋金事件で大阪弾正台出張所の命により浅野忠英父子および伴資健等を上阪させる。1
- 閏 10- 5 福山藩，藩札を流通させ諸色値段下げをはかる旨布達。190
- 閏 10-20 広島藩，北海道網走郡・常呂郡の開拓事業返上を許可される。1
- 閏 10-23 広島藩，フランス式の戦法を採用し，常備兵の編成を整頓し 5 個中隊を 1 大隊とする。1
- 閏 10- 広島藩，市中猿猴橋東・京口門内・材木町 3 か所の目安箱を廃止。1
- 11- 7 広島藩国学者・歌人，末田道磨没。81
- 11-13 広島藩の能役者を処分し，その一部は卒に編入。1
- 11-15 広島藩，藩職制および事務分掌章程を改定。政事堂を廃止，新たに学校・軍務・庶務・刑律・監察の 5 部を設ける。1
- 11-15 広島藩，藩債が消却し終わるまでの職禄の 10 分の 2 を減ずることを達する。3
- 11-17 広島藩，藩制改定につき職禄を定め藩内に達する。3
- 11-19 広島藩大参事石井正敏，東京において金貨贋造にかかる謝罪表を太政官に提出。1
- 11-26 広島藩，御材木場へ御紙蔵を合併。88
- 11-28 浅野広島藩知事，贋金事件について謝罪表を朝廷に提出。6
- 11-30 広島藩，小姓町器機方事務を軍務課へ併し同工場を玉製作所と改称。1
- 11- 広島藩，藩士に減禄を達する（家禄の 50 分の 1，ただし 15 石以下の少家禄の者は除外）。3
- 12- 9 広島天神町清岸寺僧・慈善家，国誉没（80 歳）。81
- 12-14 広島藩，朔・望の日に肩衣を着て登庁する旧例を廃止。1
- 12-20 新律綱領頒布。1
- 12-23 広島藩，市政局を糾弾所と改称。1
- 12-26 福山藩，御用達並次席に例外を設けるほか，平民の帯刀を禁止。190
- 12-30 広島藩，市務御役所を藩庁内元郡政局に移す。5
- 12- 福山藩，福山西町・東町の 2 か所に女学校を設立し，誠之館の支校とする。209
- 12- 福山藩誠之館洋学所，『英語原始』を公刊。942
- 12- 広島藩，修道館洋学所，『智環啓蒙』を翻刻。942
- この年，俳人六呂堂土方，広島で没（70 歳）。81

1871 明治 4 辛未

- 1-13 兵部省，広島藩に対し藩兵 1 大隊をもって東京を守衛するように命ずる。1
- 1-17 福山藩知事阿部正桓，学校（誠之館）の再出発に際し，校務掛権大属馬屋原宏に告辞を，啓蒙社周旋方選出。これより先，窪田次郎ら発起人となり，誠之館において会議を開き啓蒙社大意並規則を定める。57・90
- 1-22 福山藩，城下 2 か所に開設の女学校入学希望者を募集。187
- 1-24 広島藩，藩内の士民で他地において皇漢洋医学を修業することを志望する者に修道館で学力試験を受けさせることとする。1
- 1- 福山藩主阿部正桓，家禄の 3 分の 1 を藩庁に差し出し，貧民撫恤・藩債償却等の費用にあてるよう中央政府に申請し，許可を得る。58
- 1- 山県郡奥中原村ほかで銀穀の出納，徴収民費の収支計算に疑惑をもち騒動。763
- 1- 広島猫屋町明教寺の信徒大高十郎ら同志 10 人，講を結んで毎月数回法話会を開催（十

名講、無名講)。882

2-6 深津郡深津村の石井英太郎ら、村内の長尾寺に最初の啓蒙所を開く。927

2-14 広島藩、軍艦撰津丸の返上を弁官へ申出る。3

3-20 広島藩権大参事西本正道、贖金事件につき岩倉具視へ請願書を呈出。1

3-20 安那郡栗根村で代議人制度（一種の公選民会）創設され、同村庄屋藤井平太、藩庁御伝達所に許可を伺う。97

3-28 福山藩、士族等の家産田畑所持を許可し年貢勘定等を厳重にするよう達する。192

3- 広島藩、太政官達にもとづき神社の廃合整理の布令を藩内に発する。1

4-4 戸籍法制定（区を設置し、戸長・副戸長を置く）。

4-5 福山藩、往来手形を廃止し他行の節は藩庁書付を受けるよう達する。192

4-5 広島藩、歩米の廃止を大蔵省へ届出る。3

4-13 広島藩、殖産事業拡張のため、堤防その他閑地に樅木を植栽させる。1

4- 福山藩有志、報国両替会社を設立。藩札償却のため両替および貸付けにあたる。57

5-7 福山藩、報国両替会社結成につき、9日より藩札を時価で引替える旨を達する。187

5-10 新貨条例制定。

5-14 神社の社格・神官職制を制定。

5- 広島藩、士族の帰農者に山林の払下げを実施することを政府に申請（政府認可）。6

5- 広島藩、士族の帰農希望者に家禄10年分を引き当てて金子を借用させることを政府に上申（政府、伺書返却）。127

5- 沼名前神社（沼隈郡鞆町）国幣小社に列格。126

6-14 福山藩、庁掌設置につき、管内の請願達類は一切庁掌に差出すこととする。187

6-22 弾正台より広島藩へ贖金製造の罪により大参事石井正敏の収監を命ずる。1

6-25 福山藩、各郡に2名（ただし北安那・川上・神石の各郡は1名、福山城下3名、鞆津2名）の戸籍取調掛りを申し付ける。194

6- 福山藩、願により釧路国白糠・足寄・阿寒・網尻4郡の支配を免ぜられる。6

6- 厳島神社（佐伯郡厳島町）、国幣中社に列格。126

7-4 大小神社氏子取調規則制定。83

7-9 福山藩、藩内の郡をそれぞれ大区とし、その下に小区を置き、従来の宿老・庄屋を廃止して、各小区単位に新たに戸長・副役を置く。182

7-10 広島藩知事、士族・卒などの定禄・官禄を調べ民部省に上申。3

7-14 廃藩置県。広島・福山・中津・倉敷などの諸県成立。

7-24 広島県、県庁を広島城の本丸に設け、士族全員を登庁させ、権大参事西村正倫（藩知事名代）より廃藩置県の趣旨を伝達。3

7-27 広島県、洋式兵法研究のため藩士を大阪に派遣。3

8-4 元広島藩主浅野長訓の東京移住に際し、奥地より出広した農民、徒党をくんで阻止。これを契機に1か月余にわたり武一騒動おこる。1

8-6 浅野長訓、親書を県庁に差し出して官員を各郡に派遣し、人民を説諭・鎮撫するよう依頼。県庁、説諭頭書を下し、県内各郡へ24人の官員を8部隊に編成して派遣し、説諭にあたる。3

8-9 浅野長訓、人心の安定を図るため上京延期の通知書を公布。夜、山県郡壬生村で説諭中の県庁派遣官員、多数の農民に襲われ重傷を負う。城下では暴民、朝令の制札を引き倒し、豪商の家を打ちこわす。1

8-10 浅野長訓、教諭書を布達して行動を自重するように領民に呼びかける。3

8-11 諸郡より出広した数千人の領民、広島城内へ進入し、歎願書を提出。3

8-11 山県郡内の割庄屋宅が集中的に打ちこわされる。-12 広島城下でも暴動が生起し、官員宅・豪商家36軒が打ちこわしの被害を受ける。夜、騒動は城下・山県郡から世羅郡・賀茂郡一带へと拡大。3

8-13 広島県庁、兵力による暴動鎮圧を決定し、抵抗する領民に死者22人、負傷者4人を

出して鎮圧。3

8-14 一揆は三次・恵蘇・三上・奴可郡など北部に、-16 御調・甲奴郡など東部に拡大。3

8-15 高知県土族河野敏鎌，広島県大参事に，福山県土族岡田吉頭，福山県大参事に任命される。3・4

8-15 広島県庁，一揆鎮圧のため郡方に鎮撫隊を派遣。-15 山県，-16 賀茂，-17 賀茂・御調・山県，-18 東北部諸郡。3

8-19 尾道町に御調郡民4万数千人が押し寄せ，郡用所・庄屋・商家・寺院などを打ちこわし，鎮撫に出張した県官を殺害。3

8-19 広島県庁，近隣の9県に対して散走者の捕縛方を依頼。3

8-20 藩兵を解体し，新たに東京・大阪・鎮西・東北の4鎮台を設置。広島には鎮西鎮台の第一分営設置。

8-23 河野敏鎌，布政使として広島県へ出張を命ぜられる。6

8-23 華士族・平民相互の結婚許可。

8-28 太政官「解放令」を布告。「穢多・非人」の称を廃止。

9-5 広島県，新聞雑誌奨励につき達する。174

9-7 田畑勝手作を許可。

9-15 佐伯郡白砂村で騒動発生，割庄屋・庄屋が打ちこわしにあい広島県庁，増兵1中隊の鎮撫隊を派遣（～18）。98

9-19 前福山藩主阿部正桓の上京阻止のため，沼隈郡を中心とする諸郡より多数の農民が福山城下に集合，県官や旧藩主の説諭でいったん鎮静化。深津郡・沼隈郡下の農民と城下の貧民層によって暴動に発展し63軒の商家を襲撃（～20）。127

9-21 沼隈郡内全域で，戸長・副役などの村役人層・豪農商層の家が打ちこわし，焼打ちの被害にあったが，県庁の派遣した兵隊により鎮圧（～22）。127

9-21 品治・芦田両郡で一揆激発。-22 夕，旧藩知事名代と兵隊が鎮圧に出動し，-23 鎮静。127

9-23 旧福山藩主阿部正桓，福山県大一揆のため帰京御猶予願を提出。6

9-25 広島県大参事心得河野敏鎌着任。45

9- 福山県，新たに組頭を任命。従来庄屋・組頭の下役として設けられていた釣頭を廃止。182

10-3 宗門人別帳廃止。

10-9 浅野長訓，一族とともに東京移住のため宇品より海路出帆。1

10-12 広島県庁，本丸に鎮西鎮台第一分営が設置されたため，三の丸に移転。3

10-12 広島県，旧藩職制を改めて広島県職制科目を設定。3

10-13 広島県，太政官の穢多・非人の称廃止布告（解放令）を県内に布令。174

10-19 広島県，土族邸内での音曲自由となる。174

10-23 広島県，修道館四学の休学を布令。174

10-28 府県官制制定。215

10- 広島県，戸籍布令を発し戸籍編製に着手。広島を4区に分ち3丁目に戸籍出張所を設ける。郡中区域は後日布達する。216

10- 広島県，平民以下に苗字を許可。174

10- 福山県，解放令にもとづき，穢多・非人の称廃止についての心得を通達。324

11-3 旧福山藩主阿部正桓，家族とともに快鷹艦で福山を出立して江戸に向う。58

11-4 山県郡有田村武一をはじめとする農民9人，「先般郡市暴動巨魁」として即決処理される（梟首1・斬罪3・絞罪5）ほかに准流18・徒32・杖321・笞193，計573。3

11-5 広島県，藩営鉄山の県営継承につき大蔵省へ上申。3

11-10 広島県職制規則公布。3

11-15 山陽・山陰両道の諸県整理統合の一環として新広島県設置。従来の管轄範囲に新たに甲奴郡内の旧倉敷県所轄12か村，旧中津県所轄12か村を管轄。3

11-15 新県改置にともない、福山県は深津県と名称を変更し、倉敷県ほか12県（高梁・成羽・岡田・新見・浅尾・足守・庭瀬・亀岡・亀山・麻田・生坂・鴨方）を併合し、備中一円・備後6郡を管轄（高50万980石余）。4

11-15 大分県士族元葛飾県権知事矢野光儀、深津県権令に、置賜県士族森長義、権参事に任命される。4

11-16 敦賀県士族千本久信、広島県権参事に任命される。-25 赴任しないまま福井県権参事に転任。3

11-23 元福山県大参事岡田吉頭ほか4名、福山県大一揆につき進退伺を深津県に提出。6

11-27 河野敏鎌（前大蔵省六等出仕）、広島県参事に就任。9

11-27 県治条例制定。215

12-2 広島県、士族兵隊を解隊し、士族一同を県庁支配とする。3

12-4 広島塩屋町に郵便役所を設置。48

12-13 広島細工町より出火、鳥屋町・横町まで燃え広がり、焼失家屋細工町32戸、鳥屋町15戸、横町17戸。3

12-15 広島最初の新聞『日注雑記』第1号県庁の新聞局から刊行。59

12-26 広島藩参事河野敏鎌免官。和歌山県士族伊達宗興、広島県参事に任命される。9

12- 鎮西鎮台第一分営の兵舎、広島城内の旧本丸に設営。

12- 広島の高商秋田儀右衛門・桑原幾吉郎・同実之助・栗根八郎右衛門・織田庫助の5名、市中融通・県内諸物産販売のため綿座御役所内に融通会社の設立を出願。'72-1-大蔵省認可。'72-8-設立。

この年、福山・神辺・尾道・三原・鞆津・本郷・田万里市・西条・海田市・広島・廿日市・玖波に郵便取扱所を設置。173

この年、旧広島藩主浅野家、資本金3万円をもって三因社と称する産物販売所を設置。'74-7-廃止。89

1872 明治5 壬申

1-10 広島県、有禄卒隊（神機隊・応変隊等）の解兵を布達。3

1-18 富殖・窮民救済のため広島柳町旧洋騎所へ協救社養豚場の設置を許可。174

1-19 広島県内の諸道各駅に陸運会社設立を命ずる。48

1-29 広島県、戸長以下職制を定める。5-改定。3

1-29 身分族称を皇族・華族・士族・平民とする。

2-6 午後3時すぎ浜田沖を震源とする大地震発生、安芸国各郡に被害。家屋倒壊63軒、往還小道路等損壊254か所、負傷者3人、堤防川岸破損169か所、田畑損壊93か所。3

2-15 広島県、新県条例発布につき庶務・聴訟・租税・出納4課の設置を布告。174

2-15 土地永代売買解禁。

2-15 賀茂郡志和奥屋村大行原屯営の回天軍神機隊を解隊。199

2-20 深津県、陸運会社設立のため会社規則ならびに賃銭試案を公示。4

2-22 戸籍調の際、被差別部落の職業記載を雑業としていたのを改め、農工商に区分するよう達する。174

2-28 陸軍省・海軍省設置。

2- 広島4小区を廃し第1大区を置く。士族・卒は県庁支配から戸長支配に移す。174

2- 小田県の旧福山県管内有志寺院、申合わせて学校で毎月水曜日に講筵を開き、翻訳書類・日誌新聞紙などを講究。127

2- 深津県、種痘医・本局を置き種痘の事務を総轄。4

2- 福山県医学校兼病院廃止。4

3-4 広島県、山林方を廃止し、租税課にて業務を取扱うべき旨布令。174

3-29 備中各県を深津県に合併し、土地人民の引継を完了。122

3- 深津県、各郡の呼称を廃止して大区と改称し、大区小区（17大区・356小区）を画定。

122

3- 深津県，地券掛を設置。4

4-1 新紙幣発行開始。

4-1 広島県参事伊達宗興，県預りキリスト教徒のうち改宗者を長崎県に送還。6

4-4 広島県内を17大区，158小区に区画。3

4-4 深津県，湯屋における男女混浴，街路における裸体，密売淫興行などの風俗取締の禁令を發布。122

4-8 広島県，料理店等取締方大綱を制定し酌女・相撲・芝居等の興行場所を江波島に限定。

174

4-9 庄屋・名主・年寄など廃止，戸長・副戸長など設置。

4-25 教部省管轄の教導職を設置。83

4- 『広島新聞(第1)』(4号まで広島静真堂，5号より県庁内承流舎)創刊〔**広島新聞**1〕。

5-1 三木達・後藤静夫ら私立医学校躋寿館を大手町1丁目に設立。174

5-3 深津県権令矢野光儀ら，深津県を小田県と改称し，県庁を笠岡へ移転する旨の伺を大蔵省に提出。5

5-4 太政官達により士族の俸二三男などの給米を廃止。3

5-8 広島県，大区に区長・戸長，小区に副戸長を設置。3

5-12 広島県，厳島千疊敷にて博覧会を開催し，同地の珍品・重宝を集め，また各地の産物を展覧・交易するにつき諸産物の出品を促す。174

5- 土井善右衛門・篠村幾造ら，私立学校遷喬社を広島南町2丁目に設立。49

5- 豊島良仙，広島に施薬院を開業許可。174

6-3 深津県，他村より入って支配する戸長・副役を廃止し，新たにその村かざりて入札するよう指示。216

6-4 広島県，卒のうち自然世襲の者は士族に，新規一代限抱の者は給禄をそのままに平民に編入することを伺上申し，指令をうける。3329人を士族，1690人を平民とする。3

6-7 深津県，県名を小田県と改称し，県庁を備中国小田郡笠岡村に移転〔**太政官布告**171〕。

5

6-8 天皇，西国巡幸の途中備後国鞆津に入港，1夜碇泊。6

6-15 小田県，児童就学奨励に関し諭達。122

6-28 イギリス人モリス，安芸郡府中村より広島水主町まで電信線を架設。—29本川辺まで架設〔**広島新聞**7〕。

6- 広島県，市中取締心得を布告。127

6- 小田県，乞食取締に関し諭告。122

7-4 地券交付(壬申地券)を令す。

7-11 広島県，病牛・死牛・馬肉の交販売を禁止し，屠牛会社(広島江波)の創業許可を布達。174

7-12 小田県管内区画制定につき各小区経界に標木を建設するよう布達。122

7-20 広島県市街に警邏設置を許可。173

7- 広島県参事伊達宗興の勸奨により小倉県士族高橋渡人らを備い，搾乳・種牛蕃殖のため広島に官立養牛舎をおこす。184

7- 広島県，電信機木杭への接触，あるいは銅線への草鞋投掛等の所業を厳禁。174

8-3 学制頒布。

8-18 綿座・綿改所を廃止し，その事務を融通会社に引き受けさせる。174

8-19 広島県，男女混浴を禁止〔**達**1〕。

8-25 広島県参事伊達宗興，広島に裁判所出張所を置くことを司法卿に建言。3

8-26 小田県，県庁の笠岡移転を認められ，仮庁舎を同地浄心寺に設置。122

8- 広島県，市中取締のため，はじめて広島に邏卒をおき，4か所に邏卒屯所を設置(人数60人程度)。183

- 9-4 小田県, 旧福山県士族の娘町野乙茂・同河内美登を製糸練習, 海老原虎太郎を製糸器械工作練習, 斉藤官兵衛を取締として, 東京勸工寮に派遣。122
- 9-18 広島県, 鎮台兵募集を布告〔布 15〕。
- 9-25 安那郡栗根村窪田次郎, 「下議員結構の議案」と題する議会構想を作成し, 笠岡の友人に送付。209
- 9- 広島竹屋村の旧藩米倉を改造して牢舎とし, 県庁内に拘禁の罪囚を移す。183
- 9- 小田県殖産商社設立され, 報国兩替社を解体合流。617
- 9- 安那郡栗根村の窪田次郎, 若連中・講中などの禁止を建議。209
- 9- 安那郡栗根村の窪田次郎, 阪田雅夫・猪木雄一郎と相談し, 細謹社(書林会社)を設立。'82-4-7 解散。97
- 10-11 広島県, 新旧価格比較表を布達し, 旧藩札と新貨との比較を示し, 10月20日以降広島札場・三次出張所・尾道諸品役所の3か所で大規模な引換を行う〔布 24〕。
- 10-12 広島県, 漢法医学新規開業を禁止〔布 22〕。
- 10-13 広島県, 藩札の名目を廃止〔布 26〕。
- 10-13 広島県, 貢金上納に鴻池善右衛門・高木久三郎の出店(広島中島本町 六海社出張所)を指定〔布 27〕。
- 10-13 広島の比治山を陸軍埋葬地と定める。1070
- 10-14 広島県, 私塾・家学等開業希望者は文部省布達小学教則に照準し学則を提出すべき旨布達〔布 28〕。
- 10-15 小田県議事所, はじめて会議を開く。4
- 10-15 小田県権令矢野光儀, 啓蒙所を小学校とみなしてその拡充を図る旨告諭。127
- 10-17 広島県, 陸運会社取扱人名を指定し, 陸運会社大概を布達。184
- 10-18 広島県, 地券発行につき地租収納規則を布達〔布 34〕。
- 10-19 福山誠之館廃校。58
- 10-25 広島県, 旧穢多寺並に同門徒に対し外寺院へ帰依することを許可〔布 49〕。
- 10-27 小田県, 県庁を浄心寺から元笠岡代官所跡の新庁舎に移転。122
- 10-28 広島県, 諸職工税則を改正し, 厘米・小間銀等の諸税を廃止〔布 54〕。
- 10- 小田県, 政府の方針をうけて人身売買を禁じ, 娼妓・芸妓の解散を布告。209
- 11-3 広島県, 医師開業希望者に対する医師学術試験の定則を制定。-21 躰寿館で洋・漢流とも検査開始〔布 56・73〕。
- 11-4 広島県, 無願の芸妓・娼妓の営業を禁止〔布 58〕。
- 11-9 太陽曆採用の詔書。明治5年12月3日を明治6年1月1日とする。
- 11-10 広島県, 諸株の称廃止。174
- 11-10 広島県, 四民男女の別なく6歳以上の子弟は就学して勉強するよう布達〔布 69〕。
- 11-13 広島県, 県社・郷社を定め各神社に祠官を任命。饒津神社を県社に, 白神社ほか14社を郷社に列格〔達 54〕。
- 11-15 国立銀行条例制定。
- 11-17 広島県, 商事仲買の称廃止。174
- 11-21 広島県, 各大区に組合結成の条則を達する〔達 67〕。
- 11-27 広島県, 違式註違条例を制定。'73-1-1 施行〔布 99〕。
- 11-27 広島県, 奉公人口入渡世の名儀を廃止して男女奉公人請宿渡世規則を規定し, 猥りに雇用世話を行うことを禁止〔布 98〕。
- 11-28 徴兵の詔書および太政官の徴兵告諭公布。
- 11- 旧問屋座を構成していた尾道の株問屋商人48人, 協議の結果港栄社を結成。618
- 11- 小田県, 県・郷・村社を定め, 備後6郡では吉備津神社(品治郡宮内村)ほか4社を郷社とする。4
- 11- 小田県, 小学校教員養成のため, 東京師範学校の制にならい笠岡に研究学校を設け, 管内の志望者を入学させる。122

- 11- 小田県, 11名の教導職管事を任命。127
11- 小田県, 従来の神主・社人の世襲制を廃し, あらためて祠官・祠掌を任命。58

1873 明治6 癸酉

- 1-4 広島県, 大区用所と区長を廃止(代わって総戸長を設置か)〔布110〕。
1-9 広島鎮台設置。全国鎮台配置改定により, 6軍管・6鎮台・14營所となり広島鎮台は第5軍管となる〔太政官布告4〕。
1-10 徴兵令発令。
1-11 広島県, 第1大区中の12小区にそれぞれ1校ずつの小学義校の設立を許可し, 従来自宅で教授をしていた者は生徒をつれて義校(寺院)で教授するよう布告〔無号〕。
1-13 広島県, 県内を8中学区・1544小学区に分け, 学区取締を置く。924
1-14 小田県, 各郡の学区取締と学校世話役を任命(4中学区, 951小学区を設定)。58
1-21 広島県, 贖罪法を定める〔布134〕。
1-21 広島県, 雑税を改正し, 商業税を定める〔布136〕。
1-22 広島県, 禄米を来る2月より代金で渡すこととする〔布139〕。
1- 広島県, 石代金・諸税上納方は正副戸長の手を経て, 金は六海社・小野組出店へ, 旧藩札は札場へ上納することとする〔布121〕。
1- 『小田県新聞』創刊。60
1- 啓蒙所規則, 文部省の規則に準じて改定され, 小田県小学校規程公布。58
2-10 広島県, 断髪令を発する〔布165〕。
2-12 広島県, 太政官達により明年より家禄・賞典米を年に1度12月に取纏めて渡すこととする。3
2-20 小田県, 「福山県製造之金札銀札比較表」を備後6郡総代へ布達。124
2-22 賀茂郡三津口村で火災発生。居屋47軒, 牛馬屋3か所類焼。3
2-24 広島県, 鉄穴稼規則を定める。鉦物の私有禁止, 冥加金の上納を規定〔布149〕。
2- 融通会社, 能美島の木綿会社を分社に組み入れる。127
2- 広島県, 藍の濫製を防ぐため融通商社に取締を命じ, 社外での紺屋職営業を禁止〔布146〕。
2- 広島県, 山林方廃止につき川下げの板材木類は広島(諸川)・五日市・廿日市・玖波村にて改めを受け手数料を納付するよう定める〔布160〕。
2- 広島県, 医師の技術向上のため自宅開業を禁じ, 12の医学私舎を設立し, 8名の学区取締役を命じ, 洋漢方併用して治療にあたらせる〔布188〕。
3-9 小田県, 各郡の戸長・副戸長あてに, 区長の任にたえうる至当の人物を入札するよう命ずる。99
3-20 広島県庁, 二の丸が兵営となったため, 広島小町の国泰寺を仮庁舎として移転〔布217〕。
3-24 広島県, 富岡製糸場工女30人(15~30歳)を募集。141
3-29 広島県権参事, 尾道に本庁を移設し御調県と改称することを大蔵省に出願。6
3- 小田県, 牛肉販売取締につき布達。笠岡に牧畜会社を設置し, 牛肉販売業者は同会社より印鑑を受取り販売することとする。122
3- 広島県, いったん廃止した従来の漢学私塾を再興し, 学科に翻訳書を加えて私立の変則中学とすることを認める。127
3- 旧福山藩預りのキリスト教徒87人を本貫長崎県へ送籍。4
3- 小田県, 散髪奨励のため告諭。122
3- 安那郡栗根村の有志, 博文会と称する談話会を結成。60
3- 小田県, 従来からの悪習のうち改めるべきもの16か条を布告。209
4- 広島県, 和歌山商人津田達蔵の鉄山請負願いをそえて県下鉄山払下げ許可を願い出る。

- 4- 小田県，組頭を保長と改称。193
- 4- 広島県，家塾開業許可を取り消し，教員希望者には小学教則を研究させ，学区取締と協議のうえあらためて開業許可を願い出させることとする〔布 237〕。
- 4- 広島県，遷喬舎に小学師範校を設け教員の養成を開始。127
- 5-2 広島中島本町より出火。中島本町 39 戸，天神町北組 25 戸，材木町 3 戸，合計 67 戸焼失。3
- 5-5 笠岡地福寺で小田県展覧会開催（～31）。178
- 5-20 広島県，調査完了の郡より地券税法施行の特例許可を願う伺書を正院に提出。6
- 5-22 広島県内 16 郡に降雹（～23）。立木・作物への被害甚大。3
- 5-30 広島県，廝走類（小人）の廢祿につき，祿制改革後も一代抱卒に準じ給祿はそのままだに民籍に編入したい旨大蔵省へ伺書を提出。8-28 不可の指令。3
- 5- 広島県，仁恵学校（貧人小学）として東成館（広島台屋町源光院）・西成館（同西地方町浄国寺）を設置し，無謝金で教授することを布達〔布 264〕。
- 5- 小田県，徴兵反対の北条県下暴動に関し，管内人民が奸民の誘動に惑わされないよう告諭。122
- 6-3 広島県，壬申地券を発行。207
- 6-8 田畑石高の称を廢止（反別に改正）。
- 6-25 近隣 4 県（鳥取・島根・愛媛・名東）の徴兵反対一揆県内に波及し，御調郡因島住民 300 人余徴兵反対を唱え同郡重井村龍王山に集会。同区用係説諭に奔走し一時平穩化。3
- 6- 融通会社，尾道に出張店を開き米綿商会所を設立。137
- 6- 広島・小田県内，旱魃のため池掛り田畑用水が枯れ広島県では各地で検見を行う。4
- 6- 小田県，徴兵令に関し告諭。122
- 6- 小田県，五十川左武郎・坂田丈平ら管内の学者を小学校巡教師に任命し，学校を巡回させて教授法の改善・統一をはかる。58
- 7-2 海軍大輔勝安芳，提督府取建用地として備後三原城を譲受けたい旨の伺を太政大臣三条実美に提出。8-19 指令。6
- 7-2 徴兵反対一揆を動因として，御調郡西野村および隣村の豊田郡田野浦村の農民数百人，培根商社分社の屠牛場へ乱入して被差別部落の家屋へ放火，家財を破壊するなどの暴行をはたらく。3
- 7-28 地租改正条例發布。
- 7-29 広島城二の丸内に広島鎮台兵營を建築するため，同地内居住者 116 戸に移転費用として 2630 円支払を許可。6
- 7-29 奴可郡西城川筋で行われた旱天雨乞の毒打漁業に参集した多数の地域住民が被差別部落を襲撃。3
- 7- 小田県，壬申地券を発行。207
- 7- 小田県，管内の啓蒙所を廢止して小学校と改称し，各小学校に番号を付す。58
- 7- 小田県，寺地強平・窪田次郎ら 13 人を医業取締に任命。4
- 8-1 尾道病院衛生館開院。133
- 8-4 三上郡庄原村・恵蘇郡三日市の住民，盜賊が被差別部落内に潜入したとの流言で多数集合し，部落の民家を搜索し焼毀。3
- 8-15 小田県管内医師取締に任命された窪田次郎，「田舎医術調所兼診判所建立大意」を起草し，県に上申。209
- 8-20 広島県，生糸改会社を広島・尾道・三次に設置（6-5）して業務開始〔布 322〕。
- 8-22 総戸長・戸長・副戸長を廢止，あらためて総区長・総区長付属，大区に区長・副区長，小区に戸長を置く〔布 327〕。
- 8-28 安芸郡宮原村医師青盛松齊・宮田玄格・合沢芳策ら，医学私舎騰雲館設立を県権令より許可される。848
- 8-29 西寺町仏護寺裏堤上において紙幣寮官員立会いで旧藩札・旧米札・旧銀札預券を焼却

〔布 336〕。

8-29 広島県内、暴風雨により河川氾濫被害発生。山県・高田・三次・恵蘇 4 郡の鉾山方関係を中心に被害甚大。6

8- 高田郡吉田に化生舎，三上郡庄原に枅寿館設立。846

8- 広島中島誓願寺に中教院が置かれ試験が実施され，教導職が任命される。127

9-13 広島県，廝走類に 3 か年分の給禄を一時に下賜したうで廢禄，平民籍編入の扱いをしたい旨大蔵省へ伺う。10-5 2 か年分下賜を指令。3

9-23 遷喬舎校内へ諸民学校を設立する旨布達〔布 366〕。

9-30 広島県権令伊達宗興，広島城三の郭内鎮台用地と江波新開地との交換を大蔵省に伺上申。12-14 認可。6

9- 尾道の諸品役所廢止され，諸品商社發足。社長に島居儀右衛門就任。95

10- 1 広島・尾道各電信局設置され，電信事務開始。25

10-18 広島県，三原城郭を海軍省へ引渡す。6

10-18 広島県，総区長・正副区長・戸長を置き，区長以下事務章程を定める〔布 381〕。

10- 尾道に邏卒を置く〔布 389〕。

10- 広島県，各種札（旧藩札）による商取引を嚴禁〔布 387〕。

11- 4 小田県，国の祝祭日に国旗掲揚するよう布達。193

11-17 広島県，県内鉄山の官營を廢し，和歌山県商人津田達藏の請負經營方式に決定。3

11- 鴻治新開（安芸郡海田市・船越村）40 町歩余落成。3

12- 8 広島県，銀札場を閉鎖し，政府金札・三井組金券・横浜為替会社金券などの取扱いを広島中島本町蓬萊社・東本川融通会社へ委託〔布 405〕。

12-16 小田県，医事奨励のため，管内の医師を集めて「医業取立臨時議院」を開催。209

12-27 秩禄奉還の法を定める。

12- 小田県，町村役人の職務に関する規定，正副長并保長諸締方職務制限を定める。4

12- 小田県，100 石未満の者に家禄の奉還を許し，代償として永世禄は 6 か年分を現金および公債証書で下げ渡し，旧小人については名儀・家禄を廢止（この処置に不満な小人の復禄運動展開）。58

1874 明治 7 甲戌

1-17 副島・後藤・江藤・板垣ら，民選議院設立建白書を左院に提出。

1-22 広島県，遷喬舎師範生徒卒業者に限り小学私塾の私宅開業を許可〔県 5〕。

1-27 旧広島藩士族寺尾小八郎，広島県権令伊達宗興に対し「授産基業願」を提出し鉄山請負を歎願。87

1-28 広島区広瀬村で大火，100 余戸を焼く。50

1-31 広島県内の官營鉄山，和歌山県商人津田達藏に払下げられる。3

1- 広島県，新年宴会・孝明天皇祭・神武天皇祭・新嘗祭・官国幣社祭（広島県は嚴島神社祭）には各戸に国旗を掲揚するよう布達。127

1- 広島県，小学校の教則・校則を制定。127

2- 4 佐賀の乱。

2- 6 閣議，台湾征討を決定。

2- 8 広島県，2 月以降，6 歳より 13 歳までの児童を有するものより児童入学の有無にかかわらず月謝を取立てる旨布達〔県 13〕。

2-14 医学章程修行規則公布〔県 18〕。

2-19 広島に官立広島師範学校を設置。44

2-21 大竹・三原・上下・東城・三次に邏卒出張所を置く〔県 25〕。

2-22 広島県，尾道に支庁を設置し，御調・甲奴・世羅・三谿・奴可・三上の 6 郡の事務を取扱わせる〔県 28〕。

2-26 広島鎮台より佐賀の乱に出兵。447

- 2- 小田県, 士族還祿の件につき論告。122
- 2- 小田県, 士族授産のため, 官林払下の件につき布達。122
- 2- 三井為替両替店, 広島塚本町に開設。28
- 2- 培根商社, 養牛舎の払い下げを受け, 培養商社と改称。3
- 2- 小田県, 天長節当日県庁式台において, 御真影の参拝を許す旨通達。122
- 3-27 区長・副区長・戸長を廃止し, あらためて大区に区長・副区長・会議所詰戸長・同副戸長を置き, 小区を連合して事務所を設け, 各事務所に戸長・副戸長をおく〔県 54〕。
- 3-29 官立外国語学校を広島に創立。975
- 3- 黒住教, 福山扶持町に仮講社を設立。58
- 4- 5 小田県, 人力車渡世の者取締のため鑑札制にする。4
- 4- 9 広島県, 芝居・相撲・雑芸興行を4月・11月に限り7日間, 日出より日没まで許可する旨達する〔県 63〕。
- 4-19 広島県, 太政官民部省金札新札兌換証券損壊の分を蓬莱社・融通商社で5月1日より交換する旨布達〔県 69〕。
- 4-25 広島県, 官吏に準じ総区長・正副区長の等級を設定〔県 72〕。
- 4-29 広島県, 邏卒小頭の称廃止。邏卒を3等に分け服章を規定〔県 77〕。
- 4-30 小田県, 地租改正総代人選挙につき心得書を布達。4
- 4- 小田県小学校規程改正。文部省の規則・師範学校学規に準じて上下2等に分け各等を8級に分け, 科目は下等小学7科, 上等小学8科。58
- 5- 1 広島県, 各大区へ邏卒を出張させる〔県 68〕。
- 5- 2 小田県, 民間事情審問のため区会議開設を命ずる。4
- 5-23 多家神社, 県社に列格〔県 90〕。
- 5-25 小田県, 区戸長・保甲長の職制を布達。99
- 5- 小田県, 小学教則を画一的に管内に普及させるため, 後月郡西江原村興讓館内に教育方伝習所を設置。58
- 5- 川崎謙斎, 新聞誌社結成趣意書を作成。305
- 6- 5 私立躰寿館を県の仮医学校とする〔県 97〕。
- 6- 8 広島県, 学資金配当方法につき貧富に応じ学資寄付金を徴収することを布達〔県 98〕。
- 6-10 広島県, 四民平等の朝旨を貫徹するよう不心得の寺院に対し戒める〔県 101〕。
- 6-27 安那郡栗根村の医師窪田次郎ら5人, 小田県権令矢野光儀にあて「民撰議院ノ儀ニ付願書」を提出。97
- 6- 小田県, 地租改正につき改正事務取扱いの総代人を1郡に7, 8人選出すべき旨を達する。4
- 6- 小田県, 管内小学校教員養成のため研究所(興讓館内)設立につき布達。122
- 6- 小田県, 窪田次郎を病院兼医学校創立周旋方に任命。58
- 7- 1 広島県, 公立の教員養成学校として白島学校(仮校舎広島東白島町真木直一宅)を創設。12-11 開校式。44
- 7- 5 窪田次郎, 「奉矢野権令書」を提出し, 臨時民選議院設立を建白。97
- 7- 7 小田県, 献言建議方につき論達。122
- 7-10 小田県, 区長19名を選挙し, 従来各郡より1名ずつの庁下詰総代を廃し, 代わりに区長2名を輪番でその任に当てる。4
- 7-17 広島・小田両県, 地方官会議開催の予定につき管内人民から広く意見を申し出るよう求める。3・4
- 8- 3 小田県第6大区15小区(栗根村・芦原村), 16か条にあたる建議を安那郡議員あてに提出。97
- 8-16 小田県臨時民選議院開設。4
- 8-19 巖島の官林20町四方, 松1580本焼失。-20 鎮火。3
- 8-21 広島県内で暴風雨・洪水・高潮により被害甚大。死者101人(うち溺死86人), 負傷

- 123 人，家屋倒転 4214 軒，半倒 634 軒，流失 16 軒。3
- 8-25 安那郡八尋村葛原二郎，小田県権令に「村費明詳取調方之義建言」を提出。99
- 8-30 広島水主町東懲役所，烈風で倒壊し，船入村西懲役所に合併〔県 134〕。
- 8- 尾道の廻漕業者竹内隼太，蒸汽船による大阪～広島間の航路を開く。132
- 9- 8 庁下詰合区長諏沢熊太郎・牧丈平，「議員事情上申書」を小田県権令に提出し，8 月県会の不公平を上申。99
- 9-12 広島鎮台，小田県において笠岡南昌院を検査場に第 1 回徴兵検査を執行（～18）。122
- 9-13 広島県，総区長・総区長付属を廃止。10-4 県庁内に各区伝達所を設置〔県 144・156〕。
- 9-19 小田県，神石郡村々新規定免願を大蔵省に提出。203
- 9-28 広島県貫属士族西本正道ら，征台の役について人民会合を左院へ建言。11-22 太政官，人民会同を差しとめる。6
- 9-28 広島県，饒津神社全域内と巖島神社境外一定の地域を公園とし，公園取扱条令を定める〔県 153〕。
- 9- 福山城天守閣を人民借楽の地とするため御下願を提出。’75-1-25 許可。109
- 10-10 士族西本正道・寺川行従ら 1800 人余，征台問題について清国に出征を請願。3
- 10-20 広島県，芸妓・盲人以外に禁じていた琴・三味線を一般人にも取り扱うことを許可〔県 167〕。
- 10-25 小田県，梓巫・市子・憑祈祷・口寄・玉占などの取締について諭達。122
- 10-31 広島県権令，融通商社に濫製藍売買の取締りを申付け，紺屋職営業者の入社を義務化〔県 178〕。
- 10- 小田県，みだりに寺院什器を整理することを禁止。122
- 11-14 小田県，義倉社倉取締告諭文を布達。4
- 11-29 小田県，地租改正着手について大蔵省へ伺書を提出。’75-2-17 指令。4
- 11- 広島県，下等小学校教則制定。127
- 12- 3 広島県権令，司法卿大木喬任あてに出張裁判所設置を建白。6
- 12-10 広島鎮台に徴兵課を設置。173
- 12-23 郵便役所・同取扱所を郵便局と改称〔布 135 号〕。
- 12-27 官立広島外国語学校，広島英語学校と改称〔文部省布達〕。
- 12-28 小田県内の各村合併により深津郡市村（市村・市村沼田）ほか 12 か村成立。122
- 12- 小田県下山陽道ぞいの小豪農層・インテリ層を中心に民権政社蛙鳴群を結成。208

1875 明治 8 乙亥

- 1- 8 学齢を満 6 歳から満 14 歳までと定める。
- 1-14 広島県権令，大蔵省に「地租改正之儀伺」を提出して地租改正に対する県の概略目的を示し，県民に公布する「人民心得書」の原案を稟申。3
- 1-20 小田県，正副戸長の公選について選挙資格に一定の制限を設ける。179
- 1-21 広島鎮台兵営落成につき，この日より 3 日間諸人の観覧を許す。201
- 1-25 山口県士族藤井勉三（前敦賀県権令），広島県権令に就任。231
- 2-26 小田県，実地丈量着手を命ずる。58
- 2- 小田県，警邏職務章程および警邏心得を制定。123
- 3- 1 尾道諸品合資会社設立。28
- 3-23 広島県権令，尾道支庁の廃止，三次支庁の設置とりやめを太政大臣に届け出る。6
- 3-24 地租改正事務局設置。
- 3-24 広島県，旧慣雑税 51 種，諸職工税 18 種，賦金 2 種を 1 月 1 日より廃止〔県 62〕。
- 3- 小田県，管内に告諭大意を發し，地租改正の趣旨と反別取調べの心得を示す。また地租改正着手心得書を布告。4
- 4-12 白島学校，広島県公立師範学校と改称〔県 69〕。
- 4-27 広島県，学務課を設置。924

- 4-30 神仏合同布教廃止を教部省に達する（5-3 大教院解散）。
- 5-15 広島県権令, 広島県の改租実施を地押丈量と収穫地価調査との2段に分ける旨の上申書を大蔵省に提出。3
- 5-19 広島城二の郭内立退の士族へ宿料 2760 円を下渡すことを決定。
- 5-20 歩兵第 11 聯隊を広島に編成。9-9 軍旗授与。447
- 5-22 広島県権令, 戸籍調査・報告の重要性について告諭〔告諭〕。
- 5-24 大審院・上等裁判所を設置。広島県・小田県は大阪上等裁判所の管轄となる。473
- 5- 第 1 回地方官会議にむけての広島県権令の諮問に第 4 大区（佐伯郡）長, 答書で民撰議員設立について時期尚早と述べる。165
- 5- 広島県, 行政警察規則の発布にともない聴訟課を廃止し, 庶務課に警察係を設置。127
- 5- 小田県, 諸締方を廃し, 沼隈郡鞆津・今津, 芦田郡府中, 安那郡神辺, 神石郡小畑に邏卒を置く。4
- 5- 大教院（東京）に代わって置かれた神道事務局の分局を広島に設置。127
- 6-20 広島県, 地租改正着手につき実地丈量取掛りを指示〔県 103〕。
- 6-20 第 1 回地方官会議開催（～7-17）。
- 6-21 小田県蛙鳴群社中, 地方官会議傍聴人につき諸府県平民へ告文。97
- 6-28 讒謗律・新聞紙条例制定。
- 6-30 小田県, 地租改正につき畑方地価算出方法を地租改正事務局に具申。123
- 6- 広島城内に練兵場を創設。敷地 7490 余坪。45
- 7-12 山口県令, 広島県令に対し甲島の境界を合理的境界に改めたいと申し入れ, 甲島をめぐる県境論争おこる。139
- 7-15 第 4 大区（佐伯郡）田村順三郎, 第 6 大区（高田郡）佐々木彦九郎, 地租改正の即急着手を県に上申。202
- 7-25 小田県, 島田組休店のため預金請取に支障を生じ, 地租改正入費金 1 万円の一時拝借を地租改正事務局へ具申。123
- 7-27 広島県, 区長以下事務章程・職制を改定〔県 119〕。
- 7-27 広島県, 氏子札廃止を布達〔県 122〕。
- 7- 広島県士族土肥豊太郎・同坂本小藤太, 「戊辰戦士へ御賞典下賜候御趣意伺書」を東京府知事大久保一翁あてに提出。6
- 7- 小田県, 徴兵免役について布達。4
- 7- 広島県, 大区に 1 名の地租改正総代人設置を指令。201
- 7- 広島県公立師範学校, 西白島町の山林社へ移転。44
- 8-11 小田県公立師範学校開校式挙行。58
- 9-19 広島県, 小学校則・学区取締・同補助職制を制定〔県 158〕。
- 8-20 沼隈郡上山田村・中山田村・下山田村合併し, 熊野村成立。122
- 8- 広島県内の鉄山請負津田達蔵, 金策に苦しみ名東県士族小室信夫と鉄山社を創立。協同営業に着手。6
- 8- 高橋渡人ら官立養牛舎の払下げをうけ養牛会社と改称。'78 年洋牛舎と改称。580
- 9-19 第 1 大区竹屋村沖新開において地租改正のための量地を行い, 各大区に伝習する。201
- 9-29 広島県, 石垣保護, 飲用水汚濁防止のため, 河岸へ杭打ち船・筏を繋置くこと, 塵芥をためることを禁ずる〔県 167〕。
- 9- 広島県権令・同参事, 家禄奉還者に資金の使途を充分考え, 家産を消失させないように告諭。176
- 10- 5 反別丈量説諭書を公布。206
- 10- 7 文部省直轄官立広島師範学校敷地, 広島竹屋町の官有米倉地とその隣接地に決定。6
- 10-22 小室信夫, 大蔵省に鉄山請負稼ぎの返上を願い出る。127
- 10-24 警部を府県におき, 邏卒を巡查と称することを決定。
- 10-28 水草霊社, 官祭招魂社と改称。873

- 10-30 真宗 4 派，地方の教導職を取締るため，本山は受持の教正を廃止し，教務院の出張所を設けるよう教部省より認可をえる。883
- 10-30 広島県公立師範学校に附属小学校（通称児童用模範学校）を設置。44
- 10- 黒住教，神道事務局から別派独立を許され，教派神道の最初の独立教団となる。127
- 11-14 勸業寮出張所，接挿の米国産果樹苗を試植のため小田県に下付。123
- 11-30 県治条例廃止，府県職制並事務章程公布。
- 11-30 広島県，家督相続は惣領男子にすべきことを人民にいきわたらせるよう区長・正副戸長へ布達〔県無号〕。
- 12- 4 小田県神石郡東有木村と西有木村合併し，有木村成立。123
- 12-10 小田県を廃し，岡山県に合併〔太政官布告 191〕。172
- 12-14 小田県，地価算定に使用する米価・塩価について地租改正事務局へ伺書を提出。’76-2-5 許可。4
- 12-19 広島県，家禄賞典禄の金禄改定に準じ，有禄士族平民に家禄金の約 3 分の 1 を操替渡す〔県 216〕。
- 12-23 警察係を廃止し警察局を設置。-24 警保課と改称〔県 221・222〕。
- 12-24 広島県，勸業課を設置〔県 223〕。
- 12- 高宮郡可部町の木坂英次郎，三原城主への融通金を公債で返済するよう大蔵省と交渉するも認められず。117
- この年，僧侶の子弟修学の間として広島区胡町に仏学場設置（のち進徳教校）。49

1876 明治 9 丙子

- 1- 7 旧小田県の大区はその番号に岡山県西の字を冠することになる。216
- 1-12 医師開業試験を広島躰寿館で実施することになる。846
- 1-18 広島県内の官営鉄山，小室信夫より経営を返上され，仮官行を開始。3
- 1-21 高崎岡山県令，旧小田県内の各区長を笠岡支庁に招集し地租改正の趣旨を説明。各区長へ地価内示額を配布。121
- 1-29 正二位華族浅野長勲，華族の列を脱し家禄賞典の奉還願を東京府権知事（太政大臣三条実美）に提出。8-4 却下。6
- 2- 1 旧小田県地域の地価決定のため笠岡町威徳寺において県会を召集（～5）。-5 岡山県令，地価決定額を発表。127
- 2- 3 広島県，各区伝達所を廃止し，各区出張所を設置，各大区の組合（第 1 大区を除く）の代表戸長を順番で県庁内に詰めさせる。47
- 2-13 広島県権令，各小区正副戸長へ職務勉勵の説諭書を下す。
- 2-15 岡山県，旧小田県庁の所在地笠岡に支庁を設置。123
- 2-15 売淫罰則 5 条を布告〔県 24〕。
- 2-18 御調郡尾道町と三次郡三次町に裁判所臨時出張所を設置し，裁判支庁仮規則を布達〔県 25〕。
- 2-21 窪田次郎，「備後国安那郡栗根村農民費用平均見込表」を作成し「地租改正議場名代人諸君」あてに提出。209
- 2-23 広島県権令藤井勉三，県令に昇任。231
- 3- 5 広島県，物産蕃殖・工業興起をはかるため，県庁内に物産係を設置し，民間の殖産計画を審案する旨布達〔県 38〕。
- 3-28 廃刀令公布。
- 3- 広島県，下等小学試験法制定。127
- 3- 従来の小学校名をすべて学区番号と地名を冠して呼ぶこととする（龍門舎→第 1 番小学，坪野小学）。942
- 4-18 旧小田県管轄地のうち備後 6 郡を岡山県から広島県へ移管。5
- 4-22 地租改正係出張所を高田郡吉田村・賀茂郡四日市村・世羅郡甲山町・三上郡庄原村に

設置。201

4-24 真宗 4 派，共同して宗規綱領を作成し，教部省の認可をえる。883

4-25 県税徴収規則およびその科目を制定・公布。7-1 実施〔県 63〕。

4-27 大組総代を廃止して戸長付属を設ける〔県 65〕。

4- 広島県内を 6 区に分ち，6 警察出張所・11 屯所・20 分屯所を設置。21

5- 1 賀茂郡仁賀，仁賀村と改称〔県 67〕。

5- 5 備後 6 郡の広島県への移管手続が福山で行われる。123

5-19 福山町に裁判所支庁設置。備後 6 郡を管轄〔県無号〕。

5-23 備後 6 郡の広島県移管にともない，深津郡が広島県第 18 大区，以下沼隈・芦田・品治・安那・神石の各郡の順に第 19～23 大区となる（6 大区 106 小区）〔県 180〕。

6- 2 広島船入西懲役場より出火し，西本川筋の民家をほとんど全焼。50

6- 5 広島県，福山町に県庁の支庁を設置し，備後 6 郡の事務を取扱わせる。'78-11-1 廃止〔県 84〕。

6- 8 道路の等級を廃止し，国・県・里の 3 道に改定。

6-24 芦田郡上有地村で改租量地隠歩が発覚。201

6-26 後藤静夫・三木達・西山恭平・原田稔，広島県令より区内医務取締頭取を任せられる。

846

6-29 福山の元小田県師範学校を広島県公立師範学校分校とする〔県 91〕。

6-30 府県職制改正（2- ）により，庶務課を第 1 課，勸業課を第 2 課，租税課を第 3 課，警保課を第 4 課，学務課を第 5 課，出納課を第 6 課と改称〔県 92〕。

6- 福山に第 7 区警察出張所を置き，備後 6 郡内に 5 屯所を置く。21

7- 1 三井為替両替店，三井銀行広島出張店と改称。大手町 1 丁目に移転。28

7- 4 各小区に小区扱所を設置し，小区事務概則を制定〔県報告 13〕。

7- 7 本願寺，広島に寺務出張所を設置。8-29 その所管を広島・山口・島根・岡山の 4 県とする。884

7- 7 広島県懲役場，広島竹屋村下米倉所への移転・模様替ならびに新築の件認可。6

7-25 医務取締職務章程制定〔県 99〕。

7- 広島に衛戍を新設し，参謀長心得高橋勝政を司令官兼務とする。45

8- 1 国立銀行条例を改正。

8- 5 金禄公債証書発行条例を定める。

8-15 広島中島新町に警察局を設置。10-2 廃止〔県無号・140〕。

8-16 牛肉食用の広がりによる腐肉・他獣肉販売を禁ずる〔県 109〕。

8- 蓬萊社，127 万円余の負債をかかえて解散。621

夏 西日本一帯で大旱害。安那郡では平年の 3 分作。58

9- 4 浄土真宗，広島胡町 1424 番屋敷に教務院出張所を設け，事務取扱開始。9-29 寺町仏護寺に移転。884

9- 8 備後 6 郡に改租整頓，新地券交付を指令。201

9-13 広島県，備後 6 郡の大区・小区を大幅改正（第 12 大区と第 13 大区，第 14 大区と第 15 大区を合併）〔県 125〕。

9-13 府県裁判所を廃止し，地方裁判所を設置。広島・山口両県は岩国裁判所の管轄となる。

473

9-16 神石郡永野北村と永野南村，合併して永野村と改称〔県 128〕。

9- 安那郡に若者修行を目的とする若蘭社が結成される。99

10-16 国立銀行設立を勧誘する告諭を発する〔県告諭〕。

10-17 各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則制定。

10-25 地等条例を公布し，地位等級の組立てを命ずる〔県号外〕。

10-28 萩の乱。

10-29 歩兵第 11 聯隊，萩の乱に出動。447

- 10-30 御調郡後地村を尾道町へ合併〔県 152〕。
10- 三浦仙三郎（広島酒醸造法創始者）、賀茂郡三津町で酒造業を開始。594
10- 広島郵便局、郵便為替金取扱開始。50
11- 8 岩国裁判所を広島に移し広島裁判所と改称〔太政官布告 138〕。
11-14 安芸郡矢賀村を地等条例にのっとり県内全体の模範村とする。201
11-29 広島県、組合結成の条例を改正し、大組に関する規定を削除し、小組のみを組合の名称で残し、行政遂行上の補助単位として位置づける〔県号外〕。
12- 7 広島堀川町般舟寺内に上等小学校を設置し、堀川学校と称す〔県号外〕。
12-25 国泰寺境内の県庁焼失。-26 寺町仏護寺へ県庁を仮設。6
12-25 人力車挽渡世心得規則を制定し、人力車の検印・料金・車夫の心得等について規定〔県 169〕。
12-26 広島大須賀に農事試験場を設置。50
この年、広島県、地租改正係分局を広島 6 丁目明信院に設置、膨張した機構と業務を統轄。201
この年、吉備津神社（品治郡宮内村）、県社に列格。155

1877 明治 10 丁丑

- 1- 4 地租軽減の詔書。
1-15 広島誓願寺で第 4 大学区教育会議を開催〔達 2〕。
2- 1 『広島新聞（第 2）』（広島塩屋町真報社）創刊。3- 第 12 号で終刊。1080
2-13 町村総代人撰挙規則制定〔甲 5〕。
2-15 西南戦争はじまる（～9-24）。
2-15 安那郡栗根村小前惣代瀬良寛右衛門ら、地租改正収穫差違いにつき歎願書を県令あて提出。97
2-19 官立広島師範学校廃止。44
2-20 広島進徳教校、広島寺町円竜寺で開校。884
2-21 国立銀行創立につき県庁に銀行創立事務係を設置〔甲 9〕。
2-26 警察出張所・屯所を警察署・分署と改称〔甲 14〕。
2- 第 16・17・18・19 大区各区長、前年非常の大旱につき地租第 2 期分延期を歎願。193
3- 1 広島鎮台司令長官三浦梧樓、台下の諸隊を率い西南の役に出動。45
3- 1 広島県公立師範学校、広島立町の元官立師範学校跡へ移転。44
3- 3 官立広島英語学校、広島県へ移管され広島県英学校と改称し授業を開始〔甲 17〕。
3- 6 水陸運輸業の勝手営業禁止につき達する〔丙 20〕。
3- 8 広島県師範学校（廃止された官立広島師範学校をひきつぎ公立師範学校と合併）開校〔甲 19〕。
3-10 警察署の管轄区域を定め、広島・可部・四日市・尾道・三次・福山の 6 警察署・15 分署・29 分屯所とする。21
3-13 広島県、町村総代人心得書を布達〔丙 26〕。
3- 生口塩業組合の隆昌舎結成される。587
3- 安那郡栗根村民、12 人の月番十長の連名で広島県令に山林丈量の延期を歎願。209
4- 6 沼隈郡高須村の杉原勘三郎、畑地の地価再調願を上申。203
4- 6 勇鷹神社、県社に列格され阿部神社と改称。875
4-11 県税科目に関する商業は、免許鑑札番号を記載した看板を店頭に掲げるよう布達〔甲 34〕。
4-12 広島県、西南戦争に対処し旧藩以来の軍役服役者より壮兵を募集〔甲 35〕。
4-25 浄土真宗広島寺務出張所、県内に 38 か所の教会結社の設立を出願し、県令の承認をうける。884
4-30 広島県、茨城県農民井坂伝弥の建白にもとづき大須賀村・大芝両所堤防に桑栽培の試

- 験を行うよう指令し、養蚕業を勸奨。3
- 4- 広島県、学校世話役心得制定。58
- 5- 1 広島県福山支庁下教導取締、安那郡西中条村勝願寺内に博練教校設置を本山に届出。
884
- 5- 3 第1回県教育会議、広島正清院で開催（～12）。924
- 5- 9 広島水主町に広島県医学校建設。7-8 開業式。同所に広島県仮病院を設置〔甲 46〕。
- 5- 旧福山藩主阿部正桓来福。旧藩士族に告文を送り、軽挙盲動のないよう戒め、困窮士族救助のため金3000円、新田21町余を贈与。福山藩士族義田結社概則を示す。93
- 5- 安那郡5・6・7・8・10各小区総代、工費を各郡ごとまたは一時拝借金で処理するよう県令に上申。99
- 6- 1 県立広島病院開院。45
- 6-11 広島裁判所・広島区裁判所開庁〔甲 64・67〕。
- 6-19 福山支庁、備後6郡に加えて御調・甲奴両郡の事務を取扱う〔乙 12〕。
- 6-25 尾道区裁判所開庁〔乙 14〕。
- 6-28 堀川・新川場・台屋・鷹匠の広島各町小学模範学校を合併し、小学模範南町学校を設立。924
- 7- 1 広島県師範学校、広島竹屋町（元官立広島師範学校新築校舎）へ移転。44
- 7- 2 三次区裁判所開庁〔乙 19〕。
- 7- 2 陸軍省、広島県壮兵を新募し、広島鎮台遊撃歩兵第8大隊とする。3
- 7- 3 広島県、沼田郡江波村字丸子新開1万3坪を、広島鎮台付属射的場として陸軍省に引渡す。6
- 8-21 第1回内国勸業博覧会（東京上野公園）開会。福山の画家藤井松林、出品し受賞。58
- 8-23 県内水損旱損の被害多大につき政府に拝借金を歎願、9-22 聞届けられる。6
- 8-26 御調・沼隈・山県・佐伯・沼田の各郡に強風の被害続出し、堤防・道路・橋梁損壊、福山では234戸焼失。3
- 9-20 浅野学校、広島西白島町仮学校で開校。1003
- 9- 広島県、地等組立上下両会の議員を招集し、各郡を巡視。とくに、各郡中に1村を指定して、大区比準村を設け、これを精査して意見を県庁に提出させる。207
- 9- 広島藩士石井櫛堂ら、官祭招魂社の再建に着手。873
- 10- 2 虎列刺病予防法心得制定〔丙 122〕。
- 10- 9 広島水主町医学校内にコレラ病予防臨時事務局を開設（～12-20）〔甲 179〕。
- 10-11 コレラの流行により、広島市街地の肥糞汲取運搬を午後6時より午前6時までに制限〔乙 48〕。
- 11- 7 広島県英学校、広島県中学校と改称〔甲 147〕。
- 11-11 西南の役の戦死者招魂祭を鎮台において挙行。練兵場において相撲・競馬を行う〔甲 151〕。
- 11-22 民費賦課につき貧富等級を1～12級に区分〔甲 159〕。
- 11-22 広島県、小区町村惣代に旅費・日当・筆墨紙料などの実費支弁を認める〔甲 158〕。
- 11-22 『広島新聞（第3）』（広島平田屋町興風社）創刊。1080
- 11-26 広島県、広島の市街に芥溜箇所を76か所設けそれ以外に投棄しないよう布達〔乙 54〕。
201
- 12- 3 地租代米納取扱規則制定〔甲 165〕。
- 12- 6 沼隈郡高須村畑地の地租改正再調を命ずる。201
- 12-11 区長・副区長・戸長・副戸長を廃止。あらためて一部大区会議所を合併のうえ各会議所に区長1人・書記若干名を置き、小区事務所を合併のうえ各事務所に戸長・副戸長各1人と筆生4人を置く〔甲 173〕。
- 12-11 各町村に町村用掛設置。定員総数1296名〔甲 173〕。’78-2-9 その任務を布告・布達の伝達、町村内の事務にあたることと定める（町村の事実上の復活）〔丙 29〕。

- 12-17 地租改正のため各村米価取調条例制定〔乙 58〕。
12-19 区戸長諸役員職制事務章程・学区取締職制章程制定〔丙 180・182〕。
12-21 広島県中学校教師館敷地内に広島県博物館を開設。広島県博物館規則制定〔甲 187〕。
12-26 各大区々長に対し、勸業の一環として村況・民情・戸口・物産等の調査を命ずる〔丙 191〕。
12-26 小学校教則校則・教師生徒心得試験法心得制定〔丙 193〕。
この年、浅井岩蔵、塩崎神社の末社として金神神社を設立し、松永地方への金光教の布教を開始。58
この年、黒住教仮講社、福山上魚屋町へ移転し仮説教所とする。58

1878 明治 11 戊寅

- 1-24 各大区会議所に勸業掛を設置するよう布達〔丙 12〕。
1- 広島県中学校、開業式を挙行〔広島新聞 1. 25〕。
1- 広島に防水火夫 160 人を置く。21
2- 6 農事通信仮規則布達（1 月より施行）〔丙 23〕。
2-20 広島県小学校巡回教師心得を定め、巡回教師を置く〔丙 45〕。
2- 沼田・高宮両郡内の小学教員普及のため沼田郡上安村祇園学校内へ正科伝習所を設置〔広島新聞 2. 28〕。
3- 7 広島における劇場定設の場所を広瀬村に 2 か所、大須賀村に 1 か所とする〔乙 2〕。
3- 8 森林保護方規則制定〔甲 40〕。
3-23 安芸国高田郡下甲立村・深瀬村と備後国三次郡上川立村との国郡境未定の場所を実地調査し、境界確定。6
3-29 広島県医学校、病院へ合併し、広島県病院附属学校と改称〔甲 49〕。
3- 広島船入村に第二農事試験場を設置し、種芸改良機能を充実。420
3- 洋牛 5 頭（短角牛）を、官費をもって京都より買入れ、培養商社に貸与。3
4- 1 賀茂郡御菌宇村地等議員坪内為助、同村の地等組立てにつき不服を県庁に上申。201
4- 1 佐伯郡廿日市・五日市村・井口村で天然痘流行〔甲 57〕。
4-12 医学校・病院を管内人民有志の寄附により維持することとする〔達号外〕。
4-13 紡績所敷地を求め安芸郡上瀬野村に係官を派遣。622
4-15 広島水主町に新築県庁竣工し、開庁式を執行。-16 移転〔達号外〕。
4-19 ジフテリア病流行につき予防法制定〔丙 97〕。
5-10 官林等位を制定〔丙 107〕。
5-14 参議兼内務卿大久保利通、刺殺される。
5-31 広島市街 7 小区塚本町・鍛冶屋町の両町を改租模範町とする。201
6- 2 興風社、各府県の交換新聞、新誌類を公衆に展覧〔広島新聞 6. 13〕。
6-11 広島進徳教校、広島仏護寺内に新築移転。884
6-20 広島・福山両郵便局に貯金預所を開設〔達号外〕。
6-21 東城川泥塞の疏浚工事、第 13 大区区长福本利右衛門の尽力により着工〔広島新聞 6. 21〕。
6-21 坂東大吉ら、西地方町の新築芝居小屋にて無料で長歌・小児舞等を興行〔広島新聞 6. 21〕。
6-23 旧藩主浅野家経営の私立中学校浅野学校の校舎が泉邸内に落成し、開校式挙行（のち修道学校と改称）〔広島新聞 6. 25〕。
6-25 興風社、『広島雑誌』を創刊〔広島新聞 6. 25〕。
6- 広島県、改租米価を 6 相場制とする。201
7- 1 地租改正総代人を廃止し、大区会議所租税掛に地租改正専務の者を置く〔達号外〕。
7- 6 医師広藤忠男ほか 15 名出願の医学講習所の設立を許可。49
7- 6 広島県第 1 大区各学校優等生を南町学校に集め、県令列席のうえその優劣を試験する。

49

7-22 郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則を定める（三新法）。

7-25 府県官職制制定。

7-25 安芸国豊田郡田野浦村と備後国御調郡西野村との国郡界未定の地域を実地調査し境界を確定。6

7-28 医学講習所盈進館設立。846

7- 県・郡区・町村役所の中に諮問討議の機関として勸業会を設置。31

7- 奴可・三次・恵蘇3郡を中心に暴雨洪水あり被害甚大。死者7人、人家流失4、破壊99。3

7- この月ころ『春葉新誌』（広島播磨屋町香国社）発刊〔広島新聞7.11〕。

8-23 コレラ病流行の予防法を諭達〔達号外〕。

8-26 内務省、戸長は町村人民になるべく公選させ、かならず府知事・県令より辞令書を渡すよう府県に指示。

9-28 広島県公立小学校教則再改正〔丙182〕。

10-5 小学訓導・同補に採用する者は官立および広島県師範学校卒業生徒に限ることとする〔丙188〕。

10-8 郡立佐伯中学校（佐伯郡佐方村）開業式挙行。県内最初の公立中学校。165

10-9 県内の酒造家を第1号部～第4号部に区分し、醸造税納入の基準を指示〔甲124〕。

10-13 広島公立小学校および私学開成舎の各教員協議し、初の教師会議を桜川学校で開催〔広島新聞10.27〕。

11-1 大区小区を廃し広島区と22の郡を置き、15の郡区役所を置く〔甲137〕。

11-1 広島県、新設の郡区庁の事務分課を庶務・勸業・租税・勸学・出納の5掛と定める。177

11-1 町村戸長選挙規則制定〔甲138〕。

11-1 福山支庁廃止〔甲144〕。

11-1 区長・学区取締・医務取締・浦役人を廃止〔丙201〕。

11-1 広島左官町の瀬川浅吉、本覚寺の上隣りへ四階楼を新築し、飲食店を開店〔広島新聞10.5〕。

11-5 官祭招魂社再建竣工し、正遷宮の祭典を執行。873

11-7 郡区改正につき戸長が人民印影簿を整置するよう各郡に達する〔達号外〕。

11-9 郡区に「郡区編成并地方税施行旨趣書」を配布し、その趣旨の徹底を指示〔丙228〕。

11-10 広島博物館開場。24日まで毎日、平常は日曜日ごとに一般縦覧を許す〔甲146〕。

11-11 収穫地価配布後の調整のため、県官大挙出郡巡回する。201

11-16 広島区には戸長を置かず、区長をして事務を担当させる旨布達〔甲151〕。

11-25 小学校授業心得制定〔丙245〕。

11-29 第六十六国立銀行、開業免状を受ける（資本金18万円、頭取橋本吉兵衛）。28

11- 県庁庶務課衛生係を独立させ、衛生課を設置。21

12-7 酒造営業の者の心得を達する〔甲172〕。

12-9 金禄公債証書売買解禁につき、奸商の浮言に惑わされないよう諭達〔達号外〕。

12-9 学校建設心得制定〔甲173〕。

12-10 広島県公立師範学校分校、広島県福山師範学校と改称〔甲174〕。

12-17 集会取締規則制定〔甲178〕。

12-26 太陽暦をもっぱら人民一般奉ずるよう達する〔丙298〕。

12-27 県内各郡区の田・畑・宅地3種を1～100等の間に分配して等級を確定し、各郡区の平均高を示す。205

12- 広島県勸業課、滋賀県浅井郡曾根村中川藤九郎より細江・九紋龍・彦三郎の桑3品種1万本を購入し、福山士族養蚕篤士者へ1150本、広島士族へ8400本を配布。420

この年、安芸郡焼山村の広岡松太郎、かまぼこの製造を始める。50

この年、沼隈郡松永村で、下駄の製造はじまる。28

この年、広島二葉の里に西南の役に殉じた広島鎮台兵の旌忠碑を建設。1030

1879 明治 12 己卯

- 1- 1 県庁内に設置された広島測候所、業務開始。867
 - 1- 7 府県会規則により県会を開設することを布達〔甲 1〕。
 - 1- 7 各郡区の県会議員定数を制定〔甲 2〕。
 - 1- 7 県会議員選挙規則制定〔甲 4〕。
 - 1- 8 塩田地租確定のため地租改正事務局へ県下の塩価格に関する伺書を提出。3
 - 1-13 郡区に設置する小学教員伝習所を廃止〔丙 4〕。
 - 1-23 町村戸長役場は便宜により、私宅において事務を取扱うことを許可〔丙 17〕。
 - 1-27 県会議員選挙心得を各郡区に布達〔丙 24〕。
 - 1-29 県庁各課職制並事務章程を制定し、9課 25係とする〔丙 28〕。
 - 1-31 佐伯郡厳島での銃猟を禁止〔甲 18〕。
 - 2- 1 町村自治費用の決定方法を定める〔丙 29〕。
 - 2- 3 八品商社取締規則制定。3-1 施行〔甲 12〕。
 - 2-13 学校を人民の負担により維持するよう達する〔達無号〕。
 - 2-27 各郡区役所において第 1 回県会議員選挙会を開催（議員定数 62 名）。11
 - 3- 3 歩兵第 11 聯隊、賀茂郡内に 14 泊行軍。最初の野外演習。447
 - 3- 5 河川堤岸の雁木は今後その便利を受ける地元民の協議費と定める〔甲 40〕。
 - 3-25 第 66 国立銀行紙幣発行〔大蔵省布達甲 33〕。
 - 3- 広島県勸業課、福山にて蕃殖する細江桑 5300 本を購入し、沼田郡新庄村山本孫兵衛へ貸与し桑苗の栽培蕃殖を依頼。420
 - 4- 1 広島県病院、水主町に新築なり開院〔甲 57〕。
 - 4- 1 婦女斬髪願は、病患原由を記載し医師診断書を添えて所轄警察所へ願出ることとする〔甲 60〕。
 - 4-20 第六十六国立銀行開業。本店御調郡尾道久保町、広島出張所広島区立町、福山出張所深津郡福山町新馬場。28
 - 4-21 第四百四十六国立銀行、開業免状を受ける。資本金 8 万円、頭取高杉判右衛門。28
 - 4-24 町村会・区会の開設を布達〔甲 75〕。
 - 4-28 町村会規則・区会規則を制定〔甲 80〕。
 - 4-28 広島区下中町博物館を集産場と改称〔甲 79〕。7-20 開場〔甲 151〕。
 - 5- 1 第 1 回通常県会開会（～6-13）。石井英太郎（深津郡）、初代議長に当選。11
 - 5- 7 町村会議員の定数は、初回は戸長が定め次回より町村会の議決による旨達する〔丁 21〕。
 - 5-21 地券取扱規則制定〔丁 23〕。
 - 5-29 神宮第十五教区教会所、広島大手筋 1 丁目に落成し、開場式を挙行〔広島新聞 6. 2〕。
 - 6- 3 地租改正課福山分局廃止〔乙 22〕。
 - 6- 4 コレラ病予防事務所を設置〔丙 131〕。12-27 閉鎖〔甲 282〕。
 - 6- 4 コレラ流行予防として諸国廻船荷物取調所設置を布達〔丙 132〕。
 - 6-12 山繭紬改会社（山繭紬縞売買）、高宮郡可部町に設立。420
 - 6-12 皇大神宮の分霊、大手町 1 丁目神宮教会所に到着。96
 - 6-13 県会、戸長役場配置に関し県令に建議〔丙 231〕。
 - 6-13 県会、営業税・雑種税の制限を廃し県会の決議にて税額を決定するよう内務卿へ建議。
- 11
- 6-13 広島県庁の指令で、安那郡の戸長・医師が伝染病予防の協議会開催。209
 - 6-25 県会の決議した営業税・雑種税規則を認可。7-1 施行〔甲 137〕。
 - 6-30 福山師範学校・南町学校を廃止〔甲 150〕。

- 7-7 第四百四十六国立銀行紙幣発行〔大蔵省布達甲 72〕。
- 7-7 福山中学校を福山に設立〔甲 155〕。
- 7-8 広島最初の日刊紙『広島日報』創刊。'82-5-4 801号で発行禁止。1081
- 7-10 区町村会開設のうえはその町村総代人を廃止する旨布達〔甲 159〕。
- 7-12 山口・広島両県関係者によって甲島の境界の見届書を取り交わす。139
- 7-12 安芸国および備後 8 郡の耕地・宅地の地租改正を完了。よって郡村地は '76 年から旧沽券地は同年後半年分から旧税法を廃し、新税を施行する旨地租改正事務局へ伺う。8-13 聞届けられる。3
- 7-14 各郡区に勸業世話掛を設置する旨布達〔甲 160〕。
- 7-20 コレラ死亡者、5 月 24 日よりこの日までに 659 人に達する〔甲 172〕。8-3 1489 人に達する。11
- 7-22 勸業会規則制定。3
- 8-25 広島区尾長村に農事講習所を設置〔甲 192〕。
- 8-27 豊田郡大長村より字御手洗を分離し、御手洗町と改称〔甲 193〕。
- 8- 黒住教百島講社説教場創立。154
- 9-2 県、県会の建議を採用し、各郡区に対して町村戸長配置方法につき区会・町村会の意見を下問するよう指示〔丙 231〕。
- 9-10 広島県師範学校、広島県広島師範学校と改称。44
- 9-12 皇大神宮大麻を同年末より広島神宮教会所より頒布する旨を達する〔丙 245〕。
- 9-13 公立小学校委員を置き、小学校委員規則を制定〔甲 204〕。
- 9-20 広島区水主町へ建築の未決監名称を県監獄第 1 支署とし、尾道・三次両出張監獄署をそれぞれ県監獄第 2 支署・同第 3 支署と改称〔丙 254〕。
- 9-25 県内沿海各地にてコレラ病検疫を行う船客取調所および陸地旅人取調所を廃止〔甲 210〕。
- 9-26 悪疫流行に乗じた神社札守の擬造祈祷等の所業を禁止〔甲 213〕。
- 9-29 学制を廃止し、教育令を定める。
- 9- 広島県中学校、広島県広島中学校と改称。959
- 10-15 公立小学校委員規則制定により世話役を廃止〔丙 246〕。
- 10-17 大手町 1 丁目神宮教会にてコレラ退散の報賽神事を執行。114
- 10- 盈進館を広島医学会社と改称。846
- 11-1 深津郡福山西町百々三郎、横浜港で開催の繭糸共進会（～30）に繭を出品し 3 等の褒賞を獲得。420
- 11-10 広島県広島師範学校、失火により校舎を全焼。44
- 11-27 広島県広島師範学校、広島南町附属小学校へ移転。44
- 11- 同業者申合いの結果、藍検査のため沼田郡楠木村に藍改会社を設立。180
- 12-3 尾道で植木枝盛らの演説会を開催（～7）。21
- 12-4 加計八右衛門・猪原良右衛門ら、太田川川運による諸荷物輸送会社開運社の設立を県令あてに上申。'80-1-15 営業許可、本社加計村、支社広島区猿楽町・鍛冶屋町。167
- 12-7 第四百四十六国立銀行開業。本店広島区播磨屋町、支店和歌山県有田郡湯浅山家町。28
- 12-20 新管轄地（備後 6 郡）を除く各郡へ旧地券状を新地券状に引換えの旨布達〔乙 38〕。
- 12-22 佐伯郡長、広島区水主町松本和一郎出願の広島～地御前村間馬車営業が許可された旨を戸長役場に達する。180
- 12-23 佐伯郡長、広島鎮台諸隊行軍の際宿所割付けを拒む者あるにつき、戸長役場を通じ不都合のないよう村民へ諭達を求める。180
- 12-27 綿商会社（綿仲買金穀貸付）、深津郡福山下魚屋町に設立。420
- 12- 広島区に養蚕会社設立。社員は安芸・沼田・佐伯の 3 郡を含め 179 人に達し、養蚕に関する情報の交換・技術の優劣の競争・諸器具の改良に努力。420
- 12- 奨進医会創立。846

この年、武田松之助、御調郡栗原村三軒屋に寄合牛馬市を開設（尾道家蓄市場の濫觴）。34
この年、逸見勝誠ら、六氏園を組織し蔬菜罐詰の試作に着手（広島罐詰業の発端。数か月で解散）。595
この年、安芸郡立中学校、安芸郡船越町の模範小学鼓浦学校に開校（安芸郡 35 か村連合設置）。127
この年、竹原塩浜では、コレラ流行・諸物価高騰により浜大工一同見舞金を要求し、奉公人 1 人につき 70 銭、浜引 1 人 15 銭を渡される。590
この年、広島区猫屋町愛国社を闡教部と改称し、その私塾を光道館とする。49

1880 明治 13 庚辰

- 1-7 消火のため広島区内の井戸のある家に模形目標を掲示するよう布達〔乙 1〕。
- 1-22 品治郡佐藤良三郎、内務卿よりはっか脳油の製造免許を得る。35
- 2-5 第 3 回地方官会議を開会。区町村会法・備荒儲蓄法などを審議。
- 2-15 大阪綿糖共進会（内務・大蔵両省主催）開催（～4-5）。広島県出品者のうち綿 45 人、糖 14 人が受賞。420
- 2-15 御調郡出身の県会議員長井勝、広島県 22 郡有志人民総代として国会開設懇願建言書を元老院に提出。6
- 2-16 佐伯郡廿日市駅以西の中国往還 3 か所の旧道を廃止し、廿日市駅より地御前村を経て大竹村に至る新道の通行を許可〔甲 22〕。
- 2-20 教育令により学務委員選挙規則を制定〔甲 27〕。
- 2-21 広島県佐伯郡浅原村と山口県玖珂郡秋掛村とに係る国界査定を認可。6
- 2-22 府県会議員 104 人、東京中村楼に会合し、国会開設問題を討議。
- 2-28 沼田・高宮郡にて天然痘流行のため広島区・沼田・高宮郡を除く各郡へその予防を布達〔丁 9〕。
- 3-11 広島県、山林原野地租改正調査法を制定し、山林改租にすみやかに着手することを命ずる〔甲 37〕。
- 3-17 旧広島藩主浅野長勲、県へ授産補助として 1 か年金 5000 円、6 か年間に金 3 万円を委託。89
- 3-19 福山今町の県会議員藤村章造、広島県安芸備後両国有志 6200 人惣代として国会開設懇願建言書を元老院に提出。6
- 3-19 広島県広島師範学校、広島区下中町広島県中学校内へ移転。44
- 3-20 広島区新川場町妙台院より櫓下へ移転の広島立志舎、舎員の大会議を開催し舎の維持方法を論談〔広島新聞 3. 21〕。
- 3-23 『広島新聞』発行停止（～30）。6
- 3-25 広島区広瀬村演劇場の演説会において八丁堀士族清水乙五郎の演説を禁止。47
- 3-30 官立の集産場を廃止し、人民請願による民設の集産場を許可し、広島区播磨屋町へ開設することを布達〔甲 47〕。5-22 開場。
- 3- 『勸業雑報』創刊。420
- 3- 広島県の主唱による京都・大阪・堺・兵庫・岡山・広島・島根・山口の 2 府 6 県の会員で構成する中国聯合勸業会、第 1 回会合を大阪綿糖共進会場にて開催。420
- 3- 浅野忠・上田譲翁・浅野道興・辻維岳の提唱で旧広島藩士の旧交・生計の方策を講ずるため、同進社を創立。211
- 3- 大阪で愛国者同盟第 4 回大会開催。広島立志社員宮本音吉・森島鼎三列席。10
- 4-5 集会条例を制定。
- 4-6 藤井勉三退任し、鹿児島県士族千田貞暁（前東京府大書記官）県令に就任。9
- 4-8 区町村会法制定。
- 4-17 学務委員職制章程制定〔甲 65〕。
- 4-22 警保課を警察本署と改正〔丙 59〕。

- 4- 片岡健吉・河野広中，国会願望書を提出。「広島立志社員 152 名委員総代」宮本音吉，「広島県有志 2 万人総代」森島鼎三，これに連署。10
- 4- 官立広島紡績所（安芸郡上瀬野村）の建設工事着工。420
- 5-5 各郡区役所に衛生係を設置し，郡区衛生事務条項を制定〔丙 72〕。
- 5-20 地価特別修正許可布告。
- 5- 広島区の一部新開地，安芸・沼田両郡へ移管。216
- 5- 県令千田貞暁，士族授産のため宇品埋築事業を計画し資金 7 万円の拝借を内務省に要請。211
- 6- 1 第 2 回通常県会開会（～8-5）。議事，小会議規則修正ほか 7 件，建議 5 件。11
- 6-15 備荒儲蓄法を制定。
- 6-21 政府，真宗本願寺派の宗規綱領改定を認可。全国を 18 教区に分け各教区に教務所を設置。879
- 6-29 広島区，本年度より戸長を設置。持区域を 19 に区分〔甲 123〕。
- 7- 1 降雨にて（6-25～），可愛・原・西城・東城・神ノ瀬の 5 川および芦田川・太田川が増水し大被害，被害総額 73 万 6512 円余。人家流失 34 軒・破壊 263 軒・浸水 3726 軒，死亡 4 人。3
- 7-18 県会，藤村章造ほか 5 名の備後 5 郡選出県会議員を，無届欠席を理由に退職者と議決（旧広島領・旧福山領選出県会議員の対立）。8-10 県令，退職者処分を布達。11
- 7-21 大蔵省租税局出張所を広島区天神町へ移転〔丙 140〕。
- 7-27 藤井和七郎（広島区），第 2 代県会議長に当選。11
- 8- 2 広島区に戸長役場を開設〔甲 147〕。
- 8- 4 県会に地方衛生委員を置く。11
- 8-17 県会議員選挙規則を廃止し，県会議員選挙心得を制定〔甲 167〕。
- 8-20 公立小学校連合規則制定〔丙 164〕。
- 9- 1 三次郡上里村へ広島県病院分局を設置〔甲 181〕。10-21 開局〔甲 215〕。
- 9- 1 小学督業訓導を設置し，小学督業訓導心得書を制定〔甲 179〕。
- 9-13 県令千田貞暁，士族授産金 1 万 5000 円拝借願を再度内務卿に上申。12-8 認可。6
- 9-20 広島県教育会規則制定〔甲 200〕。
- 10- 7 下水溝渠浚方規則制定〔甲 212〕。
- 10-30 県令，旧広島藩小人 4122 人の授産資金として 13 万円の貸下げを内務卿に上申。'81-3-22 認可。6
- 11- 1 汽船会社（回漕），広島区中島新町に設立。420
- 11- 1 塩商社（食塩製造），沼隈郡松永村に設立。420
- 11- 1 官立・公立師範学校卒業証または本県学力証明書を交付されずに公立小学校の授業を助ける者を小学授業生と称する。924
- 11- 4 県庁務分課を庶務・勸業・衛生・租税・学務・土木・出納の各課と警察本署，地租改正掛とする〔甲 237〕。
- 11- 4 高田郡吉田村に可愛川病院開院。850
- 11-11 吉舎地方有志不二川諦応ら，旧三原藩儒官高浦豊太郎を招き日影館を設立。999
- 11-13 臨時県会開会（～12-17）。藤井和七郎（広島区），第 3 代議長に当選。備荒儲蓄法施行規則・備荒儲蓄金収支予算を審議。とくに備荒儲蓄法規則をめぐる議会紛糾。11
- 11-20 県教育会議を広島師範学校において開会〔甲 240〕。
- 11-26 県令，旧広島藩家老浅野敬吾家来 13 人の士族編入につき上申。'81-7-20 不認可。6
- 11-27 県令，旧広島藩元家老・家来ならびに元一代卒 1017 人の授産資金として 7 万 1420 円拝借願を内務卿に上申。'81-3-22 認可。6
- 11-27 広島・福山・尾道市街の各町は，その総称（例えば広島区広島水主町）をつけることとなる〔甲 253〕。
- 11-27 県内の警察署所轄各分署を改正し，新たに 27 分署，23 交番所を設置〔甲 254〕。

11-29 神石郡新免村岡八寿事ほか 27 人，殖牛会社設立資金 1 万円の拝借願を提出。'82-6-5 認可。6

12- 4 地籍編製規則制定〔甲 258〕。

12-28 備荒儲蓄法施行規則制定。'81-1-1 施行〔甲 283〕。

12-28 教育令を改正（改正教育令）。

12-28 夜学校設置法制定。昼間の登校不可能な学齡児童のため公立小学校内に夜学校を開設〔丙 280〕。

この年，脇隆景（賀茂郡出身），広島大手町 7 丁目で牡蛎の缶詰製造を開始。45

この年，高坂万兵衛ほか 3 人，広島区舟入村にマッチ製造の快燧社を設立（広島におけるマッチ製造業の嚆矢）。49

この年，越智竹次郎，鍛冶屋町で和鑪の生産を始める。50

この年，内務省勸農局の香米改良法指示により，山県郡雄鹿原村・八幡村に試験田を設置し改良法を試験 '82 年試験中止。32

1881 明治 14 辛巳

1- 1 広島鎮台砲兵と警察の衝突事件勃発。暴兵，広島警察署へ侵入。警察官 16 人負傷。21

1- 7 県会に常置委員を設置〔甲 1〕。

1-14 広島区江波村に広島鎮台の小銃射撃場設立。447

1-15 公立小学校試験規則制定〔丙 6〕。

1- 松永石井家，穀蕃社（金銭貸付・預金）を設立。58

1- 安那郡山野村等 10 か村，連名で地租御改正願を県令に提出。209

2- 1 浅野家所有の広島区白島西町旧山林役所の敷地で広島県士族授産所（綿繰・綿打・糸挽・機織の業務）の開業式を挙げる。211

2- 3 臨時県会開会（～2-9）。議事，県会の常置委員（7 人）設置ほか 1 件。11

2- 第 2 農事試験場（広島区船入村）廃止。農事試験は第 1 試験場（安芸郡明星院村）・第 3 試験場（広島区尾長村）で続行。420

4- 7 農商務省設置。

4-18 改正教育令にもとづき小学区域を設定するため，郡区長に対し小学区區画取調方心得により区画を取調べ至急報告するよう達する〔丙 71〕。

4-22 煙開社（煙草製造），芦田郡出口村に設置。420

4-25 屠場増加にともない保健衛生上の取締を強化するため，屠牛営業・牛肉販売取締規則を制定〔甲 76〕。

4-26 第 3 回通常県会開会（～7-25）。11

4-27 芦田郡広谷村小作人民惣代，地租改正に際し，地主不当の掛米をなし，小作細民立行き難き旨を訴える。204

5- 2 豊田郡内の同一村名を区別するため中野村を山中野村・大崎中野村・生口中野村，福田村を生口福田村・浦福田村とそれぞれ改称〔甲 83〕。

5-11 広島区猫屋町の定小屋，十日市町に移転し，新地座として開場。49

5-12 監獄本署を広島区水主町に，同支署を御調郡尾道町・三次郡三次町・深津郡福山町・賀茂郡四日市村に設置〔甲 96〕。

6-10 第二勸業博覧会へ出品した石井平九郎・相野田藤平が二等賞，山本孫兵衛が進歩賞，吉岡常三郎・百々三郎が三等賞を受賞〔広日 6. 22〕。

6-10 大竹会社（製紙審査），佐伯郡大竹村に設立。420

6-27 県会，郡区役所を合併し，7 郡役所に改置する旨を県令に建議。11

6-29 旧福山藩士族，授産資金拝借願を県令に提出。6

6-29 前田篤之助（沼隈郡），第 4 代県会議長に当選。11

6-30 地租改正事務局廃止。

- 6- 広島県，地租改正事務局へ地等不服者の処分方を伺う。207
- 6- 沼隈郡藤江村，畑宅地地価修正願を提出。204
- 6- 広島綿糸紡績会社，広島区元柳町に設立。7- 政府より 20 万 1420 円を貸下げられる。420
- 7-1 太田川・芦田川の測量に着手（県会の議定をへず土木費を流用したためのちに県会と県令が対立）。6
- 7-9 県令，農商務卿に紡績所払い下げにつき上申。6
- 7-25 県会，堤防拝借料および使用料の地方税徴収，郡区長の公選等 5 件を内務卿に建議。11
- 7-31 第百四十六国立銀行内に北海道開進会社株式引受所を開設〔**広日 8. 27**〕。
- 7- 地等不服者のある高田・沼田・高宮・賀茂・御調・三次・恵蘇・豊田 8 郡にその内訳などの取調べを命ずる。203
- 7- 長屋温造・寺尾小八郎ら，教育を拡張し同郷の子弟を養成するため，興芸社の設立を企図し興芸社規則を制定〔**広日 8. 11**〕。
- 8- 1 同進社，『広島日報』を譲受け発行継続〔**広日 8. 2**〕。
- 8- 2 小学督業訓導廃止〔**甲 176**〕。
- 8- 6 社寺よりの願出連署，財産管理等をつとめる社寺総代人を選出すること，および社寺収入財産を社寺有・神官僧侶有に分け清算書を作成するよう布達〔**甲 183**〕。
- 8-12 万全会社（開墾），広島区中島新町に設立。420
- 8-12 学務委員事務要項制定（学務委員職制章程廃止）〔**甲 186**〕。
- 8-12 施薬治療規則制定〔**甲 187**〕。
- 8-12 「新平民」の蔑称を用いた『広島日報』編集人を相手どる名誉毀損の訴訟，大審院で原告勝訴〔**広日 9. 8**〕。
- 8-14 西山力三郎ほか 5 名，高田郡吉田村に私立吉田病院を設立し，開業式挙行〔**広日 9. 10**〕。
- 8-24 学齡児童就学督責規則制定〔**甲 198**〕。
- 8-26 水上警察署，広島区中島新町，御調郡尾道土堂町に設置。安芸郡瀬戸島，豊田郡忠海村，沼隈郡鞆町に分署を設置〔**甲 201**〕。
- 8- 内務省御雇水理工師ムルデル，宇品築港の实地調査を行う。536
- 8- 同進社，北海道開進会社より依頼をうけ北海道移住借地人を県内で募集する広告を掲載〔**広日 9. 3**〕。
- 8- 県令，県会が建議した毎年 5 名ずつ広島県農事講習所生徒を上京させる件を認可〔**広日 8. 5**〕。
- 9- 5 福島県私立養蚕伝習所で養蚕伝習をうけ帰県した百々三郎，広島区天神町汽船会社楼上で同業有志者へ演説〔**広日 9. 7**〕。
- 9- 6 備福活版社（印刷），深津郡福山今町に設立。420
- 9-12 学校教員品行検定規則制定〔**丙 157**〕。
- 9-22 コレラ病流行により，船客検査所を安芸郡宇品島・御調郡尾道町・沼隈郡鞆町に設置〔**甲 223**〕。
- 9-26 世羅郡と御調郡の合併につき不満を主張する世羅郡人民の総代原脩二・松井将壮，県令へ哀訴のため着広〔**広日 9. 27**〕。
- 9-28 高田郡法円寺住職靈山諦念，願主となり県令に講社（進徳教社）設立願を提出。881
- 9- 高田郡人民，望月孝之助・末広徳三郎を惣代として郡役所を従前の通り設置するよう県庁へ哀訴出頭するも却下される〔**広日 9. 10, 15**〕。
- 9- 農談話会開設につき県勸業課長ら各郡を巡回〔**広日 9. 16**〕。
- 9- 池田奴可・三上郡長，両郡を 9 組に分別し町村農業議会の開設を論達し，7 組で町村議会開設の運びとなる（県内では初）〔**広日 10. 4**〕。
- 9- 広島区観音新開南北の農民間に紛紜生起，広島区役所の書記勸業係，農民を説諭し木綿全枯の危機を防止〔**広日 9. 14**〕。

10-1 第六十六国立銀行，本店および出張所（大阪平野町・広島播磨屋町・福山新馬場）で貯蓄金の取扱を開始〔**広日** 9. 27〕。

10-2 熊本・岡山・広島 3 県の有志，会合して政談演説会を広島区新川場町戒善寺で開催〔**広日** 10. 2〕。

10-4 地方税中教育費施行規則制定〔**甲** 228〕。

10-6 裁判所名称および位置・管轄区域を改正。広島控訴裁判所・尾道始審裁判所を設置し，広島地方裁判所を始審裁判所に，広島・三次・尾道各区裁判所を治安裁判所と改称。'82-1-1 施行。473

10-12 '90 年に国会開設する旨の詔書発布。

10-18 自由党結成会議開催。

10-24 広島控訴裁判所に検事長を置く。472

10-24 同進社发起人辻維岳・上田譲翁・浅野道興・浅野忠，県令に官設授産所の下付ならびに資金貸下げを請願。'82-3-10 再度申請。6

10-25 三上・奴可郡立師範学校（庄原）開業式挙行〔**広日** 10. 30〕。

11-4 浅野学校，修道学校と改称。1003

11-8 牛乳搾取販売規則制定〔**甲** 257〕。

11-12 広島県教育会規則を改正〔**甲** 259〕。

11-21 県令，旧福山藩士族らの授産金 7900 円拝借願を農商務卿に上申。'82-4-5 認可。6

11-29 地方税中捕魚採藻営業規則・組合取締規則・遊魚税規則を制定〔**甲** 272〕。

11-30 各郡区に山林原野地価額を配賦。201

11- 広島綿糸紡績会社小深川村工場起工。420

11- 義田社・資学社などの士族授産組織を合併し，新たに福山旧藩士族授産会所を組織。6

11- 箕岡定彦・和田秀俊ら，三次五日市町に同明教会を設立し，「片意地信徒」を召集し，照林坊で信俗二諦を題目として月並会話を開く〔**広日** 11. 10〕。

11- 正教講義所（広島区下幟町），耶蘇正教講義を開始〔**広日** ' 82. 2. 3〕。

12-1 広島初の小新聞（通俗新聞）『美左々新聞』（広島区大手町広島社）創刊。127

12-2 小学訓導・小学訓導補・準小学訓導補を廃止し，町村立小学校教員の名称・準官等・日俸額を定める〔**甲** 275〕。

12-16 御調郡尾道の豪商前田完爾ら 13 人，商工業発展を目的に尾道勸業（演説）会を創設し第一会を開催。429

この年，旧福山藩領の備後表問屋・当業者，粗製による値崩れの弊を防ぐため畳表商同盟規約を締結。33

この年，広島区各町村連合会，県令に対し三部制施行を請願。216

この年，闡教部，崇徳教社闡教部と改称し，教社とは別個に興学・布教・慈善活動を展開。49

この年，中島留吉（日本キリスト教会），天神町に講義所を設置し布教を開始。895

この年，芦田郡広谷村・町村・本山村各村小作人惣代，県庁に上申し，地主の横暴を訴える。204

1882 明治 15 壬午

1-1 広島控訴裁判所の開庁式挙行。473

1-4 軍人勅諭発布。

1-9 町村名改称・町村合併・飛地併裂行われる。広島区明星院村を大須賀村へ，同区江波新開を舟入村へ，同区丸子新開を江波村へ，安芸郡新山村を牛田村へ，佐伯郡口谷尻村を大野村へ，賀茂郡十文字村を御菌宇村へ，奴可郡所尾村を内堀村へ，同郡田殿村を森村へ，それぞれ編入合併。2 村合併により新たに豊田郡許山村（別迫・仏通寺），世羅郡上壺村（老歩・上野山）成立〔**甲** 4〕。

1-17 安芸・佐伯・山県・高田各郡，小学校区を制定。以後2月27日までに県内全部の小
小学校区制定される〔乙 4~7・8~14・25~27〕。

1-20 広島商業講習所開業。432

1- 藤田高之・米田精・小鷹狩元凱帰広し，旧知を訪ね時事を論談。10

1- 奴可郡西城町三上亀蔵，内務卿より硝石製造免許状を受ける。県内製薬者の嚆矢。596

1- 広島斯文学会，広島区中島新町に設立〔広日 2.3〕。

2-1 広島控訴裁判所，国泰寺住職の同寺焼失事件に関する千田県令を相手どった訴訟を却
下〔広日 2.3〕。

2-1 米麦大豆菜種葉煙草及山林共進会（農商務・大蔵省主催），東京上野公園内で開催（～
3-31）。広島県出品者のうち米麦大豆菜種葉煙草部門40人，山林部門19人受賞。420

2-13 小学校教員免許状授与規則制定〔甲 32〕。

2-16 広島県農事講習所，広島県農学校と改称〔甲 35〕。

2-22 広島県，警部長を設置。23

2-27 広島県，土木課を廃し，地理課を設置〔丙 40〕。

2- 広島区播磨屋町集産所内に耶蘇教聖書売捌所を設立し，耶蘇聖教翻訳書類・油画・木
炭画販売，古本売買を開始〔広日 2.3〕。

2- 有隣堂（広島区西寺町），全国の諸新聞・雑誌を販売〔広日 2.3〕。

3-8 郡区役所を合併し，12に削減，高宮郡可部町（沼田・高宮・山県郡）・御調郡尾道町
（御調・世羅郡）・深津郡福山町（深津・沼隈・安那郡）・芦田郡府中市村（芦田・品治・
神石・甲奴郡）・三上郡庄原村（奴可・三上・恵蘇郡）・三次郡上里村（三谿・三次）に設
置。広島区，安芸・佐伯・高田・賀茂・豊田各郡は従来どおり〔甲 51〕。

3-18 農事通信仮規則を廃止し，農事通信規則を制定〔丙 56〕。

3-29 第4回通常県会開会（～9-21）。県会は，広島病院三次分局払下ほか2件に関し，県
令と法律の見解を異にして対立，参事院に審明を要請。11

3- 広島区に中島集産場開場。48

3- 山田十畝ら，自由党員林包明一行を迎え，芸陽自由党を組織。10

4-5 政府，福山旧藩士族授産概則の計画に対し，7900円を貸与。6

4-6 県令，安那郡共立衛生会結社届を認可。209

4-7 細謹社解散。その権利・資産はすべて主店北村長太郎に譲渡。209

4-14 佐伯中学校，漢文学校と改称。181

4-16 立憲改進黨結成。

4-28 小学校教則・同試験規則制定。小学校を初等・中等・高等の3科に分ける〔甲 93〕。

4-28 公・私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則制定〔甲 95〕。

5-4 『広島日報』，発行禁止され，801号で廃刊。1081

5-15 広島紡績所を広島県に交付〔農商務省指令〕。6- 県より広島綿糸紡績会社へ払下げ
る。420

5-18 政府，官設士族授産所の同進社への払下げを許可。6

5-30 公立師範学校教則大綱制定〔甲 118〕。

5- 広島区を中心とする製藍業者300人余，藍の粗製濫造による信用失墜の回復策を討議。
420

5- 山田金雄，『むたはな誌』（広島区大手町むたはな誌屋）を創刊〔芸日 '91.3.17〕。

6-9 岡山県下備中国および広島県下備後国6郡をもって玉島県を置く内務省の府県新置分
合案却下される。6

6-19 村落合併・飛地併裂により村名改称・村名消滅行われる。村名改称，高宮郡中野村（上
中野・下中野合併）・同郡城村（水落・九品寺合併）・同郡四日市村（上四日市・下四日市
合併）・山県郡上殿村（上殿河内改称）・佐伯郡中地村（中須賀・寺地合併）。高宮郡関屋村
を同郡鈴張村に合併〔甲 136〕。

6-19 家庭教育児童試験規則を制定し，及第者には修業証書を授与。'83-1-1 施行〔甲 134〕。

- 6-20 高田郡法円寺住職靈山諦念，広島区西寺町仏護寺境内に進徳教社創立（5-16 設立認可）の届を県令に提出。881
- 6-22 戸長選挙規則を改正し，県令に改選・官選の権限を付与〔甲 137〕。
- 6- 芸備繭共進会，広島区播磨屋町で開催。全郡区より出品者 280 人，出品々種 300 種におよび，各出品者は飼育法・製糸販売等を討議。420
- 7-3 県令，三次郡各村聯合会よりの広島県病院三次分局払下げの請願を許可。11
- 7-11 広島綿糸紡績会社上瀬野村工場創業。421
- 7-12 広島区各小学校区の小学校数・学科の等位を制定。以後 11 月 30 日までに県内すべての小学校区について定める〔乙 82・86・91・93~95・97・98・103~110〕。
- 7-23 芸備立憲改進黨結成準備会（懇親会）開催。62
- 7-28 広島県広島師範学校に女子部を設置〔告甲 23〕。10-14 開業式挙行。44
- 7- 沼田・高宮・山県 3 郡の有志者，高宮郡可部町種苗交換市規則を制定し，郡内外の良種交換のため毎年 1 回 1 月 5 日より 14 日まで開設することとする。432
- 7- 高田郡三田村勸業世話掛檜崎圭三，郡内有志者と三次郡原村～安芸郡牛田村間の道路改良を企図し，県内同志者と盟約書を締結。430
- 7- 福山旧藩士族授産会所，政府の資金貸与により 4 町 4 反余の民有地を購入し桑苗を栽培。421
- 7- フランス人宣教師オリエンティス来広し，カトリックの伝道を開始。876
- 8-5 甲奴郡本郷村の永井雄次郎ら発起し，徳猷社（不動産抵当の貸付け）開業。101
- 8-11 広島区にコレラ流行のため西地方町浄国寺内に第一虎列刺病予防事務所（9-30 廃止）を，江波村に避病院（10-7 閉鎖）を設置〔丁 21・告乙 5〕。
- 8-21 薬学校通則制定〔甲 161〕。
- 8-23 広島鎮台病院，広島陸軍病院と改称〔陸軍省達甲 21〕。
- 8-24 医学校通則制定〔甲 162〕。
- 8- 尾道勸業会，仮規則を改定し，商法会議所の設立を企図。433
- 8- 賀茂郡原村諏訪桑太，県令へ地等破棄を歎願，却下される。11-再度歎願。201
- 8- 広島薬学講習所，大手町 2 丁目に設立。広島における薬学校の濫觴。596
- 9-1 同進社（芸備日報社），『芸備日報』を創刊。
- 9-3 広島県広島師範学校で体操と女礼式の講習を開始。44
- 9-20 第六十六国立銀行広島出張所，広島区塚本町に支店として開店。28
- 9-21 県会，車税の地方税充当，監獄費・治水費の国庫支弁等を内務卿に建議。11
- 9-21 臨時県会開会（～10-16）。脇栄太郎（賀茂郡），第 5 代議長に当選。11
- 9-22 山林原野の地租改正竣成につき，'76 年より新税施行について大蔵省へ伺書を提出。6
- 10-1 勸業世話掛廃止。各郡区にて適宜に勸業委員を設置〔甲 174〕。421
- 10-3 歩兵第 11 聯隊第 1 大隊の 2 個中隊を朝鮮国公使館護衛として分遣。'83-5-帰還。45
- 10-6 県会，戸長役場配置・戸長職務取扱費等について，県令に答申。11
- 10-9 町村立小学校に校長を置く〔甲 181〕。
- 10-15 高宮郡可部町で沼田・高宮・山県郡麻苧共進会を開催（～25）。431
- 10-28 広島県病院附属医学校で希望者に対し，自家飲料水の試験を行うこととする〔告甲 87〕。
- 10- 県内各地を遊説の改進黨員島田三郎，大隈重信・河野敏謙に書翰を送り，県内における改進黨の隆盛を報告。10
- 11-15 各郡区長・学務委員に対し学齢児童就学督責規則実施に当り 10 歳以上の児童就学を督責するよう達する〔丙 230〕。
- 11-20 第六十六国立銀行福山出張所，支店として開店。12-27 廃止。28
- 11-28 佐伯郡大竹村で製紙集談会を開催し，製紙者申合規則・販売拡張・製紙改良等について討議。432
- 11- 参事院，土木費の流用による芦田川・太田川の測量，広島病院三次分局払い下げの件

につき裁定，県令の処置を適法とする。6

12-2 広島・島根両県令，陰陽交通の道路開鑿費の補助を内務卿へ請願。6

12-18 浅井馨・辻寛雄・松宮庫助・中村春二ら，同志 54 人と広島区新川場町戒善寺に会し，広島教育協会の綱領等を議定。43

12-21 官吏の政談演説・政社加入を禁止する旨達する〔内達無号〕。

12-22 殖牛社の開業式を神石郡油木村で挙る。433

12-28 県令，県内官業鉄山従事の鉱夫へ売下米代金返納をさらに '83 年 6 月まで延期するよう請願。'83-5-7 聞届けられる。6

12-29 県令，県内仮官業鉱山救済資金 3 万円の貸与を再度請願。'83-3-14 認可。6

12- 同進社，広島出張大倉組織工場を譲りうけ，織工場（第 2 授産所）を設置。211

12- 田辺長一郎（甲奴郡上下村）ら，共同成章社（金穀貸付）を設立。101

12- 『泰磨自由新聞』創刊。11 号にて廃刊。21

この年，広島県農学校に勸業試験場を付設し（焼津神社境内），西洋果樹缶詰の研究を開始。48

この年，岡田吉頭・斎藤介助・大森荘作ら，養蚕義会を組織し，福山町に養蚕伝習所を開設（県内私立養蚕伝習所の嚆矢）。35

この年，コレラによる死者 8811 人。うち広島 296 人・佐伯 110 人・安芸 108 人・御調 101 人。1227

この年，広島県，片山病調査委員会を設置。58

1883 明治 16 癸未

1-10 尾道始審裁判所，広島始審裁判所尾道支庁となる。473

1-20 広島区内 18 小学区を全廃し，全区を広島小学区（高等科小学校 2，中等科小学校 18，初等科小学校 3）に編成替〔乙 3〕。

1-28 県学務課員および各学校職員を中心に広島教育協会を結成。1228

1- 長屋温造，山田吉左衛門ら 14 名，広島区西白島町に広島養蚕社を開設。435

2-6 広島県，兵事課を設置〔丙 25〕。

2-12 沼田郡八木村と高宮郡中島村・玖村の 3 か村にわたる郡界変更，裁可される。6

2-14 山口分屯歩兵第 11 聯隊第 1 大隊が広島に引きあげ本隊と合併〔告甲 82〕。

2-18 広島教育協会，第 1 回談話会を開催。43

2-18 『広島教育協会雑誌』（広島教育協会）創刊。898

2-23 沼田・高宮両郡内 3 か所で麻事集談会を開催（～26）。太田芋の販路拡張，野州産との対抗のため製麻改良法を伝授。434

2- 海軍水路部員肝付兼行海軍少佐ら，第二海軍区鎮守府の候補地選定調査の一環として呉港湾内および近海の調査に着手。453

3-1 広島に駅通出張局設置。482

3-3 進徳教校，沼田郡三篠村に移転し（2-），本願寺明如法主を迎えて開校式挙る。883

3-22 第 5 回通常県会開会（～4-17）。議員および常置委員の給与改正について建議，県令拒否，再建議の結果改正。11

3- 賀茂郡原村に砲兵大砲射的場を設置。45

3- 甲奴郡上下村田辺六一郎ら，法律研究会趣意書・綱領を制定。101

3- 東京上野公園内で開催の水産博覧会に広島県より 262 個出品(897 人)，84 人に褒賞。439

4-5 公立小学校則制定〔丙 59〕。

4-16 新聞紙条例改正。

4-19 県令，上瀬野村紡績所水量欠乏につき試験的に蒸気機械設立のため工場払下げ代金の延納許可願を農商務卿に提出。8-4 認可。6

4-21 旧福山藩士族大平広隆ほか 1402 人，福山旧藩士族授産資金増拝借願書を県令に提

- 出。'84-3-28 政府許可。6
- 4- 安芸郡立中学校（安芸郡船越村）を廃止し、安芸郡立師範学校を設立。127
- 5-3 開業医組合手続制定。7 月中に開業医組合設立を指示〔丙 80〕。
- 5-7 改正教育令以降の学事方針に関する項目について郡区長・学務委員・学校長に示達〔達号外〕。
- 5-19 農学校通則制定〔甲 58〕。
- 5- 広島区各町村戸長会同規則を制定。毎月 1 回区庁に会同し、法律規則の研究および諸般事務の取扱い審議を行う。11
- 6-19 各郡区内の士族生計の現状についての報告書を提出するよう郡区役所に達する〔丙 113〕。
- 7-2 『官報』第 1 号を発行。
- 7-2 広島綿糸紡績会社小深川村工場、開業式を挙行し、営業を開始。422
- 7-3 広島区水主町監獄支署焼失。死者 50 人。45
- 7-6 広島県病院附属医学校を広島医学校と改称〔告甲 207〕。
- 7-18 賀茂郡竹原下市村で水陸物産共進会開催（～22）。麦・茶・繭・食塩を出品。436
- 7-20 福山養蚕義会、総集会を開催し、規約修正、役員選出。570
- 7- 士族授産事業の一環として、広島袋町同進社敷地内に活版職養成を目的とする第 3 授産所を設立。48
- 7- 広島医学会社を廃し、広島医業組合設置。846
- 7- 早魃のため諸作物に被害甚大。沼田・三次・恵蘇・御調・世羅各郡は非常の被害、とくに深津・沼隈両郡は最も被害を被る。421
- 9-10 進徳教社、崇徳教社と改名し、規約改正届を内務卿あてに提出。881
- 9-12 県令、安芸郡上瀬野村紡績所、払下げ代価について再上申。10-19 認可。6
- 9-26 親類・縁者等なき单身貧者に対する施薬治療（地方税にて支弁）の規則を布達〔甲 119〕。
- 9-29 郡区役所に学務掛を新設〔丙 213〕。
- 10-1 租税課出張所を広島区・可部町・下市村・尾道町・府中市村・庄原村に設置〔甲 116〕。
- 10-10 佐伯郡岡村、大王村を合併して岡大王村と改称〔甲 332〕。
- 10-26 尾道富浜・肥浜・吉和浜の塩業者、集会協議し、三ヶ浜盟約書を締結。136
- 10-27 安那郡中条村山田茂治郎ほか 174 名、県令に非常の早害につき年賦拝借金貸下げを請願。12-10 不許可。6
- 10- 広島～三次間里道改修工事竣工。幅 2 間、全長 13 里余。421
- 10- 『広島商店買物仕入案内記』刊行。619
- 11-7 豊田郡一円の塩業者 41 名、瀬戸田町に集合し、集談会を開設（～8）。437
- 11- 広島区袋町に同進社社屋竣工。211
- 11- 奴可・三上郡師範学校を奴可・三上・恵蘇郡師範学校と改称し、恵蘇郡三日市村へ移転。127
- 11- 日本キリスト教団の中島留吉、広島区下中町に教会を設立。895
- 12-1 租税課府中市村出張所を深津郡福山に移し、租税課福山出張所と改称〔乙 32〕。
- 12-1 芸備二国の各塩業者、御調郡尾道で塩業会を開催し、芸備両国塩業者盟約を改訂し締結（～9）。438
- 12-14 県令、鉄業改良意見を上申し、技術者派遣を嘆願。6
- 12-17 湯屋取締規則制定〔甲 151〕。
- 12-19 勸業会設立準則・勸業委員設置準則制定。各地で盛んになった農談会等に章程を定め県の認可を経ることとする〔諭達無号〕。
- 12-25 人力車取締規則を制定し、人力車営業者の鑑札携帯、営業者頭取の選定、輓夫の心得等について規定（人力車挽渡世心得規則廃止）〔甲 154〕。
- 12- 竹原塩田所有者盟約規則を設定。590

12- 馬匹の改良蕃殖を企図し、山県郡原村に馬匹改良組合を設立。581

この年、旧福山藩士大森荘作、手織機 15 台を据え付けて織物業を開始（備後地方における工場組織による織物生産の嚆矢）。58

この年、金光教、尾道市久保町に教場を開設。132

1884 明治 17 甲申

1-19 広島医学校、甲種医学校に改編。44

1-29 町村立師範学校通則制定〔丙 18〕。これにより奴可・三上・恵蘇郡師範学校・安芸師範学校廃止。49

1- 広島区長栗原幹、「宇品築港意見書」で宇品港の有用性を説く。422

1- 沼隈郡水呑村・田尻村ほか 10 か村、旱害のため減免を要求して集会。764

2- 2 郡区役所に兵事掛設置〔丙 24〕。

2- 5 屠牛営業並牛肉販売取締規則を改正し、警察官による屠牛場および販売肉の取締りを強化〔甲 12〕。

2- 8 商業学校通則制定〔甲 14〕。

2-13 臨時県会開会（～16）。明治 16 年度備荒儲蓄法施行規則追加を議決。11

2-16 千田県令、内務卿に宇品築港および新開築調工事の起工許可願を提出。536

2-23 中学校通則制定〔甲 20〕。

2-25 小学校督業訓導施設方法制定され、督業訓導を再度設置〔甲 26〕。

2-28 安芸郡仁保島大河浦人民総代、県令に宇品築港を廃止して広島区から丹那浦まで自費で車道を開鑿したい旨の歎願書を提出。3-7 不許可、再度歎願。536

3- 3 広島師範学校内に小学校教員講習科開設。44

3-15 地租改正条例廃止、地租条例制定。

3-19 輸出用製茶に着色偽似茶、不良茶の混入を防止するため、茶業組合準則を布達〔甲 35〕。これにより 7 組合が認可を申請。

3-21 安那郡西中条村民、旱害救済を求め年賦拝借金を政府に請願。6

3-29 第 6 回通常県会開会（～4-27）。宇品築港に関連して陰陽連絡道路 3 線の県道改修事業案（総経費 24 万 2762 円余）議決。11

3- 奴可・三上両郡より募集の養蚕伝習生 7 名、福山の養蚕家百々三郎につき、養法製糸法を習修。帰郷後、奴可郡小奴可村等 6 か所に設置された養蚕伝習所の伝習者に就任。422

3- 授産所総監浅野敬吾、養蚕養魚により三原在住土族の授産振興を計るため、その用地として旧三原城趾の拝借を出願。211

4-10 広島区国泰寺村沖新開堤塘へ暴風標を建設し、暴風の恐れあるごとに信号を掲示することになる〔告甲 235〕。8-10 尾道士堂町海岸住吉神社境内にも設置〔告甲 454〕。

4-28 臨時県会開会（～5-2）。脇栄太郎（賀茂郡）、第 6 代議長に当選。11

5- 1 大阪商船会社開業。広島県関係では、大阪・多度津・広島を結ぶ第 10 本線ほか 3 線を開設。639

5- 7 区町村会法改正。戸長の公選制を廃止し、府知事・県令が選任。

5-23 広島区皆実村森勝蔵・平山庄吉、内務卿に宇品築港反対の建白書を提出。536

5-24 歩兵第 11 聯隊（広島）および第 21 聯隊（広島）とをもって歩兵第 9 旅団を設置〔陸軍省達乙 36〕。

5-27 県令、宇品築港・陰陽道路拡張工事などによる事務拡張のため、'84 年度属官俸給の'83 年度への繰上げを内務・大蔵両卿へ申請、裁可される。6

5-29 内務省、宇品築港および新開築調工事の起工を許可。536

5- 賀茂郡野呂山無立木地 300 町および開墾資金（'84・'85 年度 2 万 5000 円）を政府より貸付けられ、貧困土族の授産事業として桑樹栽培に着手。211

5- 工部省技師小花冬吉、広島鉦山落合作業場に赴任し、鉄業改良に着手。127

5- 東京大学医学部教授ベルツ、片山病（日本住血吸虫病）調査のため来県、「一種特異

ノ瘴気病」と診断。209

5- 木原秀三郡，広島区堀川町に広島英学校（翌年開設の女子部は，英和女学校設立に参加）を設立。49

6-1 漁業組合設置の方案をたて沿海郡区主任書記会同。422

6-5 租税課出張所を収税出張所と改称〔甲 67〕。

6-16 区町村会法の全文改正にもとづき，区町村会規則・連合町村会規則・水利土功会規則を制定（三新法体制の改組）〔甲 77〕。

6-18 広島綿糸紡績会社社長亀岡勝知，湯水につき蒸気機関設置のため貸下金交付を県令に再歎願。6

6-25 広島城内に歩兵第 21 聯隊第 1 大隊を新設。448

6-30 千田県令，宇品築港に反対する安芸郡仁保島村民代表 12 名を県庁に招集し，築港の趣旨を説諭。7-24 村民代表 12 名受諾し，受書を提出。536

6- 竹原塩の販売を同業者の一手販売とするため塩販売規則を定める。590

7-1 広島・尾道・三次の大蔵省為替方を 6 月 30 日限り廃止し，日本銀行国庫金取扱所を設置〔丙 81〕。

7-7 戸長所轄区域ならびに役場位置を改正し，戸長役場所轄区域を大幅に拡大〔甲 97〕。

7-7 戸長選挙規則廃止（戸長の官選化）〔甲 98〕。

7-14 有栖川宮威仁親王・川村純義海軍卿・仁礼景範海軍少将・樺山資明海軍大輔，呉港を視察し，海軍用地買収に着手。453

7-25 豊田郡茶業組合など 7 組合の委員，広島に会同し（～8-3），広島県茶業取締所の設置を議決。422

7- 高田郡医事研究会設立。846

8-4 学事会規則制定。1 町村または数町村に学事会を設け，教育上の事項を討議〔甲 113〕。

8-11 神仏教導職を廃し，住職任免などを各管長に委任。

8-12 三原授産所設置。三原城址の桑樹栽培と養蚕奨励事業に着手。211

8-19 県内の官林を農商務省の直轄とし，広島山林事務所を置く。9-5 広島区天神町に開庁。173

8-25 大津波来襲，広島区・佐伯郡の被害甚大。死者 126 人，家屋潰崩 3659 戸，家屋流失 1112 戸，田畑被害 6000 町歩。21

8-27 佐伯郡長，沿海各郡区勸業主任の協議にもとづき佐伯郡沿海村漁業組合区域を示達。165

9-2 太田川大氾濫。21

9-5 宇品築港事業起工式挙行。536

9-20 宗教関係の演説会・討論会は，事前に管轄警察署または分署に届出るよう布達〔甲 134〕。

10-10 高田似壠ら，広島で改進黨大親睦会を開催。10

10-24 農事通信規則を廃止し，農商務通信規則およびその通信事項を制定〔丙 249〕。

10-25 県令，8 月 25 日の県内暴風雨による災害復旧のため，3 万 5000 円の国庫補助金下付を上申。12-16 許可。6

10-29 自由党解党。

11-10 戸籍帳簿に宗旨の記載は不要の旨を達する〔丙 269〕。

12-17 立憲改進黨総理大隈重信・副総理河野敏謙，同党を脱党。

12-20 同業者組合準則制定〔甲 182〕。

12-24 農工商に従事する者の組合設立の必要および全国的に評価の低い県産米の改良，商標登録の重要性につき諭達〔諭達無号〕。

12-27 県令，上瀬野村紡績所払下代金の減価につき農商務省に上申。'83-5-22 認可。6

12- 繰綿取締会社・繰綿改会社，深津郡福山深津町に設立。395

12- 大阪商船宇品出張所開設。639

この年、尾道に民衆娯楽を専門に上演する湊座建設。133

1885 明治 18 乙酉

- 1-6 尾道で旧自由党員三備（備前・備中・備後）親睦会開催。10
- 1-26 県令、再び属官俸給の繰上げ（'85年度分を'84年度へ）を内務・大蔵両卿に申請。3-19許可。8
- 1-27 第1回官約移民945人（広島県関係222人）、横浜港よりハワイに向けて出発。444
- 1-31 墓地及埋葬取締細則を制定し、墓地新設・火葬場等を規制〔甲14〕。
- 1- 佐伯郡宮内村北海道移住者、相互救助を申合わず誓約書を締結。311
- 2-2 駅伝営業取締規則を制定し、陸運会社を統制。3-1施行〔甲15〕。
- 2-4 農商務省の種牡牛馬取締方法にもとづき種牛馬選用法を制定〔甲16〕。
- 2-10 北海道の移住希望者に対し、実情を知り相応の資本を携えて移住するよう諭達〔諭告無題〕。
- 2-25 ハワイ国出稼人誘導者なる者の甘言妄譚に注意するよう諭達〔諭達無号〕。
- 2-27 芸妓取締規則制定〔甲40〕。
- 2-28 『芸備日報』休刊〔芸日'86.1.30〕。
- 2- 広島（宇品）～呉（川原石）間定期航路開通。52
- 3-7 臨時県会開会（～13）。11
- 3-14 第7回通常県会開会（～4-12）。黒川修三（賀茂郡）の発議により経費節減を主目的とする郡区役所合併および戸長役場管理区域改正の建議2件を採択。11
- 3-30 学校教員品行検定規則を制定し、刑事罰等を受けた者の教員就任を禁止〔丙112〕。
- 3- 尼崎汽船大阪共同組、大阪～下関間航路を開航し呉に寄港。51
- 3- 芸備塩業組合（芸備会）結成。4-組合規約認可。587
- 4-11 民林保護組合準則を制定し、山林所有者組合の結成および山林取締人の設置を勧奨〔甲69〕。
- 5-8 各地方の小作慣行を調査するよう郡区役所・戸長役場に達する〔丙162〕。
- 5-18 種牛馬検査規則制定（種牛馬選用法とならび県内種牛馬取締の嚆矢）〔甲97〕。
- 5-22 農商務省、上瀬野村紡績払下代金減額の件を許可。6
- 5- 竹原塩田において竹原塩業者組合規約を制定。590
- 6-10 醤油製造営業人心得制定。7-1施行〔甲115〕。
- 6-11 菓子営業人心得書制定。7-1施行〔甲116〕。
- 6-29 救育規則制定。7-1施行。被災旅行者・貧困者等の救護費を地方税で支弁〔甲34〕。
- 7-1 小学校教則を改正し、中高等科の教科に礼節を追加〔甲136〕。
- 7-31 天皇、山口県三田尻より厳島大聖院に到着。23
- 8-1 天皇、厳島神社参拝後海路地御前村阿品に上陸し、広島の行在所偕行社に到着。練兵場・広島鎮台・広島県庁・控訴裁判所・広島中学校・広島師範学校・始審裁判所を視察（～3）。23
- 8-1 天皇を迎え西練兵場で煙火打ち上げ中、落雷があり第9旅団本部全焼。45
- 8-4 天皇、宇品港より乗船し、呉港・倉橋島を視察。-5岡山へ向かう。23
- 8-4 呉港医師により私立衛生事務救急所設置。846
- 8-10 県内100余か所に貯金預所増設につき余財を預け入れるよう諭達〔諭達無号〕。
- 8-28 製塩業者に対し十州塩田組合（この月成立）に加盟するよう布達〔乙38〕。
- 9-24 『広島県勸業月報』第66号以下の刊行を廃止〔告甲502〕。
- 9-29 コレラ病検疫事務所を県庁内に、同出張所を広島警察所内に設置〔告乙5〕。
- 9-29 コレラ病感染の恐れあるにより、元安川・元安橋より下流の河水を飲用することおよび器具衣類等を洗淨することを禁止〔告乙4〕。
- 9- 御調郡三原駅で米業者が製米および製俵の改良を目的とし、規約を制定し、組合を結成〔芸日'86.3.31〕。

- 9- 魚類養殖事業推進のため係員を兵庫・滋賀の養魚場見聞に派遣。養魚試験場を高宮郡中深川村に設置。423
- 9- 広島区長栗原幹の発意により広島区商工会創立。673
- 9- 尾道・福山を各1学区、安芸郡ほか21郡を各1学区の合計25学区に改正し、学区域を拡大〔乙40～60・63〕。
- 9- 伊藤薫三・田部香蔵らにより私立庄原英学校開校〔芸日'86.3.17〕。'92年閉校。
- 10-7 駅伝営業取締規則改正（人力車取締規則・旅籠屋取締規則を廃止）〔甲184〕。
- 10-19 県令、内務・大蔵両卿に対し三たび属官俸給の増額（1869円）を申請。12-19 水害等によるやむなきこととして許可。6
- 10-30 福山中学校附属書籍館開館式挙行〔告甲581〕。
- 10- 旧福山藩管内地域で旧藩主阿部正桓が代表となり、福山教育義会を組織。127
- 11-20 広島区袋町同進社で芸備米・麦ほか9品の共進会を開設（～12-4）〔告甲587〕。
- 11-20 第8回通常県会開会（～12-19）。11
- 11-26 広島医学校で第1回薬舗開業試験実施。596
- 12-1 蚕糸業組合準則制定〔甲210〕。
- 12-10 郡区長に、貧民教育に関し訓示。社会の治安維持の立場より貧民教育の必要性を論ずる。925
- 12-10 町村・学区所属の公立小学校維持資金金穀の蓄積について小学資金蓄積規則制定〔甲218〕。
- 12-12 広島県幼児保育準則を制定し、学齢未満幼児保育の制度および保育科目の具体的教授法を定める〔甲220〕。
- 12-15 宇品築港の堰止め・築堤の崩壊、仁保島大河・海田市住民の尽力および第5師団の助力により復旧。536
- 12-20 臨時県会開会（～12-26）。脇栄太郎（賀茂郡）、第7代議長に当選。11
- 12-22 通信省を新設し、工部省を廃止。
- 12-22 内閣制度成立。第1次伊藤内閣成立。
- 12-28 県令千田貞暁、3度にわたる属官俸給増額の申請を行ったことに対して内務大臣へ進退伺を提出（不問に措くと裁定）。8
- 12-28 産婆営業鑑札制度を廃止し、産婆資格および免許取得・業務上の注意項目を定めた産婆規則を制定〔甲245〕。
- 12- 綿商社（繰綿審査仲買）、御調郡尾道久保町に設立。395
- この年**、竹原塩田と瀬戸田塩田に田窪藤平を招聘して塩田改良に着手。587
- この年**、安芸地方で赤痢流行し、高田408人・高宮276人・佐伯121人・沼田120人・賀茂112人など県内で1389人死亡。395
- この年**、種痘規則の条項にもとづき種痘細則を制定〔甲240〕。
- この年**、北村藤三郎、修道学会設立（広島修道学院の前身）。823

1886 明治19 丙戌

- 1-18 町村立小学校授業料額及徴収方法程度規則制定〔丙13〕。
- 1-28 各鎮台の師団番号を決定し、6師団制に移行（広島鎮台は第5師団）〔陸軍省達乙10〕。
- 1-28 ハワイと渡航条約調印。
- 1-30 『芸備日報』再刊。
- 2-13 広島商工会、商業組合を設置し商工会決議で物価を定め県令へ上申することを決定〔芸日2.24〕。
- 2-14 大山剛、私立広島法律学校を開校〔芸日2.10〕。
- 2-26 福山東町賢忠寺において福山教育義会を開催し、寄附金募集等につき評議〔芸日3.7〕。
- 3-3 広島県広島師範学校に幼児保育場を設置（'88-3廃止）〔告乙1〕。
- 3-5 崇徳教社、沼田郡楠木村の進徳教校に移転。881

- 3-27 尾道驅黴院開業式挙行〔芸日 4.1〕。
- 3-31 広島区内 11 の戸長役場を全廃し、戸長取扱い事務は区長が兼摂〔甲 57〕。
- 3-31 兵庫県豊岡開盛社より購入した鮭卵 10 万粒を高宮郡中深川村養魚試験場で人工孵化し、稚魚 9 万 4000 尾を太田川に放流。4-1, 4-6 にも。423
- 4-6 巡査教習所規則を制定し巡査教習所を創設。21
- 4-10 師範学校令・中学校令・小学校令公布。
- 4-16 広島など全国 12 の郵便局を一等郵便局と定める〔閣令 8〕。
- 4-19 賀茂郡吉郷村, 小比曾・大河内村を合併し郷曾村に, 豊田郡大長村のうち宇沖友浦を分かち沖友村とする〔告甲 150〕。
- 4-26 二等・三等郵便局と二等・三等電信分局を定める。尾道ほか 147 局は三等郵便局, 広島・尾道は二等電信分局〔逓信省令 8〕。
- 4-26 海軍条例公布。全国を 5 海軍区に分け各区に鎮守府設置。
- 4- 尾道合資塩会社 (塩仲買), 御調郡尾道町に設立。402
- 4- 山田養吉, 修道学校を継承し, 浅野家から器物・書籍等の下付を受け, 八丁堀の自宅で教授にあたる。1003
- 5-1 三次郡上里村を三次町と改称〔告甲 168〕。
- 5-4 広島控訴裁判所を広島控訴院と改称。473
- 5-5 第 2 海軍区鎮守府の位置を安芸郡呉港と定める〔勅令 39〕。
- 5-16 京都・大阪でコレラ蔓延のため両府下より宇品・瀬戸・尾道・鞆の各港に寄港する船舶を検査。5-20 元安川口・江波・竹原・御手洗・松浜の各港でも〔告甲 177〕。
- 5-16 広島区でコレラ発生のため検疫事務所を県庁内に, 同出張所を広島警察署内に設置〔告乙 17〕。
- 5-20 広島大林区署設置〔閣令 12〕。
- 5-27 広島大林区署所轄区域に, 恵下小林区 (山県郡坪野村) ほか 5 小林区設置。7-1 開庁〔農商務省令 8〕。
- 5-30 福山市街でコレラ病発生のため, 福山検疫出張所を福山警察署内に設置。その後瀬戸内の主要港に検疫出張所あいついで設置〔告乙 21〕。
- 6-5 漁業組合準則を制定し, 区画の設定・組合設立・規則作成のうえ県庁の認可を得るよう布達〔甲 106〕。
- 6-8 広島県, コレラ病流行地と認定される〔告甲 193〕。11-5 流行地解除。2-26~11-9 の患者 7477 人, 死者 5347 人。
- 6-29 既設の畳表商同盟規約を廃止し, 同業組合準則にもとづき, 沼隈地区に備後本口畳表業組合, 御調地区に備後尾道藁蓆組合 (8-) を設立。設立後経営不振。33
- 6- 福山義倉社, 笠岡製糸場を売却し, 福山鍛冶屋町に福山製糸場を設立。153
- 6- 阿賀村農民, コレラ病屍体の同村新開中央での火葬に対し戸長に苦情を持たむ。53
- 7-6 コレラ病者運搬人夫費を 18 銭, 焼場入費を 70 銭で落札〔芸日 7.8〕。
- 7-7 7-18 挙行の巖島管絃祭, コレラ流行のため県達 (7-5) の趣旨に準じて差延の広告が出る〔芸日 7.7〕。
- 7-20 地方官官制公布。府知事・県令の名称を知事に統一。
- 7-20 県令千田貞暁, 初代県知事に就任〔告甲 235〕。
- 7-31 広島師範学校, 広島県尋常師範学校と改称〔県令甲 3〕。
- 8-4 同進社, 商況不振を理由に土族授産金返納 10 か年間の据置を申請し許可を得る。8
- 8-11 広島鎮台避病院, 比治山に新築落成〔芸日 8.5〕。
- 8-15 海軍用地内で立退きを命ぜられた住民が移転を開始。168
- 8-23 小学校令にもとづき学齢児童就学規則制定〔県令甲 13〕。
- 8-24 臨時県会開会 (~30)。衛生・病院費中伝染病予防費の国庫支弁を申請する建議案否決。11
- 8-25 栃木県上都賀郡久野村小杉平三, 広島豪商岩崎永助・井東幸七の招聘で製麻教師とし

て来広〔芸日 8. 27〕。

- 8-31 郡区役所処務規程を制定し、5 課制に移行〔訓令甲 2〕。
 - 8- 警察本署を警察本部と改称、5 部を廃止して 4 課制に改正。23
 - 8- 私立広島飲水試験場、広島区竹屋町に開設〔芸日 8. 21〕。
 - 9- 2 小学校教員免許規則にもとづき小学校教員学力検定試験細則制定〔県令甲 19〕。
 - 9- 3 コレラ流行のため宇品港に船舶検査所を設置〔告示甲 23〕。
 - 9- 3 小学校則を制定し、入退校規則・生徒心得を訓令〔訓令甲 6〕。
 - 9- 7 広島県立広島農学校廃止を告示〔告示甲 25〕。
 - 9-10 小学規則・試験規則制定〔県令甲 23〕。
 - 9-10 大暴風雨。呉港で 200 余戸の人家倒壊。広島で 110 余戸倒壊, 172 戸半壊。53
 - 9-13 木原適処により私立広島商業学校開校〔芸日 9. 15〕。
 - 9-17 大暴風雨により宇品築港工事の新堤 2 か所・新道の過半を破壊。127
 - 9-24 暴風洪水により農作物の被害甚大。被害耕地は 2000 町歩余にのぼる。423
 - 10- 1 砂本貞吉、広島区西大工町に私塾広島女学会を設立。960
 - 10- 3 広島博愛病院、開院式を挙行。857
 - 10-10 広島区二葉山公園で第 2 回関西連合府県共進会を開催〔告甲 22〕。
 - 10-14 十州塩田芸備支部会、賀茂郡下市村長生寺で開催（～22）〔芸日 10. 17〕。
 - 10-16 小学校授業料規則制定〔県令甲 49〕。
 - 10- 福山教育義会、福山中学校を運営したい旨県知事に請願。12-許可を得る。127
 - 11- 6 新たに廿日市・加計・可部・呉・忠海・吉田・三良坂・庄原・東城・上下・甲山・今津・神辺・府中・油木の 15 警察署を設置〔県令甲 57〕。
 - 11- 8 第 9 回通常県会開会（～12-7）。戸数割に制限を立てる旨の建議、審議時間なく発議者より撤回。11
 - 11- 9 小学簡易科教員及小学校授業生免許規則制定〔県令甲 61〕。
 - 11-20 農商務省の指定にもとづく乙部蚕業巡回教師百々三郎、実地巡回を行う。423
 - 11-28 第 2 海軍区鎮守府地均起工式挙行。12-17 鎮守府庁舎建設起工。453
 - 12- 7 広島沼田安芸佐伯高宮藍商組合開業式挙行〔芸日 12. 10〕。
 - 12- 8 臨時県会開会（～14）。11
 - 12-15 県内 10 か所に初めて巡查駐在所を設置（吉和・戸河内・鹿老渡・宇津戸・下山南・坪生・山野・井関・未渡・比和）。23
 - 12-21 海軍用地となり通行不能になったため安芸郡宮原・警固屋両村山腹を迂回する道路の改修に着工。’87-2-14 竣工。51
 - 12-27 藤田伝三郎ほか 15 人、山陽鉄道会社の創立を申請。26
 - 12- 福岡県老農林遠里、沼隈・芦田・安芸の各郡で講演。419
 - 12- 戦場における負傷・疾病者の救護を主目的とする広島博愛社創立〔芸日 12. 3〕。
- この年、安芸地方を中心に赤痢流行し、1564 人死亡。396

1887 明治 20 丁亥

- 1- 1 真宗本派崇徳教社規則施行。881
- 1- 5 呉周辺の医師により明廿医会結成。848
- 1-16 広島婦人協会設立〔芸日 1. 16〕。
- 1-20 広島電信分局より呉港へ通ずる電線架設により通信開始〔芸日 1. 21〕。
- 1-22 勸業委員設置準則を制定し、各郡区の定員を決定〔訓令甲 20〕。
- 1-28 小学校職員職制章程制定〔県令 10〕。
- 1- 沼隈郡藺蓆商組合設立。33
- 1- 尾道諸品商社、諸品会社と改称。618
- 2-16 広島薬舗会（広島区播磨屋町）開会式挙行〔芸日 2. 18〕。
- 2-23 広島綿糸紡績会社、広島区河原町へ新築移転〔芸日 2. 23〕。

- 2- 沼田藺蓆会社, 沼田郡南下安村に設立。教師を招聘し花筵製造を開始。398
- 2- 呉軍港建設の夫 300 人, 諸品売捌所に代価後払いを要求。40
- 3-15 大阪商船広島支店呉出張所を設置し, 呉を大阪～馬関線の寄港地とする。51
- 3-16 私立修道学校設立認可。1003
- 3-21 広島二葉山公園工業見本館で広島市中の豪商・各郡の豪農・その他官吏などが相会して鉄道布設会議を開催〔芸日 3. 23〕。
- 3-22 勸業諮問会開催〔告示甲 54〕。
- 3-27 崇徳神社, 広島仏護寺で開会式挙行〔芸日 3. 29〕。
- 3- 天理教大阪北教会の幹部伊藤半七, 尾道で布教を開始。138
- 3- 後藤静夫ら広島医会を結成(会長三木達)。846
- 3- 呉港に, 原因不明の劇症流行, 患者 30 人, うち 10 人死亡。6-流行性脳脊髄膜炎と判明。53
- 4- 1 安芸郡役所, 呉へ移転〔告示 78〕。
- 4- 1 福山中学校, 福山教育義会設置維持, 県庁管理の尋常中学校福山誠之館と改称し, 再発足〔告示甲 76〕。
- 4- 3 呉港人夫小屋取締規則制定〔県令乙 5〕。
- 4-14 広島区皆実村地先海面築調地を広島区宇品町とする〔県令甲 31〕。
- 4-26 旧広島城内全域を基町とする〔県令甲 36〕。
- 4- 保田八十吉ら, 福島県伊達郡池田幸之助を教師として広島区白島西町に養蚕伝習所を設立。28
- 4- 農商務省技手上林松寿, 佐伯郡能美島の私設製茶改良模範所で各郡より来集の篤志者に製茶方法, 器械の装置方法等を教授。419
- 4- 宮島物産営業組合設立。143
- 4- 砂本貞吉の私塾を母体に私立広島英和女学校設立。960
- 5- 8 広島メソヂスト教会, 砂本貞吉らにより細工町の教会集会所を拠点に成立。894
- 5-12 広島水上警察署を宇品町に移転〔県令甲 41〕。
- 5-13 広島漁業組合開業式挙行〔芸日 5. 15〕。
- 5-20 博愛社, 日本赤十字社と改称。
- 5-24 広島県漁業組合下浦漁場(主として佐伯郡域) 出張所開所式挙行。165
- 5-26 各小学に夜学を設置〔訓令甲 120〕。
- 5- 呉軍港建設の夫数十人, 下請人の賃金不払い続出のため人足頭に解決を請求。37
- 6- 8 蚕種検査規則施行手続を定める〔県令甲 45〕。
- 6-11 呉港に第 2 海軍区鎮守府建築事務所, 江田島に兵学校建築事務所を置く〔海軍省訓令 63〕。
- 6-27 薬種商営業規則制定〔県令甲 51〕。
- 6-27 伝染病予防細則制定〔県令甲 52〕。
- 6- 広島区広瀬村にミルク会社(牛乳) 設立。400
- 6- 庄原基督教会(メソヂスト派) 設立〔芸日 12. 15〕。
- 6- 呉港私立衛生事務所設置規則を設定し, 和庄・莊山田・宮原・両城川原石の 4 か所に事務所を設置。53
- 7- 6 営業人力車取締規則制定。8-1 施行〔県令甲 64〕。
- 7- 6 乗合馬車営業取締規則制定。8-1 施行。当時県内の車輛は 6 台〔県令甲 67〕。
- 7- 6 厠園芥溜下水取締規則制定。10-1 施行〔県令甲 65〕。
- 7- 9 運送営業取締規則制定〔県令甲 74〕。
- 7-12 宿屋取締規則制定。8-1 施行〔県令甲 75〕。
- 8- 1 警固屋・宮原・和庄各村長ら, 県知事に警固屋～和庄間の道路開築願を提出。52
- 9- 8 広島県, 崇徳神社に広島監獄囚徒の教誨を委託 '00-10-1 解約。883
- 9-21 『広島法文雑誌』創刊。1115

- 9-30 広島区水主町より宇品港に至る路線を仮定県道3等に編入〔告示甲199〕。
- 10-1 広島中学校、広島尋常中学校と改称〔告示甲201〕。
- 10-3 後藤象二郎、大同団結運動をおこす。
- 10-8 簡易科小学を簡易小学と改称〔訓令甲187〕。
- 10-22 県内一斉に駐在所制度を採用。23
- 10-23 広島区教育品展覧会開催。899
- 10- N・B・ゲーンズ、広島英和女学校に赴任。'89-9- 初代校長に就任。969
- 11-1 深津郡福山で第4回芸備聯合共進会を開催(～25)〔告示甲9〕。
- 11-10 尾道商法講習所開所式挙行。生徒44人、うち女子4人。993
- 11-18 臨時県会開会(～24)。11
- 11-19 『広島県私立教育会雑誌』(広島県私立教育会)創刊。899
- 11-24 県会、知事の三部制施行の諮問に対し、即時施行を要望する旨答申。11・218
- 11-25 第10回通常県会開会(～12-24)。'88年度予算を議決するも、次年度より三部制実施のため、議決は無効。11
- 11-26 県知事、県会答申にもとづき「区部会郡部会設置地方税経済分離之儀ニ付具状」を内務大臣に提出。7
- 12-1 安芸郡呉港に三等電信局を設置し、呉電信局と称し、業務を開始〔逓信省告示219〕。
- 12-5 大日本私立衛生会広島支会開会式挙行〔芸日12.6〕。
- 12-6 広島高等女学校設立認可。'88-1-11開校式。校主山中正雄。44
- 12-10 広島県私立教育会、広島県尋常師範学校で発会式挙行。43
- 12-15 2府18県の代表、三大事件建白書を提出。
- 12-23 来年度より本県に三部制を施行する旨裁可。7
- 12- 国頭第三郎ら9名、備後14郡有志懇親会開催を呼びかける。99
- 12- 福山織物会社(木綿織物)、深津郡福山笠岡町に設立。398
- この年、安芸・深津・芦田・高田・豊田・沼隈・安那・品治・神石・甲奴の各郡が老農林遠里の門人10余人を福岡・石川の両県より招聘。32
- この年、広島の三上一彦ら、和歌の団体興風会を組織し、歌集『興風』を創刊。49

1888 明治21 戊子

- 1-4 山陽鉄道会社発起人に対し、神戸・赤間関(現下関)間鉄道敷設の免許状を下付。7
- 1-5 三部制の施行を管内に布達。区部会・郡部会を設置し、区部・郡部の地方税経済を分離〔県令甲1〕。
- 1-7 臨時県会開会(～13)。広島区選出県会議員定数16名増員を議決。-14告示〔県令甲6〕。11
- 1-8 国頭第三郎ら、府中市村潮音寺で第1回備後懇親会を開催。参加者40余人。10
- 1-20 深津・沼隈両郡と岡山県小田郡との間の漁業区域争論について協議会を開催〔芸日5.2〕。
- 1-25 衛生組規則制定。2-1施行〔県令甲13〕。
- 2-5 第1回呉港婦人談話会開催。会員80人。毎月第1・第4日曜日正円寺で会合〔芸日3.27〕。53
- 2-8 巖島弥山で山火事〔芸日2.11〕。
- 2-10 県会議員半数改選31名および広島区増加議員16名の当選を告示〔告示甲33・34〕。
- 2-10 製茶巡回教師岡崎鼎、農商務省の命により各郡区を巡回し、製茶業を教授(～3-27)。425
- 2-13 茶業組合委員、広島に会同し茶業組合聯合会議所創立〔訓令甲12〕。
- 2-17 臨時県会開会(～23)。三部制施行にともない議事細則を修正し、正副議長を選出。脇栄太郎(賀茂郡)、第8代議長に当選。初の区部会・郡部会でそれぞれの正副議長を選出し、議事細則を議決。332

2-17 広島区三木達ら 50 人、県立医学校廃止につき同校および病院の建物・器械等 10 か年
拝借を願い出る。11

2-24 臨時県会開会（～3-1）。11

2-27 広島監獄、広島区吉島村に移転〔告示甲 47〕。

2-29 佐伯郡教育会設立。901

2- 郡部県会議員有志発起に県知事も賛し、興産義会を設置。県内に 2000 町歩の桑園を
開設し、教育資金蓄積を企図。53

3-3 沼田郡上安村高木幹吾・末田淵吾の発起により婦人協会を設立し、初会合〔芸日 3. 6〕。

3-14 臨時県会開会（～20）。県会・区部会・郡部会の議定事件分別例、区部と郡部の地方
税の負担割合などを審議。332

3-18 広島区長栗原幹、県立病院払い下げを願い出る。11

3-22 臨時県会開会（～28）。前年の通常県会の決議をくつがえし、県立医学校・病院の存
続を議決。11

3-25 仏教講義所、広島区塩屋町に開設〔芸日 3. 27〕。

3-25 賀茂郡私立教育談話会、規約を議定〔芸日 5. 13〕。

3-25 紀元節・天長節・神武天皇祭日、その他国家の大典に際し学校生徒に拝賀の礼を行わ
せるよう各郡長へ通牒。924

3-27 第 2 回備後懇親会開催。参加者数百人に及ぶ。10

3-31 県立広島医学校廃止〔告示甲 67〕。

3-31 県立広島病院流川支局廃止〔告示甲 71〕。

3- 福山尋常小学校に夜学開設。901

4- 1 区部地方税戸数割を家屋税とする〔県令甲 42〕。

4- 6 尾道港改修工事起工式挙行〔芸日 4. 11〕。

4-20 県立広島尋常中学校、本年度より地方税経済を廃し、有志者の寄付金を以て継続維持
し県庁で管理する旨告示〔告示 82〕。

4-25 市制・町村制公布。

4-27 山陽鉄道会社設立。中上川彦次郎、社長に就任。26

4-28 医会規則制定〔県令甲 63〕。

4-30 黒田清隆内閣成立。

5- 6 世羅郡小国村・山中福田村・黒淵村で、市制町村制度研究会を開催。以後日曜ごとに
開催〔芸日 8. 1〕。

5-14 師団司令部条例公布。鎮台を廃し、師団司令部設置。広島鎮台、第 5 師団司令部と改
称〔勅令 27〕。

5-14 広島・尾道に大隊区司令部設置〔勅令 29〕。

5-24 公私立各小学校生徒礼式規程制定〔訓令甲 71〕。

5- 黒住教仮説教所、福山中教会となる（のち福山教会）。58

5- 広島に衛生組合設立。21

6-10 旧自由党员山本三朗ら、同志 30 人を集め広島区大須賀二葉山公園で壮士懇親会を開
催。10

6-13 内務大臣、町村合併規準を地方長官に訓令。

6-15 広島県興産義会、養蚕業拡張をめざし、第 1 回会員を募集。191

7- 1 宇品町西堤防の軽便汽車開業式挙行。-15 営業開始〔芸日 7. 17〕。-18 機関破裂で中
止。100

7- 1 早速勝三、『芸備日報』を譲受け、『芸備日日新聞』を創刊〔芸日 7. 1〕。

7-10 広島博愛社、日本赤十字社広島支部と改称。9-20 第 1 回総会開催〔芸日 '94. 5. 8〕。

8- 1 海軍兵学校、東京より安芸郡江田島村に移転〔海軍省告示 3〕。

8-14 荘山田村の井上温造・沢原為綱・宮原幸三郎ら 10 人、荘山田村・和庄村・宮原村 3
か村の合併勧告に対し、安芸郡長に合併反対の答申書を提出。52

- 8- 小鷹狩元凱，浅野侯とともに来広し，同進社の政治結社化を企図。10
- 9-14 農商務省山本勝次，沿海各郡 15 か所で水産奨励の巡回講話を開催（～11-8）。425
- 9-15 呉の大工・石工，正円寺に集合して，雇主に賃金引き上げを要求し，罷業を申し合わせる。のち雇主要求をいれる。53
- 9-29 平田卓爾ら，広島に毎日新聞社員肥塚龍・報知新聞社員加藤政之助を迎えて懇親会を開催。10
- 10- 5 広島区塚本町，西本川一帯で大火。民家 60 余戸・倉庫 10 棟焼失。45
- 10-17 肥塚龍一行，小鷹狩元凱らと可部・吉田・三次・庄原・吉舎・尾道を遊説，地方政社の結成を勧説（～25）。10
- 10-19 県内 19 か所に治安裁判所出張所を設置〔司法省令甲 1〕。
- 10-20 設置者を尾道町連合として公立尾道商業学校を尾道久保町に設置し，開校式を挙げる（現尾道商業高校）。902
- 10-27 広島県私立教育会，県会議事堂で第 1 回総集会を開催（～28）。43
- 10- 広島綿糸紡績会社上瀬野村工場，広島区河原町へ移転。河原町工場試運転開始。'89-4-21 移転開業式〔芸日 4. 23〕。626
- 11-20 通常県会開会（～12-26）。興産義会に対する桑園開設補助費削除に発端し，議場紛糾。11
- 11-22 天理教天地組 25 番分講，尾道町で結成。892
- 11-28 広島綿糸紡績会社，貸下金の棄捐を県へ出願。'89-9-11 聞届けられる。623
- 11-28 自由・改進黨派により民友倶楽部結成。幹事国頭第三郎・星野静太郎，事務所を芦田郡福田村におく。10
- 11- 福山精米所，福山東町に設立。398
- 11- 高坂万兵衛，広島に電燈事業を計画。29
- 11- 福山義倉社，米質改良を小作人に説諭する旨作配人に指示。191
- 12- 8 広島区内の工場設立に際し，近隣の承諾書を添え警察署に届け出ることを義務づける〔県令乙 32〕。
- 12-11 佐伯郡厳島町大聖院火災。21
- 12-28 県知事千田貞暁，宇品築港費の不足 3 万 5000 余円を国庫補助に仰ぐにいたった責任をとり，内務大臣に進退伺を提出。8
- 12- 警察本部に高等警察主任を置く。21
- この年，『自由之手車』（広島市猫屋町，正言公司）創刊。398

1889 明治 22 己丑

- 1- 1 為替会社，福山町で開業。28・400
- 1- 6 北村藤三郎，広島区尾長村自宅に広島修道学舎を設立し，孤児収容と育英事業を手がける。48・50
- 1-22 徴兵令改正。徴集猶予廃止・国民皆兵主義実現。
- 1-26 天野確郎・熊見定次郎ら，齊民社を結成〔芸日 2. 10〕。
- 1- 広島棧橋会社，広島区宇品町に設立。399
- 2- 3 広島区大手町森田幹夫宅で国政医学講習会創立会議開催〔芸日 2. 5〕。
- 2- 5 広島保護院創立会開催〔芸日 2. 6〕。
- 2-11 大日本帝国憲法発布。
- 2-11 議院法・貴族院令・衆議院議員選挙法公布。
- 2-11 山内吉郎兵衛ら発起し広島県会議事堂前で，和田彦次郎ら発起し三次照林坊（備北 7 郡合同）で憲法発布記念会開催。廿日市・呉港・尾道では官民合同の祝宴を開く。10
- 2-11 石見国の広島県への移管を求める石見全国有志懇談会開催。5-1 石見国管轄換建白書を島根県知事に提出。7-1 内務省，管轄換を否定。125
- 2-11 『中国日日新聞』創刊。10-27 第 212 号で廃刊〔芸日 10. 29〕。

- 2-11 広島高等女学校生徒，県会議事堂前での憲法発布記念会で風琴により君が代を演奏。
10
- 2-15 市制・町村制の施行順序を定める〔訓令甲 27〕。
- 2-18 和田彦次郎，甲奴郡稻草村を皮切りに庄原・東城・福山地方・尾道を遊説。-22 尾道出港。10
- 3-8 市制，町村制を4月1日から施行する旨布達〔県令甲 21〕。市町村区域名称，市役所・町村役場位置を定める〔県令甲 22〕。
- 3-8 海軍中将中牟田倉之助，呉鎮守府司令長官に就任。453
- 3-11 宇品築港に次年度の内務省土木費より3万5603円繰上げ支出が決定。7
- 3-17 広島懇親会，広島区二葉山見本館で開催。豪商・代言人・県会議員ら200人参集し，市制施行・国会議員選挙につき論議。10
- 3-19 民友倶楽部，備後倶楽部と改称し，事務所を芦田郡府中市村に移す。10
- 3-20 品治郡戸手村信岡仁三郎ら，第1回町村制度研究会を開催。3-31 自治制研究会結成。106
- 3-23 臨時県会開会（～29）。11
- 3-25 『大日本私立衛生会広島支会雑誌』創刊〔芸日 3. 27〕。
- 3-26 県知事千田貞暁，宇品築港計画粗漏のかどで罰俸を科せられる。8
- 4-1 広島区に市制，海田市・和庄・廿日市・厳島・可部・竹原・瀬戸田・忠海・御手洗・尾道・三原・福山・鞆・三次の14町およびその他の村に町村制を施行〔県令甲 21〕。
- 4-1 尾道組合代言人の発起により尾道私立法律学校開校〔芸日 4. 12〕。
- 4-14 齊民社員天野確郎ら，東京公論新聞主筆末広重恭を迎え，広島市材木町誓願寺で演説会を開き，大同団結派支持を訴える。聴衆1000余人，反対派の改進黨員が多数。10
- 4-17 浅野侯の意をうけ，旧臣石井櫟堂・家扶石川完治，政友会設立相談会を泉邸で開催。政友会への加盟者，月末までに200余人におよぶ。10
- 4-17 御調倶楽部，御調郡市村照源寺で政談演説会を開催〔芸日 4. 23〕。
- 4-20 海軍兵学校，江田島で開校式および卒業式を挙行〔芸日 4. 21〕。
- 5-1 私立広島医学校，開校式挙行〔芸日 5. 3〕。
- 5-27 安芸郡船越村と海田市町との間で係争中の鴻治新田，広島始審裁判所の判決により船越村への編入が決定。163
- 5-29 鎮守府官制を廃し，鎮守府条例公布〔勅令 72〕。
- 5- 豊田郡で豊田倶楽部・南豊倶楽部結成〔芸日 7. 17〕。
- 6-11 在東京改進黨員藤井公道（安那郡加茂村出身）来広し，小鷹狩元凱宅で同志と党勢挽回につき協議。10
- 6-12 初の広島市会議員選挙執行（～17）。
- 6-16 広島市流川町保田元太郎，各種発明器械展示所として伝朝館を設立〔芸日 6. 18〕。
- 6-21 浅野侯，来広（～7-25）。政友会員有志・郡長・高等官・旧藩士らと相ついで懇談，政友会の拡張につとめる。10
- 6- 安芸倶楽部結成〔芸日 6. 14〕。
- 7-1 呉鎮守府開庁〔海軍省告示 8〕。
- 7-1 収税部出張所，県内12か所（広島・呉・廿日市・可部・吉田・四日市・忠海・尾道・福山・府中市・三次・庄原）に開庁〔告示甲 73〕。
- 7-2 海面漁業取締規則制定〔県令甲 103〕。
- 7-6 佐伯郡廿日市町で広島良酒風俗改良会発会式挙行〔芸日 7. 11〕。
- 7-10 小鷹狩元凱，政友会に加盟の改進黨員氏名を通告。10
- 7-12 広島市仏護寺で政友会員懇親会開催。500余名出席。10
- 7-16 広島・尾道各郵便局・電信局を合併し，それぞれ郵便電信局と改称〔逓信省告示 144〕。
- 7-16 政友会，広島市新地座で演説会を開催〔芸日 7. 18〕。

- 7-17 『安芸津新報』創刊。政友会機関紙の役割を果たす〔芸日 7.18〕。
- 7-20 『広島国政医学講習会雑誌』創刊。1226
- 7-27 小鷹狩元凱，新条約改正案断行の建白書を携え帰京。10
- 8-14 広島市鍛冶屋町成達尋常小学校で私立奨進医会開催〔芸日 8.16〕。
- 8-15 瀬野川の水利をめぐる海田市町と船越村が紛擾。双方から 400 人対峙。その後 '94 年まで毎夏水論。161
- 8-26 壮年義会，条約改正大示威運動会の旗を立て，広島市内の政社・新聞社を訪れ，二葉山公園で氣勢をあげる。10
- 8-29 三木達，広島市長に就任。1225
- 9-1 広島通信管理局廃止され，広島郵便電信局が県内の郵便電信事務を監督することとなる〔勅令 96・逓信省告示 145〕。
- 9-4 三次・庄原地方有志，良民倶楽部結成準備会を開催。-20 臨時総会で規約制定。1085
- 9-5 広島綿糸紡績会社貸下金全額棄捐が許可される。8
- 9-25 芦田郡常金丸村の人民総代瀬尾良平，県庁に町村分離の請願書を提出〔芸日 9.28〕。
- 9-27 地租代米納廃止を公布。
- 9- 呉鎮守府水道竣工。547
- 9- 広島電燈発起人高坂万兵衛，広島商工倶楽部で電燈を試点燈。29
- 9- 勝田二三郎ら農民 47 人，海軍の上水道建設に対する干害補償の嘆願書を，県知事を通じて呉鎮守府建築委員長に提出。52
- 10-4 広島市役所，大手町 9 丁目・宇品港棧橋近辺・江波村の 3 か所に浦役場出張所を設置〔芸日 10.5〕。
- 10-5 政友会の発起により広島市河原町洗心楼で条約改正反対の関西有志大懇親会を開催。県内外から 150 余人参会。10
- 10-6 関西有志大懇親会，樽井藤吉の建議により対等条約同盟会設立を決議。昼夜 2 回にわたり広島市広瀬村劇場で政談演説会を開催。聴衆各 2000 余人の盛況なるも演説中止を命ぜられ，会場混乱。10
- 10-7 山陽鉄道会社，姫路以西の線路に対し特別補助金下付を政府に請願。87
- 10-9 文部省，学校教員・学生生徒の政治演説を禁止。
- 10-14 広島電燈会社設立認可。29
- 10-17 尾道倶楽部結成。1085
- 10-18 大隈外相，条約改正問題で襲われ負傷。
- 10-19 学校教員・生徒が講談・演説を行う際，現在の政務に関する事項を可否・討論することを禁ずる〔訓令甲 125〕。
- 10-21 齊民社中心となり，関西大同派委員会・懇親会開催（～23）。あわせて毎夕広島市広瀬村新市劇場で政談演説会を開催。10
- 10-24 天野確郎・国頭第三郎ら，芸備大同倶楽部を設立。『中国日日新聞』を機関紙に転用し 11 月 20 日より発刊することを決定。10
- 11-15 改進黨遊説員青木匡一行，広島市で条約改正断行の政談演説会を開催。聴衆千数百人の大部分を反対派が占め，壮年義会員の演説妨害により会場混乱〔芸日 11.17〕。10
- 11-16 壮年義会を中心に政友会・齊民社の 60 余人，改正条約断行論を主張の芸備日日新聞社を襲撃。数十人，警察に引致される。10
- 11-16 通常県会開会（～12-22）。県会に対する侮辱のかどで芸備日日新聞社を告訴することを議決。県病院・師範学校女子部の廃止意見を否決。11
- 11-20 『広島新聞』（広島市鉄砲屋町）創刊。発行兼印刷人天野確郎，大同派機関紙〔広島新聞 11.20〕。
- 11-24 安芸郡和庄町で耶蘇会堂開堂式挙行。あわせて記念大演説会を開催。聴衆男女 300 人。53
- 11-27 壮年義会，結社禁止処分を受け解散。10

- 11-28 伴資健，広島市長に就任。1225
- 11-30 宇品築港工事竣工。536
- 11- 同進社総会で旧広島藩士族授産所の独立を決定。211
- 11- 中西米介ら，西白島元第一授産所工場を借受け起業社（綿織物業）を設立〔芸日 '95.10.21〕。
- 12-1 安芸郡荘山田村西教寺における仏教演説会で耶蘇教は仏敵・国害なりと演説。このとき石片投げ込まれ，聴衆2人重傷。53
- 12- 4 安芸郡役所海田市町移転運動おこり，府中村三宅弥八ら，県庁に陳情〔芸日 12.6〕。
- 12- 8 政友会，広島市広瀬村劇場で総会を開き，石川完治を主幹に選出。10
- 12-19 同進社，県知事に野呂山開拓事業中止を申し出る。211
- 12-24 第1次山県有朋内閣成立。
- 12-26 千田貞暁，新潟県知事に転じ，鍋島幹（前青森県知事），県知事に就任。9
- 12-28 賀茂郡中黒瀬村総代，地価引下請願書を大蔵大臣に提出。110
- 12-28 消防組規則制定〔県令甲143〕。
- 12-30 広島市西地方町で大火。96

1890 明治 23 庚寅

- 1- 1 高田郡吉田町湊座竣工。148
- 1-16 福山郵便局，電信業務の取扱を開始し郵便電信局と改称。25
- 1-18 広島県下酒造家会議開催。酒造業联合会設立を決定〔芸日 1.22〕。
- 1-18 富山市に米騒動おこる。各地に頻発。
- 1-21 大井憲太郎ら，自由党を再興。
- 1-31 臨時県会開会（～2-6）。12
- 1- 同進社，野呂山開拓資金全部の棄捐を求める。211
- 2-10 裁判所構成法公布。11-1 施行。
- 2-11 広島新聞・安芸津新報・芸備日日新聞の3社連合し，広島市新地座で政談演説会を開催〔芸日 '91.1.7〕。
- 2-15 『先憂』（三次郡三次町）創刊。1085
- 2- 沼隈郡今津村で青年攪眠会結成〔芸日 6.19〕。
- 3-10 小野浜造船所跡（神戸）に呉鎮守府造船部小野浜分工場を設置〔海軍省告示 7〕。
- 3-20 山陽鉄道姫路～赤間関間の工事1マイルにつき2000円の特別補助金を下付。26
- 3-21 高田倶楽部臨時総会開催。1085
- 3-23 呉海兵団に呉海軍軍楽隊編成される。86
- 3-24 御調郡市村安原来蔵ら，御調倶楽部を設立。会員40人。自由主義を標榜。10
- 3-26 県知事鍋島幹の名で，旧広島藩士族授産金棄捐の願い（'89-1）を聞き届ける。
- 3-29 県会誹毀事件，初審の裁判落着し，芸備日日新聞社発行人・編輯人とも重禁固1日，罰金5円に処せられる〔芸日 3.30〕。
- 3-31 呉鎮守府各部の工事，大部分落成。453
- 3- 甲奴郡倶楽部，開部式挙行。1085
- 3- 奴可郡畜産業組合設立認可。578
- 4- 1 県会議員半数改選38名の当選を告示〔告示甲30〕。
- 4- 1 広島県管下に憲兵隊を設け，本部を広島市に設置〔陸軍省告示 4〕。
- 4- 1 第3回内国勸業博覧会（～7-31）で，殖牛社出品の和牛に3等有功賞を授与。426
- 4- 3 改進黨・大同派・愛国公党提携して広島市で演説会を開き，政友会を攻撃。10
- 4- 5 広島商工倶楽部開場式挙行〔芸日 4.6〕。
- 4-12 尾道町高木龍蔵ら，尾道商業倶楽部を結成。備南地方の有力な政治団体。10
- 4-15 少年雑誌『幼年旭光』（御調郡尾道町）創刊。1122
- 4-17 宇品借地人百々正利ほか38人，借地料低減を市長に請願〔芸日 4.22〕。

- 4-21 民法一部公布（財産編）。
- 4-21 天皇の臨幸を仰ぎ，呉鎮守府開庁式挙行。453
- 4-21 宇品築港落成式挙行。536
- 4-22 天皇，江田島の海軍兵学校に行幸。21
- 4-26 商法公布。
- 4-30 広島綿糸紡績会社，経営悪化し，5000 余円の損失を生じる。この年，休業においこまれる。626
- 4- 政友会，会員 4000 人に達する。10
- 4- 第 1 回郡市学務担任書記会同および郡市高等小学校長会同を開催。942
- 4- 広島市に消防組を設置。21
- 5-13 松本組，賀茂郡広村に設立（現松本建設株式会社）。
- 5-17 府県制・郡制公布。
- 5-17 広島メソヂスト教会，広島市紙屋町に教会堂竣工。-18 献堂式挙行。894
- 5-22 臨時県会開会（～28）。脇栄太郎（賀茂郡），第 9 代議長に当選。12
- 5-29 売菓業者の組合広島盛徳会設立。596
- 5- 広島綿糸紡績会社で同盟罷業の動き〔芸日 5. 11〕。
- 5- 芸備薬剤師会設立。'92-4-広島薬剤師会，'93-4-広島県薬剤師会と改称。596
- 6- 1 米価騰貴につき三次郡で不穏の動き〔芸日 '91. 1. 9〕。
- 6-10 第 1 回貴族院多額納税者議員選挙執行。沢原為綱当選。51
- 6-10 広島の米価，上米 1 石 11 円 20 銭に騰貴〔芸日 6. 11〕。
- 6-15 紡績联合会，第 1 次繰業短縮開始。
- 6-17 佐伯郡宮内村長，米価騰貴にともなう細民生計の状態を取調べに飢餓に切迫する戸数 27 戸と報告。310
- 6-17 広島市堺町・西地方町の米商の門前で騒動。これより 2～3 夜騒動し，警官非常警戒〔芸日 6. 19〕。
- 6-18 立川豊人ら，広島細民大懇親会を開催。警察により停止させられる〔芸日 6. 19〕。
- 6-20 厳島で 60～70 人が騒動をおこす〔芸日 6. 24〕。
- 6-23 高等小学校に御真影を下賜し，御真影守護心得書を通達〔訓令甲 48〕。
- 6-29 広島憲兵隊第 3 分隊首部，安芸郡和庄村に設置（のち呉憲兵分隊本部）。51
- 6-30 豊田郡上北方村でコレラ発生。12 月 5 日までに瀬戸内海沿岸を中心に県内 1 市 19 郡 252 町村で流行し，患者 1706 人，死者 1325 人に達する。861
- 6- 賀茂郡阿賀村，安芸郡へ転郡方を県庁へ出願。53
- 7- 1 第 3 回衆議院議員総選挙執行。第 6 回まで 9 選挙区定員 10 名。豊田実穎・倉田準五郎（以上議員集会所）・赤川霊巖・佐竹義和（以上大成会）・田辺三五郎（弥生倶楽部）・渡辺又三郎・八田謹二郎・金尾稜巖・脇栄太郎・三浦義建（以上無所属）当選。327・1223
- 7- 2 安芸郡矢野村民 100 余人，柴草刈取禁止に反対し村役場へ押しかける。764
- 7-14 広島城内練兵場を西練兵場，尾長村練兵場を東練兵場（8-26 開場式）と改称。447
- 7-18 広島綿糸紡績会社株主総会で海塚新八らを取締役に選任。経営の実権，広島財界人に移る。626
- 7-23 三次～広島間の馬車を開業〔芸日 7. 27〕。
- 7-23 長崎・熊本両県内でコレラ病流行につき，宇品港ほか 10 か所に船舶検査所を設け，消毒的清潔法施行手続を制定し，県内の流行防止に努める〔訓令 841〕。
- 7-25 集会および政社法公布。これにより備後倶楽部・品治倶楽部・良民倶楽部・齊民社・甲山協同会・世羅大同倶楽部解散。21
- 7-29 広島市で清潔法実施に着手〔芸日 7. 30〕。
- 7- 西備製糸会社，深津郡福山町に設立。400
- 7- 宇品海水浴場開設。30
- 8- 5 呉軍港規則制定〔海軍省令 11〕。

- 8-15 砲兵方面条例公布され、広島衛戍武庫、砲兵第2方面広島支署と改称〔勅令171〕。'98-9-15 兵器支廠と改称〔陸軍省達106〕。
- 8-29 広島衛戍病院附属の避病院開院〔芸日9.2〕。
- 8-31 淡水学校開校。呉海軍将校子弟の教育にあたる。53
- 9-3 コレラ病の死者882人におよび、県知事、予防について5回目の諭告〔諭告〕。
- 9-15 立憲自由党結成。
- 9-27 賀茂郡阿賀・広・仁方村聯合在郷兵臨時集談会開催。306
- 10-1 賀茂郡四日市村・次郎丸村を合併し、西条町と改称〔告示97〕。
- 10-1 広島市上流川町に広島英和女学校の新築なり、移転・開校。1006
- 10-7 小学校令公布（'86年の小学校令を廃止）。'92-4-1 全面施行。
- 10-11 地方官官制改正。県に新たに知事官房を置き、第一部・第二部を内務部・警察部、収税部を廃して直税署・間税署とし、監獄署を設置。215
- 10-14 広島県検疫本部・広島検疫所廃止〔芸日10.14〕。
- 10-15 臨時県会開会（～20）。長井松太郎（御調郡）、第10代議長に当選。12
- 10-21 臨時県会開会（～27）。12
- 10-30 教育勅語発布。
- 11-1 裁判所構成法の施行により、広島始審裁判所を広島地方裁判所と、広島・三次・尾道各治安裁判所を区裁判所と改称。新たに呉・竹原・庄原・福山の各区裁判所を設置〔法律6・62〕。
- 11-3 政友会幹事長屋謙二、国民自由党組織計画に参加するため上京。10
- 11-7 広島市の商業家、広島商業会議所設立の認可申請書（農商務大臣あて）を県に提出〔芸日11.9〕。673
- 11-18 石崎汽船部、宇品～呉～三津浜間の航海を開始。12-広島汽船合資会社も加わり、両者の競争激化。51
- 11-21 通常県会開会（～12-27）。市部会・郡部会で議員旅費日当増加を議決。12
- 11-25 第1回帝国議会召集。
- 11-29 帝国議会開院を祝い、県会議事堂で祝典を行う〔芸日11.30〕。
- 12-13 広島商工会議所員、商法実施延期を建白〔芸日'91.1.14〕。
- 12-27 第5師団長野津道貫、水道布設要望趣意書を県知事鍋島幹に提出。548
- 12- 呉港に流行性脳脊髄膜炎流行。846
- この年**、広島～松江間を結ぶ陰陽連絡道路竣工。160
- この年**、沼隈郡松永新涯・機織新開完成（'71年起工）。154
- この年**、和歌山県の上山英一郎、御調郡向島地方を訪れ、除虫菊の栽培を勧誘・奨励。35
- この年**、広島郵便電信局に電信技術伝習生養成所開設（年間10名程度養成）。25
- この年**、福山英和学館、福山地方最初の私立学校として福山東町に設立。58

1891 明治24 辛卯

- 1-4 奴可郡有志者、県会議員日当増額に反対する檄文を配布〔芸日1.11〕。
- 1-8 『大日本一徳』（御調郡三原町）創刊。1087
- 1-12 広島商業会議所設立認可。5-10 創立総会。673
- 1-13 県知事、教育勅語の各学校への配布と教育者心得ならびに教育勅語奉読方心得につき訓令〔訓令甲1・2〕。
- 1-23 広島市の橋本覚衛ら、広島汽船会社設立を県へ出願〔芸日1.24〕。2-設立。401
- 1-26 県会議員日当増額事件につき広島県民大懇親会、広島市の商工倶楽部で開催〔芸日1.27〕。
- 1-26 私立豊田郡教育会創立。150
- 1-30 安芸郡30か町村組合通常総会で旧聯合町村会の'88年度支出に関し郡長を追求。53
- 1- この月ころ『交詢之府』（芦田郡府中市村香文舎）創刊。1071

- 2-18 県会議員日当増額事件で出広中の県内 11 郡代表，地価修正の最大急務なることを議決〔芸日 2. 21〕。
- 2-21 県知事，県会議員日当増加の議決執行を取消し，議決を無効とする〔県令甲 22〕。
- 2-22 『芸備新報』創刊〔芸日 2. 21〕。
- 2-23 芦田郡民 948 人，地価修正の請願書を帝国議会に発送〔芸日 2. 28〕。
- 2-27 三谿郡期成地価修正同盟会結成〔芸日 3. 6〕。
- 3- 2 佐伯郡内 40 か町村長，特別地価修正につき貴・衆両院議長に請願。104
- 3-12 広島商工会，広島市の諮問をうけ宇品振興策を議決〔芸日 3. 14〕。
- 3-19 立憲自由党，自由党と改称。
- 3-24 安芸郡組合町村会，坂村で開催。呉に移転された安芸郡役所の復旧移転を決議。53
- 3-27 広島市会，市立幼稚園廃止を議決〔芸日 3. 29〕。
- 3- 広島県内務部第二課，『農事調査書』を刊行。567
- 4- 1 郡制施行開始。
- 4- 1 広島商業講習所開業〔芸日 4. 2〕。
- 4- 4 県知事，議員旅費日当増加の県会決議を認可した責任で罰俸年俸 24 分の 1 を科せられる。8
- 4- 8 臨時郡部会開会（～14）。郡部会を侮辱したとして藤井公道議員（安芸郡）を告訴することを議決。12
- 4-11 呉鎮守府造船部の第 1 船渠完成し，開渠式を挙行。453
- 4-19 県内各郡市の有志者，広島市の商工倶楽部で地価修正請願同盟結成につき協議。-30 広島県地価修正請願同盟中央部仮事務所を設置〔芸日 4. 21, 5. 2〕。
- 5- 3 広島市地価修正請願同盟会・地価修正請願 3 次同盟会結成〔芸日 5. 5・8〕。
- 5- 6 第 1 次松方正義内閣成立。
- 5- 8 広島県私立教育会講習部，広島県尋常師範学校内に設置され，授業開始。小学校簡易科教員（のち尋常小学校本科准教員）を養成。43
- 5- 三上・恵蘇郡畜産業組合設立認可。34
- 6-14 本通・阿賀県道・宮原里道等道路竣工式，安芸郡和庄町七廻楼で挙行。53
- 6-17 小学校祝日大祭日儀式規程制定。
- 6-19 神石郡油木地方に雷雨とともに大降雹。21
- 6-27 臨時県会開会（～7-3）。12
- 7- 1 府県制施行開始。
- 7- 政友会解散。10
- 8-15 賞典録分与請求事件で，近藤志吉ほか 873 人，同進社より脱退を決定〔芸日 8. 18〕。
- 8-19 深津郡本庄村村民 200 余人，山陽鉄道会社の築堤を破壊せんとして会社側と争い負傷者でる〔芸日 8. 25〕。
- 8-22 賞典録分与請求事件で，進誠社・応神社が合併し，広島有功会を設立〔芸日 8. 23〕。
- 8- 県知事，郡市長に産米改良の趣旨および産米改良方針を示し，意見を聴取。568
- 8- 広島市および島根県浜田町の有志，広浜馬車会社の創立を發起。160
- 9-11 山陽鉄道笠岡～福山間開通〔芸日 9. 12〕。
- 9-14 暴風雨で太田川氾濫。高田郡で家屋 150 戸倒壊。21・148
- 9-22 私立奨進医会呉支会設立。846
- 9-25 土地収用審査委員会，山陽鉄道会社と沼隈郡赤坂村との間の土地収用上の紛議について裁決〔芸日 9. 29〕。
- 9-30 福山町消防組条例認可。7
- 10-14 尾道町学務委員条例，許可される。7
- 10-16 第 3 回広島県勸業諮問会を開催し，県より産米改良について諮問〔芸日 10. 17〕。
- 10-28 濃尾大地震。
- 11- 3 山陽鉄道福山～尾道間開通。26

- 11-7 臨時県会開会（～13）。12
- 11-7 広島綿糸紡績会社，濃尾地震による紡績職工死傷者救助義捐金募集公告を出す〔芸日 11.7〕。
- 11-14 通常県会開会（～12-24）。郡部会，治水費支弁法改正標準の件諮問に答申。12
- 11-16 呉鎮守府造船部で第 22・23 号の両水雷艇を起工（'92-3-進水）。造船部建造艦艇の嚆矢。453
- 11- 竹原・松永各塩田，販路拡張のため試みに大俵塩各 300 俵を朝鮮へ輸出。590
- 11- 福山に神辺町の金光教芸備教会の分教会設立。58
- 12-7 日本吉佐移民会社設立。日本で最初の会社組織の移民取扱会社。815
- 12-9 広島市会，府県制実施後も三部制維持を要望する意見書を議決。339
- 12-10 広島商工会議所，鉄道の国有化および建設促進につき貴・衆両院議長に請願。672
- 12-14 賀茂郡中切村土井清美ほか 146 人，地価修正建白書を総理大臣へ提出。8

1892 明治 25 壬辰

- 1-4 芸備米改良組合準則制定〔県令甲 1〕。県知事，組合設置を懇諭〔諭告〕。
- 1-12 広島～呉間往復番船転覆し，乗員 25 人中 14 人溺死。21
- 1-16 天皇・皇后両陛下の御真影並に勅語騰本守護心得を制定〔訓令甲 1〕。
- 1-17 広島綿糸紡績会社操業再開〔芸日 1.19〕。
- 1-19 広島織物業組合設立認可〔芸日 1.21〕。
- 2-15 第 2 回衆議院議員総選挙執行。平山靖彦・渡辺又三郎・八田謹二郎・前田篤之助・和田彦次郎・黒川修三・松浦唯次郎・長井松太郎・井上角五郎（以上中央交渉部）・倉田準五郎（議員集会所）当選。327
- 2-20 臨時県会開会（～26）。穂山忠夫（豊田郡），第 11 代議長に当選。12
- 3-1 広島倉庫会社および広島米穀市場開業。米穀預りおよび売買を開始〔芸日 3.1〕。
- 3-2 芦田品治神石甲奴郡長・深津沼隈安那郡長，県知事に対し尋常中学福山誠之館維持経費の地方税支弁を請願。930
- 3-3 広島油明会社（燐寸製造），広島市三川町で開業〔芸日 '02.2.5〕。
- 3-11 内相品川弥二郎，選挙干渉の責任を問われ辞職。
- 3-12 小学校祝日大祭日儀式に関する次第等の規定を制定。国旗掲揚・御真影の奉置等細部にわたり規定〔訓令甲 12〕。
- 3-14 学齡児童就学及家庭教育等に関する規則制定〔県令甲 29〕。
- 3-19 広島県医会発会。会長斉藤為信，副会長後藤静夫。846
- 3-24 市町村立小学校授業料規則制定〔県令甲 39〕。
- 3-24 幼児保育準則廃止〔県令甲 40〕。
- 3-28 県会議員半数改選 39 名の当選を告示〔告示甲 22〕。
- 3-31 小学校教則制定〔県令甲 42〕。
- 3-31 市町村立小学校則制定〔県令甲 43〕。
- 3- 広島～加計間の道路改修工事竣工。167
- 4-1 広島県，第 2 次小学校令による学校の編成，就学，学校長および教員，授業料徴収などの条項を実施。176
- 4-23 臨時県会開会（～28）。脇栄太郎（賀茂郡），第 12 代議長に当選。12
- 4- 奴可郡東城村福代で小作人，小作料 3 割減を要求し，争議〔芸日 4.14〕。
- 5-3 広島市中島本町の勸商場，開業式挙行〔芸日 5.5〕。
- 5-5 『中国』創刊〔中国 5.5〕。
- 5-22 豊田郡本郷村で民党懇親会開催〔芸日 5.25〕。
- 5-31 衆議院，軍艦製造費予算削減。6-6 貴族院，軍艦製造費を復活，衆議院に回付。6-14 両院で予算修正案を可決。
- 6-1 広島市各町組合総代の会議を市役所で開催〔芸日 6.3〕。

- 6-9 広島実業談話会発企人会開催〔芸日 6.11〕。
- 6-12 安芸郡坂村で積善求道会発足〔芸日 6.14〕。
- 6-15 福山倉庫株式会社（物品預り・金穀貸借）、福山町で営業を開始。58
- 6-17 広島尋常中学校らんも維持金寄付者総代会議開催〔芸日 6.19〕。
- 6-19 広島市小町白神社で頼山陽の祭典挙行〔芸日 6.21〕。
- 7-6 県知事、渡米志望者に対し外国人契約労働者移住禁止条例等現地の事情を熟知すべき旨諭告〔諭告〕。
- 7-7 『別天地』（漢誌専門雑誌、御調郡尾道町、嘯雲社）創刊。1112
- 7-12 興行場并寄席取締規則制定〔県令甲 61〕。
- 7-15 尾道町の商工業者、第六十六銀行で商業会議所設立を決議。137
- 7-16 臨時県会開会（～22）。広島・福山両中学校設立の原案に関し、1校維持・2校存立・中学校費の地方税支弁全廃の3論対立し、広島中学校設立を可決。県知事、再議を命ずるも前議決どおり可決。12
- 7-20 山陽鉄道尾道～三原（'94-6-糸崎と改称）間開通。26
- 7- 壬辰社製糸場、三上郡庄原村に設立。402
- 7- 広島組合キリスト教会設立〔芸日 '99.4.29〕。
- 7- 呉港矯風会設置。会員100余人。53
- 8-1 広島尋常中学校の維持を地方税経済支弁とする〔告示甲 45〕。
- 8-8 第2次伊藤博文内閣成立。
- 8-20 町村巡視規程制定〔訓令乙 667〕。
- 8-26 『広島教育雑誌』（広島細工町阪本武雄）創刊。『広島県教育会雑誌』休刊のため、事実上広島県私立教育会の機関誌として運用。のち『広島県教育雑誌』と改題。43
- 9-10 大阪商船尾道～門司線開航。640
- 9-29 電気営業取締規則制定〔県令甲 70〕。
- 9-30 『万里之征帆』（甲奴郡上下村）第3号発行。1096
- 9- 芸石馬車株式会社、広島～浜田間の運行を企図し、広島市小町に設立。1日3回広島～可部間を往復。11-27 解散〔芸日 11.8-27〕。401
- 10-7 河野広中・藤田高之を迎え広島市で民党大懇親会を開催。-9 安芸郡海田市、-10 呉でも〔芸日 10.11-12〕。
- 10-18 北村峯太郎・北村伝三郎ら、改進黨犬養毅を迎え奴可郡東城村で政談演説会を開催。聴衆250人。10
- 10- 竹原塩の販売、石炭の購買のため竹原商社を設立。590
- 11-18 通常県会開会（～24）。福山尋常中学校を地方税支弁の中学校とすることを議決。広島県尋常師範学校女子部廃止の発議を可決。12
- 11-23 地価修正につき広島県地主大会を県会議事堂で開催〔芸日 11.25〕。
- 11-25 尾道商業会議所設立認可。137
- 11-26 『中国文学』（中国文学会）創刊〔芸日 12.4〕。
- 11-30 安芸郡船越村岩滝神社、本殿焼失。161
- 11- 広島県漁業組合会議で広島県漁業組合漁場維持法を議定〔芸日 12.17〕。
- 12-1 松永為替株式会社開業。28
- 12-2 豊田郡豊浦漁場の漁民、忠海町で臨時総代会を開き（～4）、広島県漁業組合からの分離を決議〔芸日 12.7〕。
- 12-24 賀茂郡阿賀村の安芸郡への編入請願、貴族院で採択、内閣へ廻送〔芸日 12.28〕。
- 12-25 株式会社松永塩商社設立。589
- 12-28 国県道路橋梁修築規則制定〔訓令乙 1020〕。
- 12-31 広島県立広島測候所、県庁内より広島市国泰寺村の新庁舎に移転。868
- この年、『広島医事新誌』創刊。846

1893 明治 26 癸巳

- 1-12 衆議院，軍艦建造費等大幅削減。-16 政府，不同意を表明。
- 1-26 賀茂郡三津村に町制施行〔告示甲 12〕。
- 1-30 広島実業協会発会式举行〔芸日 2. 2〕。
- 1- 東京における広島県学生の場合所修道館開館〔芸日 '95. 2. 19〕。
- 2-11 天理教尾道支教会設立。892
- 2-25 臨時県会開会（～3-3）。12
- 3- 6 沼隈郡浦崎村民 100 余人，徴税に苦情，帳簿公開を要求。764
- 3-17 蚕糸業福山大会，福山葦陽館で開催〔芸日 3. 22〕。
- 3-25 山陽鉄道，多人数乗車賃の割引を実施〔芸日 3. 28〕。
- 3-31 広島県尋常師範学校女子部および幼児保育場廃止。44
- 3- 沼隈郡今津村石井良之助ら，黒住教沼隈説教所を開講。154
- 4- 1 広島県尋常中学福山誠之館，県に移管され，広島県福山尋常中学校と改称〔告示甲 40〕。
- 4- 1 広島県尋常師範学校に小学校教員講習科および簡易科を設置〔県令甲 3・10〕。
- 4-17 吉浦・江田島間に海底電信線 1 条を敷設。25
- 4- 県会議員宮田亮造・県属山根蕭，農会仮事務所を広島市木挽町西福院に設置。31
- 5- 1 福山紡績株式会社，福山町に設立〔芸日 '96. 4. 9〕。
- 5- 4 3 月 3 日アメリカが制定した移民制限の法律を示し，渡航者に注意を促す〔訓令甲 52〕。
- 5- 6 奴可三上恵蘇芸備米改良組規約認可〔芸日 5. 7〕。
- 5-12 内閣，御調郡と世羅郡の行政分離請願不採用を決定。7
- 5-23 広島市笹置座で自由党政談演説会開催〔芸日 5. 24〕。
- 5-26 広島電燈株式会社設立（資本金 6 万円）。29
- 5-31 愛媛県四坂島沖で広島・愛媛両県漁民の漁場争闘事件おこる〔芸日 6. 2〕。
- 6- 4 広島尋常師範学校，元安川でボートレースを開催。30
- 6- 5 農商務省農事試験場広島支場，沼田郡祇園村に設置〔農商務省告示 4〕。
- 6-10 広島組合弁護士規約，司法省より認可される〔芸日 6. 11〕。
- 6-12 広島弁護士会，広島法律学校で開催。弁護士の内職的商法を自戒〔芸日 6. 14〕。
- 6-28 尾道で県下有志者大会開催（～29）。漁場保護など対愛媛県運動方針案を決定〔芸日 7. 2〕。
- 7- 1 岩崎汽船部と広島汽船合資会社の間に宇品～三津浜間航海協定成立。51
- 7- 1 広島測候所，天気予報の発表を開始。868
- 7-24 串本康三・高野一歩ら県内の自由党员，支部結成協議会を開催（～25）〔芸日 7. 27〕。
- 9-1 自由党広島支部結成届け出。10
- 7- 三井銀行広島分店，広島支店と改称。28
- 7- 今津警察署を松永に移し，松永警察署と改称。21
- 7- 福山招魂社，福山三之丸町に移転。126
- 7- 南メソヂスト教会第 2 期日本年会，広島で開催。ウオタス師を広島部主部長老とし，鵜崎庚午郎を広島駐在所主任伝道者に任命。894
- 8- 1 尼崎汽船株式会社，巖島定期寄港を開始〔芸日 8. 11〕。
- 9- 3 広島市内の米綿商，株式会社広島米綿取引所創立を発起。668
- 9- 4 福山公園内葦陽館で備後 9 郡聯合繭糸品評会を開催（～10）〔芸日 9. 9〕。
- 9-18 広島・愛媛両県漁場紛争事件に関し，内務・農商務両大臣，両県知事に処分決定まで現況により平和を維持するよう訓令〔芸日 9. 20〕。
- 9- 広島市油屋町松本九郎右衛門，広島商業会議所への官営広島鉱山の払下げを提起。のち時期尚早として見送りとなる。675
- 10- 8 広島・愛媛両県漁業事件に関し広島市春和園で広島県有志大会を開催〔芸日 10. 10〕。
- 10-13 広島県地価修正常議員会を県会議事堂で開催〔芸日 10. 14〕。

10-14 台風により大被害。死者 12 人，家屋全半壊等 2 万 281 戸，破堤 8783 か所，橋破損 1808 か所。42

10-20 広島市中島本町慈仙寺で広島市物産品評会開催〔芸日 10. 21〕。

10-24 広島市左官町の広島清潔社開業〔芸日 10. 27〕。

10-25 広島市堺町広島施薬院開業。赤貧薄命者への施薬を目的とする〔芸日 10. 27〕。

10-30 地方官官制改正。直税署・間税署を廃し，収税部を設置。衛生行政を警察部に移管。215

10-31 広島鉱山官制公布。11-10 施行〔勅令 140〕。

10- 大日本協会結成。内地雑居反対・現行条約励行を提唱。

11- 1 広島警察署，日懸けの講舎 79 舎を召喚し解散を命ずる〔芸日 11. 2〕。

11- 6 歩兵第 11 聯隊本部および大隊本部焼失。447

11-10 広島郵便電信局，郵便および電信局官制の改正にともない 1 等郵便電信局に格付けされ，広島・島根・山口各県と四国 4 県を管轄〔逓信省告示 249〕。

11-10 『広島商業会議所時報』創刊。674

11-15 尾道米穀取引所創業株主総会開催〔芸日 11. 21〕。

11-16 通常県会開会（～12-22）。勸業費中養蚕伝習所費，削除説出るも原案可決。12

11-25 県北部の高等・尋常小学校教員 80 余人，三上郡庄原村高等小学校で第 1 回北部教育会を開催〔芸日 12. 2〕。

11-26 自由党広島支部第 1 回総会，広島市河原町洗心楼で開催。10

11- 県庁，内務部衛生課を廃し，事務を警察部保安課に移管。21

11- 開成舎を広島偕行社に引継ぎ済美学校と改称。942

12- 3 広島米綿取引所創業総会開催〔芸日 12. 5〕。12-13 設立認可。667

12- 7 県知事，市町村の公債に関し濫発を戒める〔訓令甲 89〕。

12- 7 芸雲鉄道発起人会，広島市春和園で開催〔12. 9〕。

12-12 高田似壠ら，広島市中島集散場劇場で非内地雑居演説会を開催。聴衆 800 人。10

12- 海田市分署，海田市警察署に昇格。21

12- 県内初の生命保険会社，国民生命保険株式会社が賀茂郡竹原町で，簡易生命保険合資会社が広島市で開業。28

この年，田窪藤平，松永の機織新開で塩田築調の指導監督を行う。587

この年，赤痢による死者 3289 人。うち安芸郡 716 人，佐伯郡 639 人，賀茂郡 417 人。401

1894 明治 27 甲午

1- 3 広島市水主町宮田亮造宅で有志 10 人会合し，私立広島県農会仮規則を議定，県農会設立につき協議。558

1- 3 尾道米穀取引所開業式挙行〔芸日 '93. 12. 26〕。

1- 5 広島米綿取引所開業式挙行。667

1-24 竹原銀行設立。'19-9-16 勤儉治産銀行，'21-9-22 治産銀行となる。28

1-25 『詩』（福山町，回天詩閣）創刊。1075

1-27 学校教員が自己の選挙権行使をのぞき，選挙競争に関係することを禁止〔訓令甲 8〕。

1-31 師・年長者の尊敬を徳育の中心に据え生徒の薫陶を行ない，3 人以上合同しあるいは結党して校長・教員に対し抵抗・強迫の挙動をなす生徒は処分する旨通達〔訓令甲 10〕。

1-31 『時習雑誌』（芦田郡府中市村）創刊。1076

2- 2 広島市江波村に赤痢病発生。21

2- 7 『私立広島県農会第一回報告』発行。559

2-10 広島市・福山町・尾道町で公設消防組結成。12

3- 1 第 3 回衆議院議員総選挙執行。佐々木高栄・小田貫一・野平穰・長寿彦（以上自由党）・藤田高之・倉田準五郎（以上立憲改進黨）・和田彦次郎（国民協会）・脇栄太郎・穂山忠夫・井上角五郎（以上無所属）当選。327

- 3-17 広島商業会議所，芸雲鉄道敷設に関する開申書を県知事に提出〔芸日 3. 9〕。
- 3-26 賀茂郡西条町桑原順助，深津郡野上村三谷与三郎，三次郡八次村田辺昇一に農事試験を委託。県農事試験場の揺籃。487
- 3-29 朝鮮全羅道で東学党蜂起。
- 3-30 県会議員半数改選 38 名の当選を告示〔告示甲 29〕。
- 4- 4 山陽鉄道会社広島派出所第 29 工区人夫頭と人夫との間に賃金支払をめぐり紛擾〔芸日 4. 8〕。
- 4- 5 呉鎮守府観測所設置。868
- 4-10 広島市宇品町より堀川町に至る私設鉄道布設準備のための測量を認可〔告示乙 23〕。
- 4-10 和庄町長ら 4 か町村長の軍港入漁歎願に対し，毎年漁獲高の幾分を町村に収めるという条件のもとに鎮守府が許可。51
- 4-15 奥愛次郎ら，日彰館を再興。8-10 授業開始（現県立日彰館高校）。999
- 4-24 臨時県会開会（～30）。山内吉郎兵衛（恵蘇郡），第 13 代議長に当選。12
- 4- 犬養毅ら，改進黨を脱退し，中国進歩党を結成。83
- 4- 山本滝之助，沼隈郡千年村に少年会を組織。58
- 5- 2 広島県農会第 1 回総会を県会議事堂で開催。560
- 5- 8 鞆銀行設立。’26-9-10 山陽銀行に合併。28
- 5-10 中国地方選出「硬派」代議士を中心に東京で中国同志懇親会開催〔芸日 5. 15〕。
- 5-19 消防組規則施行細則制定〔県令甲 22〕。
- 5-21 大阪同盟船主，山陽鉄道三原～広島間開通につき，28 日より船賃減額実施を決議〔芸日 5. 25〕。
- 5-28 広島商業会議所，日本銀行広島支店設置を農商務・大蔵両大臣に建議〔芸日 5. 29〕。
- 5-29 広島商業会議所，広島鉱山産鉄払下げに関する開申書を鍋島広島鉱山管理長へ提出〔芸日 5. 30〕。
- 5-30 神社執行の祭礼中，祈年祭・新嘗祭等を大祭，元始祭・紀元節・大祓等を公式祭と二分する〔訓令甲 41〕。
- 6- 2 閣議，朝鮮に混成 1 個旅団派遣を決定。
- 6- 5 第 5 師団に動員令下る。448
- 6- 7 清国に朝鮮出兵を通告。
- 6- 7 第 5 師団司令部と広島郵便電信局間に電話線を架設。455
- 6- 8 広島市宇品町に陸軍糧秣倉庫 1 棟の建築に着手。以後 32 棟建築。455
- 6- 9 第 5 師団の先発隊，宇品出港。-12 仁川着。447
- 6-10 山陽鉄道糸崎～広島間開通。広島機関庫新設。26
- 6-10 同盟汽船合併計算組広島支部長青山定政，広島市人力車取締伊藤徳蔵と協議し，広島～宇品間の人力車賃一定のため改車組を組織〔芸日 6. 8〕。
- 6-16 広島郵便電信局・呉郵便局を軍事郵便取扱局に指定。482
- 6-16 広島市人力車営業取締伊藤徳蔵，山陽鉄道開通を機とする車夫の不当賃銭収受を規制するため人力車取締出張所設置の願書を広島警察署に提出〔芸日 6. 17〕。
- 6-21 山陽鉄道会社，広島に工場を開設。26
- 6-26 広島商業会議所，中学校商業専修科設置につき県知事に意見を開申することを決定。677
- 6- 中国製糸合資会社工場，沼隈郡神村に設立。402
- 7- 1 県農会，養蚕に関する農芸委員を百々三郎ら 5 名に囑託。31
- 7- 8 広島衛戍病院，広島陸軍予備病院と改称。455
- 7-10 尾道町借楽座で対外硬派備後同志大会開催。犬養毅・尾崎行雄・和田彦次郎ら出席〔芸日 7. 11〕。
- 7-12 広島市真菰春和園で対外硬派大懇親会開催。犬養毅・尾崎行雄・早速整爾・和田彦次郎ら出席し，自主的対外政策・責任内閣制を要求〔芸日 7. 13〕。

- 7-14 広島市江波村に市立避病院開設。455
- 7-15 農商務省農事試験場広島支場、この日より土壌・肥料・農産物・農産製造品等の分析依頼に応ずる〔農商務省告示 7〕。
- 7-22 県農会第2回総会で塩水選方概例を示し、撰種法を印刷して配付。31
- 7-23 日本軍、朝鮮王宮を占領。
- 7-25 日本艦隊、豊島沖で清国軍艦攻撃。
- 7-25 『芸備医報』（広島市大手町、早速社）創刊〔芸日 7.9〕。
- 7-27 県知事、赤痢病の広島市駐屯軍隊への波及防止のため予防励行および注意事項を訓令〔訓令甲 56〕。
- 7-31 広島義勇団大会を同進社で開催〔芸日 8.2〕。
- 8- 1 清国に宣戦布告（日清戦争）。
- 8- 4 山陽鉄道、陸軍省の委託をうけ宇品線（軍用線）仮設工事に着手。-20 完成。26
- 8- 5 内務省御雇衛生工師W・K・バルトン、水道布設の実地調査のため来広。548
- 8- 5 浜崎郵便局、宇品町海岸通に移転、電信事務の取扱を開始し、宇品郵便電信局と改称。
- 7・25
- 8-11 海外渡航旅券願等取扱手続を制定し、郡長・市町村長に対して渡航希望者の一層詳細な調査・進達を求める〔訓令甲 58〕。
- 8-11 赤痢患者続出のため広島市立東避病院を比治山に増設。455
- 8-16 呉軍港早瀬水道、隠戸瀬戸・那沙美海峡における普通船舶の夜間通過を禁じ、昼間の通過は嚮導船に従うよう告示〔海軍省告示 13〕。9-27 早瀬水道解禁〔同 19〕。10-20 全部解除〔同 22〕。
- 8-21 本派本願寺法主大谷光尊、出征軍人に親教のため来広。以後各宗派より多数来広。455
- 8-23 高宮郡可部町で片岡健吉一行の自由党演説会開催〔芸日 8.25〕。
- 8-27 県知事、各郡市富豪家を召集して軍事公債募集につき示諭〔芸日 8.28〕。
- 8-28 本願寺、備後教区総組長事務所・安芸教区総組長事務所を設置。885
- 8-28 本願寺、全国 25 学区に共立教校を設置。第 15 学区（備後）に博練教校、第 16 学区（安芸）に進徳教校。885
- 8- 広島県各郡市聯合小学校教育成績品評会を開催。942
- 9- 1 第 4 回衆議院議員総選挙執行。富永正男・佐々木高栄・永井頼雄（以上自由党）・頼俊直・穂山忠夫・和気清太郎（以上大手倶楽部）・小鷹狩元凱（立憲改進黨）・和田彦次郎（国民協会）・金尾稜巖・井上角五郎（以上無所属）当選。327
- 9- 8 大本営を 9 月 13 日より広島に進める旨発表。83
- 9-14 呉秀三、『精神病学集要』前編を刊行。83
- 9-15 天皇、広島に到着し、第 5 師団司令部庁舎に大本営を開設。455
- 9-15 福山米綿取引所開業〔芸日 9.10〕。
- 9-15 中国新聞記者山下熊喜、平壤牡丹台で戦死。従軍記者でわが国初の犠牲。1020
- 9-17 黄海海戦。
- 9-24 臨時市部会開会（同日閉会）。広島市内取締上急を要するとして警察費などの追加予算を議決。12
- 9-24 福山町水道使用料に関する条例、許可される。7
- 9-24 広島市内各所で海陸軍楽隊が奏楽（～10-2）。455
- 9-28 広島市西練兵場内に臨時帝国議会仮議場建築起工。10-14 竣工。455
- 9-30 広島海外貿易株式会社創立総会開催。海外貿易の第一着手としてフィリピンとの通商を企図。676
- 9-30 神石殖牛株式会社解散〔芸日 10.5〕
- 10- 2 天皇、呉港に行幸。455
- 10- 2 臨時郡部会開会（～8）。治水堤防費支弁方法改正の諮問に対し原案どおり答申。12

10-6 広島市および宇品地域を臨戦地境と定め、戒厳を施行。第5師団留守師団長を戒厳施行の司令官とする〔勅令174〕。

10-9 中条銀行設立。'11-3-25 桑田銀行と改称，'26-2-20 山陽銀行に合併。28

10-12 尾道町浄土寺で対外強硬派連合大会開催。135

10-15 臨時帝国第7議会を広島に召集。-18 開院式，-21 閉会式。455

10-20 朝鮮報聘大使来広。455

10-20 海外渡航株式会社（広島市袋町），営業開始。817

10-20 広島電燈開業（汽力30kw 交流発電機2台）。需要332燈。'95-3-31 1159燈。29

10-24 広島市鷹匠町で火災，全半焼104戸。455

11-1 県知事，広島市長および周辺郡長に勤儉貯蓄の奨励方を訓示。455

11-2 天皇臨幸のもと広島市仮議事堂跡にて，戦捷大祝宴会を開催。撃剣・能狂言などが行われる。455

11-8 県知事，広島市街地雑踏をきわめ危険につき，暗夜無灯にて諸車・牛馬をひくことを厳禁〔県令乙47〕。

11-12 後備兵第9聯隊第2大隊第6中隊より出火，兵営・営倉など全焼。下士卒の死亡者35人，火傷・負傷31人。455

11-14 通常県会開会（～12-20）。農工商の実業学校設置の建議を否決。12

11-17 皇太子，広島に行啓。-19 呉鎮守府，-22 海軍兵学校に行啓。-24 還啓。455

11-18 キリスト教徒軍人慰労会，広島市紙屋町の会堂で開催〔芸日11.17〕。

11-29 県知事，広島市内の富豪家を召集し，第2回軍事公債応募方につき示談。455

12-1 旅順口占領を記念して官民合同の戦捷祝宴会を広島市水主町公園地で開催〔芸日12.3〕。

12-2 広島市中町日本キリスト会堂で在広キリスト教徒懇親会開催〔芸日12.2〕。

12-10 千田貞暁宮崎県知事（元広島県知事），宇品築港の功により，勲3等旭日中授章を受賞。455

12-14 通船営業取締規則を制定し，広島諸川および宇品港に施行〔県令甲49〕。

12-19 両山鉄道株式会社，会社創立と広島～松江間の鉄道敷設認可を申請。506

12-24 宇品魚市場開業〔芸日12.24〕。

12-28 安芸郡仁保島村宇品島の一角および広島市下柳町の一角（のちの東遊郭）を貸座敷・娼妓免許地とする〔県令乙64・65〕。

12- 天理教尾道支教会の川崎伊三郎，三原町に御調出張所を設置。892

この年，日清戦争の影響により市内諸職工賃金増加。6月以来上向き，9月～10月絶頂，'95年2～3月低減〔芸日'95.9.27〕。

この年，赤痢大流行，死者3168人。402

この年，三木半左衛門ら，千光寺山に共楽園を築造。132

1895 明治28 乙未

1-7 尾道商業会議所，商法改正および海事会議設置に関し総理大臣に建議。8

1-10 広島貯蓄銀行設立。-15 開業〔芸日1.16〕。28

1-15 県知事，広島貯蓄銀行の開業にあたり，ふたたび勤勉貯蓄の必要を説く。455

1-26 文部大臣検定の小学校教科用図書または文部省選定以外の小学校唱歌の採用を禁止し，高等小学校男生徒の兵式体操に使用する歌曲20曲を選定〔訓令甲3〕。

1-31 清国全権一行，宇品に上陸。455

1- 浄土真宗本派本願寺，広島市材木町浄円寺内に臨時部出張所を設け，従軍布教使の取扱い，滞広各師団兵士の教諭，病院で死亡した兵士・軍夫の葬儀などの事務を取扱う。878

2-1 日清両国全権，県庁で会議。455

2-2 日本全権，清国全権委任状不備を理由に交渉を拒絶。443

2-23 桐原恒三郎・森川脩蔵・伴資健ら46人の発起により威海衛陥落祝宴会を広島市水主

町で開催。1100 余人参会。455

2-24 各宗管長合同して戦死病没者追弔大法会を広島比治山陸軍墓地で執行。-25 呉でも。455

2-25 町村役場簿書保存規程制定〔訓令 167〕。

2- 天理教尾道支教会の岡本スノ，豊田郡鷺浦村に鷺浦布教所を設置。892

3- 2 臨時郡部会開会（～8）。赤痢病対策の追加予算を議決。12

3- 5 浄土真宗本派本願寺，日清戦争のため設置の臨時部を広島に移転。885

3-10 安芸真宗本派各寺院信徒の発起により征清軍戦死者追悼大法会を東練兵場で執行。

455

3-18 伊藤首相，宇品を発し馬関に向う。455

3-19 皇后，広島に行啓。455

3-25 広島県官吏へ特別賞与 3352 円 50 銭を朝鮮事件費として第二予備金より支出決定。7

3-27 衆議院，広島市水道補助費予算に関する建議案を議決。325

3- 『広島新聞』（社主小田貫一）創刊。1082

4- 1 工兵方面本署と広島士族授産所との間で宇品耕地内の軍用鉄道敷地の売買契約成立。

211

4- 2 広島市宇品町でコレラ発生のため御幸町通り以西市街一円の交通を遮断。-7 解除。455

4- 3 安芸郡府中村多家神社で戦捷祭を執行。455

4- 5 臨時陸軍検疫部広島出張所開庁。456

4- 7 広島市および宇品に伝染病予防法施行費用 4 万 8693 円余の臨時軍事費よりの支出を閣議決定。-15 裁可。7

4-10 広島市東松原青物市場開業〔芸日 4. 11〕。

4-11 県書記官関新吾，県内郡市長とともに発起し，広島県尚武会を創立〔芸日 4. 11〕。45

4-16 内閣，広島市長の水道布設に関する請願に対し「軍国多費」の理由をもって支出を見合すと決定。8

4-17 日清講和条約調印。

4-18 伊藤・陸奥両全権一行，馬関より宇品に上陸。455

4-21 平和回復の詔書発布。455

4-23 独露仏 3 国，遼東半島の清国への返還を勧告（三国干涉）。

4-23 臨時検疫部を県庁内に開設〔告示甲 36〕。

4-24 この日より 30 日間，広島市および宇品島に国費をもって消毒的清潔法を施行。455

4-25 県知事，福岡県門司・安芸郡宇品にコレラ流行の兆候ありとして，県民各自に予防・警戒をもとめる〔告示無号〕。

4-26 皇后，広島を立ち，京都に行啓。455

4-27 天皇，広島を立ち，京都に行幸。455

4-27 大本営を京都に移す〔宮内省告示 8〕。

4-27 広島県農業試験場の監督を県農会に囑託。31

4-27 人夫合宿取締規則を制定し，広島市より 3 里以内の地に施行〔県令乙 21〕。

4-28 広島水上警察署内に宇品町検疫事務所を設置。-30 宇品島に宇品島検疫事務所を設置〔告示 15・16〕。

4-29 臨時市部会開会（～5-4）。警察費，衛生・病院費などの追加予算を議決。12

4- 尾道商業学校，尾道簡易商業学校と改称。993

5- 2 コレラ流行に対処するため広島警察署内に広島西部検疫事務所，京橋警察分署内に広島東部検疫事務所を設置〔告示乙 17〕。

5-14 コレラ流行地域拡大のため，呉・尾道に臨時検疫部出張所を設置〔告示甲 45〕。

5-15 米国教育家ノースロップ来広，広島県尋常師範学校で教育上の談話を行う。924

5-19 広島市長伴資健ら 32 人の発起により平和条約締結祝宴会を広島市水主町で開催。455

5-25 凱旋軍先発隊，宇品港に上陸。455

- 5-30 宇品港取締規則制定〔県令乙 26〕。
- 6- 1 似島臨時陸軍検疫所開庁〔陸軍省告示 4〕。
- 6- 7 北里柴三郎来広，似島臨時陸軍検疫所に赴く。455
- 6- 9 和庄町鹿田および荘山田村原の遊廓・貸座敷認可。53
- 6-15 広島市江波村に江波（西部）避病院を開院。455
- 6-15 広島市内に第 2 回消毒的清潔法を国費をもって施行（～22）。455
- 6-18 仮設呉兵器製造所設置。452
- 6-20 広島市および宇品の戒嚴を解止〔勅令 76〕。
- 6-22 加島銀行福山出張店開設。’06-8-6 支店に昇格，’14-4-21 川崎第百銀行福山支店と改称。28
- 7- 1 広島市議会，水道布設計画を議決。548
- 7- 3 臨時市部会開会（～9）。コレラ病流行のため衛生・病院費の追加予算を議決。検疫委員の患者取扱い不行届としてその是正方を建議。12
- 7- 6 コレラ流行のため広島・呉・尾道における神仏祭典諸賑を禁止〔県令甲 32〕。
- 7-10 第 5 師団長奥保鞏ら将兵，宇品に帰還。宇品町御幸通りに仮凱旋門竣工。455
- 7-24 高潮により大被害。死者・行方不明 17 人，家屋全壊 202 戸，同流失 65 戸，船舶沈没 306 隻，同流失 14 隻。42
- 7-25 傷病兵を乗せた軍用列車，前日来の暴風雨による土砂流出のため糸綺駅東方木原で脱線転覆。死傷者 103 人。455
- 8- 1 北村藤三郎，貧児教育のため広島市大須賀町に広島修道学院を創立〔芸日 ’07. 6. 22〕。’97-1-広島慈恵学院と改称。’13-3-廃止。822・823
- 8-20 臨時陸軍検疫部広島出張所を東京に引揚げる。456
- 9- 9 臨時県会開会（～15）。征台軍に贈る慰問状を可決。12
- 9-21 高宮郡深川村を分割し，深川村・落合村設置〔告示甲 77〕。
- 9-21 品治郡戸田村を分割し，戸手村・近田村設置〔告示甲 77〕。
- 9-21 甲奴郡佐倉村・井永村・水永村・斗升村・岡屋村を合併し，清嶽村設置〔告示甲 77〕。
- 9-21 甲奴郡福田村・西野村・梶田村・本郷村を合併し，甲奴村設置〔告示甲 77〕。
- 9-21 甲奴郡二森村・小塚村・小堀村・有福村を合併し，吉野村設置〔告示甲 77〕。
- 9- 四日市警察署を廃し，西条警察署を設置。21
- 10- 8 京成で日本人壮士・軍隊，大院君を擁しクーデター，閔妃を殺害。
- 10-10 広島市および宇品港に水道を布設する費用（64 万円）の軍資金よりの支出，上奏裁可。7
- 10-16 尾道貯蓄銀行設立。’22-1-1 尾道銀行と改称。28
- 10-18 東京で広島水力電気株式会社発起人会開催〔芸日 10. 25〕。
- 10- 呉港におけるコレラ流行なおやまず，仁方村隔離病舎 2 棟新築落成。53
- 10- 神石郡教育会設立。156
- 11-11 臨時広島軍用水道布設部官制公布〔勅令 157〕。
- 11-16 通常県会開会（～12-22）。実業学校設立，北部地帯に中学校設置の建議を可決。12
- 11-17 島根・岡山・広島・山口 4 県有志により，呉海軍歓迎会を海兵団前広場で開催。4 県内有志 840 人，広島からの 500 余人をはじめ近在各村より数千人参観。53
- 11-27 臨時広島軍用水道布設部広島出張所設置〔陸軍省告示 19〕。
- 12- 1 住友銀行尾道支店開設。28
- 12- 1 備後鉄道株式会社発起人総会，福山町葦陽館で開催〔芸日 12. 5〕。
- 12- 7 賀茂郡内海村に町制施行〔告示甲 95〕。
- 12-13 芦田郡府中町延藤吉兵衛ら，備後鉄道株式会社設立および福山・府中間の鉄道敷設の願書を提出。’97-5-仮免許状，’99-3-本免許状交付，のち計画挫折。1217
- 12-21 県農会，蚕業講習会を開設。’98 年まで経営。31
- 12-23 臨時県会開会（～29）。12

- 12-25 『私立広島県農会報告』、『広島県農会報』と改題し、定期月刊とする。561
12-27 山陽貯蓄銀行設立認可〔芸日 '96.1.12〕。
12-27 広島米綿取引所、株式取引営業を認可され、広島米綿株式取引所と改称。667
この年、コレラによる死者 3069 人。うち広島市 1302 人、安芸郡 599 人、佐伯郡 279 人。403

1896 明治 29 丙申

- 1-4 本願寺、安芸教区教務所を広島市寺町浄泉寺に、備後教区教務所を御調郡尾道久保町福善寺に設置。886
1-10 佐藤正、広島市長に就任。1225
1-31 穀蕃合資会社設立。'19-12-解散。28
1- 水野組、安芸郡宮原村に設立（現五洋建設株式会社）。
1- 沼隈郡横島村に天理教沼隈郡宣教所設立。154
2-5 広島市袋町に数理学会設立（現広陵高校）。1005
2-10 橋本吉兵衛ら 117 人、尾三鉄道株式会社創立および尾道～三次間の鉄道敷設許可を申請。'99-8-10 尾道～田幸村間敷設仮免許状交付、のち計画挫折。507
2-26 臨時県会開会（～3-3）。私立明道学校補助費を否決。12
2- 貴族院、賀茂郡阿賀村の安芸郡編入の請願を採択。325
2- 高坂万兵衛、広島市段原村に楽全堂燐寸工場を設立。404
3-1 立憲改進黨・立憲革新党・中国進歩党等合同し、進歩党結成。
3-2 松永為替株式会社、松永銀行と改称。'12-5-1 松永実業銀行設立により、6-1 解散。'27-12-17 同行、第一合同銀行に合併。28
3-9 広島商業銀行設立。4-1 開業〔芸日 4.1〕。28
3-9 山陽貯蓄銀行設立。-29 開業〔芸日 3.28〕'19-4-16 解散。28
3-13 広島米綿株式取引所、株式の売買取引を開始。667
3-18 神官・僧侶と訓導との兼務を解除するよう内訓。924
3-24 航海奨励法・造船奨励法公布。
3-24 神石郡民総代、広島岡山県界変更に関し請願〔芸日 3.25〕。
3-25 沼隈製糸合資会社設立〔芸日 4.9〕。
3-26 広島岡山県界非変更同盟大会、広島県会議事堂で開催〔芸日 3.27〕。
3-28 営業税法・登録税法・酒造税法・葉煙草専売法公布（第 1 次増税）。
3-30 臨時陸軍運輸通信部字品支部設置〔勅令 69〕。
3-31 県会議員半数改選 39 名の当選を告示〔告示甲 31〕。
3- 三谿郡八幡村で県内初の信用組合設立。36
3- 白峯造船所、安芸郡吉浦村に設立。405
3- 芦田郡蚕業同志会結成。155
3- 広島英和女学校、私立広島女学校と改称。1006
4-1 仮設呉兵器製造所、仮呉兵器製造所と改称〔勅令 61〕。
4-1 臨時陸軍建築部広島支部設置。軍備拡張による兵營の工事等を管掌〔勅令 31〕。
4-1 広島・尾道各大隊区司令部、聯隊区司令部と改称〔勅令 56〕。
4-1 工兵第 3 方面呉支署設置〔陸軍省達 44〕。
4-1 福山公園を深津郡福山町の管理に移す〔告示甲 30〕。
4-1 県立呉驅黥院、安芸郡莊山田村に設立。51
4-8 河川法公布。
4-8 移民保護法公布。
4-10 広島製油会社創業総会開催〔芸日 4.10〕。
4-10 林半助ら 45 人、鞆鉄道株式会社の設立を申請。'98-9-仮免許状交付、'00-5-17 計画挫折し返納。508
4-13 私立明道尋常中学校設置認可〔芸日 4.17〕。4-26 開校式。

- 4-15 内藤守三，安芸郡吉浦村長浜より和庄町に至る電気鉄道敷設を出願。51
- 4-16 天皇の広島大本営滞在を記念し，4月27日・9月15日を学校記念日とする〔訓令甲37〕。
- 4-22 福山銀行設立。6-1 開業〔芸日 6.2〕。28
- 4-23 鍋島幹，退任し，折田平内（前貴族院議員，元栃木県知事），県知事に就任。9
- 4-24 臨時県会開会（～30）。脇栄太郎（賀茂郡），第14代議長に当選。12
- 4-30 伴資健，広島市長に就任。1225
- 4- 千葉県の漢学者千葉三郎，世羅郡太田村に私立学校甲西会を設立（のち県立世羅中）。959
- 5- 1 内務大臣，軍用水道に接続する広島市水道布設計画を認可。548
- 5-10 富士川游・尼子四郎ら，東京神田福田亭で芸備医学会発会式を挙行。846
- 5-18 陸軍地方幼年学校条例公布。広島に陸軍地方幼年学校設置〔勅令 213〕。
- 5-19 金尾稜蔵ら，進歩党遊説員犬養毅一行を迎え広島市で演説会を開催〔芸日 5.20〕。この前後県内各地を遊説。10
- 5-21 高田郡吉田村に町制施行〔告示甲 48〕。
- 5-22 可部貯蓄銀行設立。6-1 開業〔芸日 6.2〕。’21-11-5 可部銀行と改称。28
- 5- 山本滝之助，『田舎青年』を草し自費出版。地方青年の振起，青年会の設立を訴える。789
- 6- 8 両山鉄道・大社鉄道合併し，大社両山鉄道株式会社設立。8-19 仮免許状下付。’98-12-18 解散。506
- 6-11 広島織物株式会社設立〔芸日 6.9〕。
- 6-12 芸備医学会，『芸備医事』を創刊。846
- 6-20 中国紡績株式会社，広島市二葉山公園で創業総会開催〔芸日 6.21〕。’98-4-1 創業。649
- 6-23 砲兵第3方面呉支署設置〔陸軍省達 113〕。
- 6-29 臨時市部会開会（～7-2）。本川橋架換事業速成を建議。12
- 6- 呉私立衛生会設立。51
- 6- 広島メソヂスト教会，慈善音楽会を開催し，収益全額を三陸海嘯罹災者救恤のために贈与。894
- 7- 1 害虫駆除予防治法施行規則制定〔県令甲 32〕。
- 7- 1 広島薬学会結成。596
- 7- 7 賀茂郡広村長浜でコレラ患者3人発生。8-20 発病者28人に達する。53
- 7-29 芸石鉄道株式会社，創立および広島・浜田間の鉄道敷設許可を申請。’99-3-3 仮免許状交付。’01-3-30 失効。509
- 7- 神石郡小島・亀石・末光・上・阿下の5か村人民総代和田元吾ら20人，県界および郡界非変更に関する陳情書を内務大臣および県知事に提出〔芸日 7.30〕。
- 8- 6 福山町会第1回旧水道改修設計委員会開催。のち掘抜井戸試掘の結果，改修を断念。549
- 8-29 県知事，小学校経費にあてるため学校基本財産を儲蓄すべき旨通達〔訓令甲 78〕。
- 8-31 広島法律学校廃校〔芸日 9.1〕。
- 9-14 福山貯蓄銀行設立。’20-1-1 合同貯蓄銀行と改称し岡山県に移転。28
- 9-18 第2次松方正義内閣成立。
- 10- 2 呉貯蓄銀行設立。28
- 10-25 花筵業組合取締規則を制定し，業者により組合を設立させ，花筵の粗製濫造を防ぎ，海外信用の回復を企図〔県令甲 47〕。
- 10- 芦田郡府中町の煙草工300人，賃金値上げを要求してストライキ。41
- 11-1 広島税務管理局設置。広島・岡山・山口3県を管轄。府県の収税部廃止〔勅令 337〕。広島・呉・廿日市・可部・吉田・西条・忠海・尾道・福山・府中・三次・庄原各税務署設

置〔勅令 346〕。

11-7 世羅郡上田村を上山村と改称〔告示甲 84〕。

11-14 歩兵第 41 聯隊本部，歩兵第 11 聯隊兵営内に開設。449

11-18 通常県会開会（～12-24）。広島岡山県境変更反対を内務大臣に建議。市部会常置委員，手当不正受領を追及され総辞職。12

11-22 自由党関西大会，広島市真菰春和園で開催。10

11-23 広島市小網町笹置座で自由党政談演説会を開催。聴衆 1500 人。10

11-30 各地方物価および労銀調査規程制定〔訓令甲 101〕。

11- 広島商業会議所，日清戦争が経済界におよぼした影響を答申。’95-6 調査開始。’96-7-完了。物価調査のはじまり。673

12-1 歩兵第 42 聯隊本部および第 1 大隊，広島で編成。446

12-16 広島岡山県界非変更同盟会総会，県会議事堂で開催〔芸日 12.13〕。

12-28 神石郡畜牛改良組合設立。郡単位の畜産団体の先駆。’00-6-1 神石郡産牛組合に改組。576

1897 明治 30 丁酉

1-1 第四百四十六国立銀行，広島銀行として開業。本店を広島市中島本町に置く。資本金 60 万円。28

1-5 賀茂郡西条町に各町村有志会合し，阿賀村非分離大会を開催。53

1-6 芸備医学会広島部会発会式挙行。846

2-1 三次貯蓄銀行設立。28

2-1 呉郵便局および呉電信局を合併し，呉郵便電信局設置〔逓信省告示 16〕。

2-6 天然痘流行につき臨時種痘施行規則を制定〔県令甲 11〕。

2-11 旧広島藩士族臨時総会を開催し，旧広島藩士族授産所定款を定め，旧広島藩士族授産所規則を廃止。211

2-15 住友銀行広島支店開設。28

2-27 ハワイで日本人の移民上陸拒否問題おこる。その後上陸拒否続出（～4-）。

2- 広島医会に簡易医学校設立を決議し，有志経営の私立医学校の所有物一切を引き継ぐ。846

3-6 衆議院，岡山県広島県境界変更・広島県郡界変更法律案を否決。328

3-15 陸軍中央糧秣廠宇品支廠設置。4-1 開庁〔陸軍省達 21〕。’02-2-1 陸軍糧秣廠宇品支廠と改称〔陸軍省達 13〕。

4-1 尾道電燈株式会社設立。29

4-1 住友銀行呉出張店開設。’01-9-1 支店に昇格。28

4-1 広島県広島尋常中学校を広島県第一尋常中学校，広島県福山尋常中学校を広島県第二尋常中学校と改称〔告示甲 29〕。

4-1 世羅郡甲山村多田みち子，私立裁縫所を設立（のち甲山高女）。152

4-7 折田平内，滋賀県知事に転じ，浅田徳則（前新潟県知事），県知事に就任。9

4-12 重要輸出品同業組合法公布。

4-24 広島経済会第 1 回例会開催〔芸日 4.27〕。

4-27 山県・世羅・沼隈 3 郡独立し，それぞれ都谷村・甲山村・松永村に郡役所を設置〔県告示甲 41〕。

4-28 府中・三原・広島各葉煙草専売所設置〔勅令 121〕。’99-5-1 府中・三原各専売支局と改称（広島は廃止）〔勅令 170〕。’02-11-5 府中専売支局に統合〔勅令 237〕。

4- 大阪商船神戸～基隆線開航し，宇品に寄港。48

4- 沼隈郡鞆町に金光教の鞆仮教所設置。’00-6-鞆教会所と改称。154

5-1 沼田・高宮・山県 3 郡の連合から山県郡を，深津・沼隈・安那 3 郡の連合から沼隈郡を独立させ，御調・世羅両郡の連合を解き，それぞれに郡長を配置〔勅令 105〕。

- 5- 1 山陽鉄道，宇品線を陸軍省より借り受けて改築工事を完成し，運輸営業を開始。26
- 5- 1 大阪商船宇品～三津浜線開航。640
- 5- 1 豊田郡町村組合立豊田尋常中学校，忠海町に設置（のち県立四中）。991
- 5- 5 私立翠栄舎新築校舎落成し記念式挙行（現増川高校）。1016
- 5- 7 第6回全国商業会議所連合会，広島市で開催。673
- 5-13 広島水力電気株式会社創業総会を東京で開催。7-17 設立免許状を受ける。634
- 5-25 海軍造兵廠条例公布され，仮呉兵器製造所を呉海軍造兵廠に改組〔勅令151〕。
- 5-27 安芸郡私立教育会発会式挙行。53
- 5- 広島県花筵業組合設立。検査規則を制定し，検査を開始。33
- 6- 5 芦田郡出口村・甲奴郡上下村に町制施行〔告示甲79〕。
- 6-10 第2回貴族院多額納税者議員選挙執行。橋本吉兵衛当選。53
- 6-16 米・ハワイ併合条約調印。
- 6-25 佐伯貯蓄銀行設立，'00-9-1 八田貯蓄銀行と改称。'18-5-14 八頭銀行と改称し鳥取市に移転。28
- 6-28 大竹貯蓄銀行設立。'18-9-11 高陽貯蓄銀行と改称し高知市に移転。28
- 6- 世羅郡私立教育会創立。152
- 7- 1 第六十六国立銀行，第六十六銀行として開業。尾道町に本店，広島市塚本町，福山町に支店を置く。資本金100万円。28
- 7- 2 神石郡上野村・花済村・近田村・李村を合併し，仙養村設置〔告示甲102〕。
- 7- 2 神石郡上豊松村・下豊松村・有木村・中平村・笹尾村を合併し，豊松村設置〔告示甲102〕。
- 7- 4 労働組合期成会結成。
- 7-11 同進社臨時総会を開き，資産を清算・分配して解散することを決議。211
- 7-12 臨時県会開会（～18）。12
- 7-28 山陽鉄道，広島に運輸事務所を設置。26
- 7- 朝日紡績株式会社能美分工場，佐伯郡大柿町に設立。405
- 8- 1 広島県職工学校設置（現県立広島工業高校）〔告示甲120〕。
- 8- 3 歩兵第42聯隊，山口に転営のため広島を出発。96
- 8- 7 豊田貯蓄銀行設立。'01-7-18 豊田銀行設立により12-31解散。28
- 8-20 金尾稜敵ら進歩党员により芸備同志倶楽部結成〔芸日8.22〕。
- 8-25 県界非変更県民有志大会，広島市豊屋町笹置座で開催。運動費剰余金不当処分問題で委員の不信任を決議〔芸日8.26〕。
- 8-29 広島医学会成立。'99-5-芸備医学会に吸収。846
- 9- 1 広島陸軍地方幼年学校，旧仮議事堂を仮校舎として開校〔芸日'98.4.26〕。
- 9-15 宇都宮黙霖没（74歳）。86
- 9-25 山陽鉄道広島～徳山間開通。26
- 10- 8 海軍造船廠条例（9-24公布）により，呉鎮守府造船部を呉海軍造船廠に改組〔勅令320〕。
- 10-12 広島県第三尋常中学校，三次郡八次村に設置〔告示甲163〕。'98-4-20 開校（現三次高校）。1218
- 10-14 広島県農工銀行設立委員を任命〔告示甲165〕。
- 10-27 呉造船廠で軍艦宮古の進水式挙行。453
- 10-27 尾道市医会発会式挙行。133
- 10-30 修学旅行中の第二尋常中学生徒，岡山の興讓館生徒と乱闘〔中国12.7〕。
- 10- 芸備協会設立〔芸日'98.2.16〕。
- 10- 呉日本キリスト教会設立。52
- 11- 1 臨時陸軍運輸通信部宇品支部廃止され，台湾陸軍補給廠運輸部宇品支部設置〔勅令307・315〕。

- 11-9 呉要塞砲兵聯隊第1大隊、広島に新設。45
- 11-15 広島電燈の職工9人、賃上げ要求を拒否されストライキ。7人解雇される。41
- 11-20 通常県会開会（～12-26）。第二尋常中学校の校紀肅正、尾道に県立商業学校設置、県会を誹毀侮辱のかどで芸備日日新聞・中国新聞・広島新聞の告訴を建議。12
- 11-27 油木・福永・稲草・竹原・吉田各葉煙草専売支署設置〔大蔵省令21〕。
- 12-10 広島市で全国移民会社大会開催（～11）。全国移民取扱人同盟規約を決定〔中国12.16〕。
- 12-11 西原銀行設立。’26-2-1 第一合同銀行に合併し解散。28
- 12-12 尾道電燈開業（汽力25kw 直流発電機2台）。29
- 12-13 第二尋常中学校長、対興讓館事件につき生徒に訓戒。12-15 生徒、校長の処分を不服として同盟休校〔中国12.17〕。
- 12-16 福山警察署、第二尋常中学生徒の集會に解散を命ずる〔中国12.17〕。
- 12-22 鞆貯蓄銀行設立。’22-1-1 山岡銀行と改称。28
- 12-28 済生社の私立福山病院開院式挙る。846
- 12-28 厳島神社の平家納経を国宝（甲種1等）に指定〔内務省告示88〕。
- 12- 福山の開業医、清潔な飲料水供給のため福山澆水会を設立〔中国12.16〕。
- この年、虫害は近年稀有の惨状を呈し、稲米の収穫25万石を減ずる〔芸日’98.4.9〕。
- この年、沼田郡楠木村の田村雅一、農商務省からドイツ製研磨穴あけ機の払下げをうけ、メリケン針の国産化に着手。169
- この年度、神石郡畜牛改良組合に県費をもって800円を補助。郡産牛馬組合補助の嚆矢。34

1898 明治31 戊戌

- 1-12 第3次伊藤博文内閣成立。
- 1-18 広島市、県知事の訓令にもとづき小学校男女児童の教室を区別。45
- 1-19 在ハワイ広島県人、広島県人互救会発起人会を開催〔芸日2.10〕。
- 1- 熊平商店設立。28
- 1- 広島市会、比治山および江波山の貸下げを得て市の公園とすることを決議〔芸日6.15〕。
- 2-10 世羅郡甲山村、奴可郡東城村、山県郡加計村に町制施行〔告示甲34〕。
- 2-22 臨時県会開会（～27）。12
- 2-28 臨時県会開会（同日閉会）。12
- 2- 義田財団、財団法人として認可される。825
- 3-3 広島市会、元広島県知事千田貞暁に金3000円を贈呈することを議決。339
- 3-15 第5回衆議院議員総選挙執行。佐々木高栄・小田貫一・松井将壮（以上自由党）・金尾稜巖・山蔭静夫（以上進歩党）・和田彦次郎（国民協会）・麦田幸三郎（山下倶楽部）・渡辺又三郎・脇栄太郎・井上角五郎（以上無所属）当選。327
- 3-15 衛生組合規則制定〔県令甲14〕。
- 3-19 県庁内に広島県蚕種検査所を、広島・可部・西条・福山・三次・庄原に蚕種検査所を設置〔告示甲65〕。
- 3-30 高田郡船佐村で村会議員半数改選に際し、南部村民による南部北部分離運動おこる〔芸日4.12〕。
- 4-1 広島銀行に広島県本金庫の取扱いを委嘱。28
- 4-1 御調郡尾道町に市制施行〔内務省告示11〕。
- 4-1 広島県尋常師範学校、広島県師範学校と改称。女子部をふたたび設置。44
- 4-2 三次郡原村で窮民数百名集合し協議。このころ三次町でも貧民集合し、米価騰貴につき米穀の輸出禁止を発起〔芸日4.5〕。
- 4-4 広島米綿取引所構内で30人内外騒擾〔芸日4.6〕。
- 4-7 県会議員半数改選38名の当選を告示〔告示甲77〕。
- 4-9 高田郡吉田町の財産家・有志者・米商人ら、救済会を開催。道路修繕工事を起こし窮民に賃銭を得させることなどの救助法を決議〔芸日4.21〕。

- 4-15 村上銀行設立。'17-1-27 営業権を譲渡し毛利銀行（熊本県）として発足。28
- 4-20 芦品銀行設立。28
- 4-21 広島医学会，第1回総会を広島市春和園で開催〔芸日 4. 24〕。
- 4-22 市町村立学校医規則制定〔訓令甲 37〕。
- 4-23 山陽鉄道会社の各機関庫（糸崎・広島を含む）の運転手・火夫・掃除夫ら，同盟し，給料増額を会社側に要求。-24 会社側，要求をいれ解決〔芸日 4. 24, 26〕。
- 4-24 臨時県会開会（～30）。山内吉郎兵衛（恵蘇郡），第15代議長に当選。12
- 4-24 府中葉煙草専売所開庁式挙行〔芸日 4. 27〕。
- 4-24 広島陸軍地方幼年学校開校式挙行〔芸日 4. 26〕。
- 4-25 山陽郡川迫村で，3字民（中山・舞綱・蔵迫）総集会を開催。川戸と他の3字との村内分離期成同盟を結成〔芸日 5. 11〕。
- 4-28 佐伯郡玖波村で大火。焼失54戸〔芸日 4. 29〕。
- 4-28 比婆郡教育会創立総会開催（～29）。159
- 4- 早速整爾ら，県会刷新を掲げ十六人団体を結成〔芸日 5. 1〕。
- 4- 朝日紡績能美工場，三井物産会社の管理に移る。8-1 山本紡績所と改称。625
- 4- 高田郡栗屋村の村長・役場吏員・各組長，3月以降の米価騰貴により困窮する貧民に対する救助金を募集〔芸日 5. 2〕。
- 5- 1 林公平らにより広島音楽会を設立し，開業式を挙行〔芸日 5. 2〕。
- 5- 2 臨時県会開会（～8）。12
- 5- 3 賀茂郡阿賀村に町制施行〔告示甲 79〕。
- 5- 5 世羅銀行設立。28
- 5- 6 尾道郵便電信局で，集配人・通信書記ら17人，靴料・宿直料減額に反対しストライキ〔芸日 5. 10〕。
- 5- 7 御調郡三原町長・貢村長ら，糸崎港貿易開港指定を大蔵大臣に請願。'99-2-25，7-27にも。539
- 5- 8 広島市小町国泰寺で豊公300年祭挙行〔芸日 5. 10〕。
- 5-10 豊田郡東野村ほか13か村組合立芸陽海員学校開校式挙行。'99-5-17 芸陽商船学校と改称。967
- 5-12 広島市東紙屋町メソヂスト教会でキリスト教演説会を開催（～15）〔芸日 5. 12〕。
- 5-14 浅田徳則，神奈川県知事に転じ，岩村高俊（前福岡県知事），県知事に就任。9
- 5-19 広島商業会議所，営業税全廃意見開申書を内閣総理大臣に提出。8
- 5-29 広島県農工銀行創業総会，広島市西寺町仏護寺で開催〔芸日 5. 31〕。
- 5-29 広島県地主大会，広島市西寺町円龍寺で開催。地価修正の後でなければ地租率の増加には絶対反対することを決議〔芸日 5. 31〕。
- 5- 『山陽日日新聞』創刊。133
- 5- 広島駅内外の運送店10余人，駅の荷物主任の排斥運動をおこす〔芸日 5. 17〕。
- 6-10 自由・進歩両党，提携して地租増徴案を否決，衆議院解散。
- 6-17 広島県下郡廃置法律公布〔法律 8〕。
- 6-22 自由・進歩両党合同し，憲政党結成。
- 6-30 第1次大隈重信内閣成立。
- 6- 『黄陽新聞』（尾道市土堂町）創刊。133
- 7- 8 賀茂郡造賀村で開催の真宗・日蓮宗問答演説会，両宗派對立し解散を命ぜられる〔中国 7. 10〕。
- 7- 9 奴可郡西城村に町制施行〔告示甲 143〕。
- 7-17 憲政党広島支部，県会議事堂で発会式挙行〔芸日 7. 19〕。
- 7-20 歩兵第21聯隊，浜田へ転営のため広島を出発。448
- 7-22 広島藍商同業組合創立総会，広島市西寺町光円寺で開催〔芸日 7. 23〕。
- 7-24 日本弘道会広島支会発会式，広島市小町国泰寺で挙行〔芸日 7. 26〕。

- 7-28 岩村高俊，退任し，服部一三（前岩手県知事），県知事に就任。9
- 7- 勸農合資会社（農事に関する資金貸付），深安郡森脇村で開業。427
- 8- 1 山陽鉄道，1日2往復の急行列車を運転。神戸で官設急行列車に，徳山で徳山～門司間直航汽船に接続。26
- 8- 1 尾道簡易商業学校，県へ移管され，広島県商業学校と改称（現尾道商業高校）〔告示甲137〕。
- 8- 3 10月1日より新置する郡役所の位置を深安郡は福山町，芦品郡は府中町，双三郡は三次町，比婆郡は庄原村，安佐郡は可部町と定める〔告示甲154〕。
- 8-10 第6回衆議院議員総選挙執行。串本康三・小田貫一・内藤守三・望月圭介・井上角五郎・山内吉郎兵衛（以上憲政党）・和田彦次郎（国民協会）・宮原幸三郎・金尾稜巖・花井卓蔵（以上無所属）当選。327
- 8-16 杉山新十郎，尾道市長に就任。133
- 8-21 高宮郡地主総代一同，可部町正円寺で地価修正同盟規約書を議定〔芸日8.23〕。
- 8-25 安芸郡牛田村水源地で広島軍用水道通水式挙行〔芸日8.26〕。
- 8-27 呉両城の高須鐘詰工場，開業式挙行〔芸日8.30〕。
- 8-31 臨時広島軍用水道布設部官制廃止され，広島軍用水道水源地を広島市に引渡す〔勅令199〕。
- 8- 広島観栄合資会社（燐寸製造），広島市天満町に設立。682
- 8- 比治山・江波山を広島市の公園とする。47
- 9-19 県会議事堂で内海関係府県水産集談会を開催〔芸日9.20〕。
- 9-21 広島県花筵同業組合設置認可〔告示175〕。
- 9-25 府県制施行後初の県議員選挙執行。定員市部12名・郡部38名。12
- 9-26 芦品・神石・甲奴3郡に郡長1人を置く。10-1施行〔勅令219〕。
- 9- 広島市助産婦看護婦養成所設置。846
- 9- 高楠順次郎，『梵文学教科書』を刊行。'44年文化勲賞受賞。83
- 10- 1 広島県下郡廃置法律施行。深津郡・安那郡を廃し深安郡を，芦田郡・品治郡を廃し芦品郡を，三次郡・三谷郡を廃し双三郡を，奴可郡・三上郡・恵蘇郡を廃し比婆郡を，沼田郡・高宮郡を廃し安佐郡をそれぞれ設置〔法律8〕。
- 10- 1 比婆郡庄原村に町制施行〔告示甲182〕。
- 10- 1 安芸郡牛田村不動院で豊太閤300年祭挙行（～3）。96
- 10-14 福山米綿株式会社取引所，解散を議決〔芸日10.26〕。
- 10-15 府中倶楽部，安芸郡府中村で発会式挙行〔芸日10.19〕。
- 10-16 広島市小町憲政党広島支部で弁護士有志，広島控訴院廃合反対協議会を開催〔芸日10.19〕。
- 10-16 広島県蚕糸業大会，福山町公園葦陽館で開催〔芸日10.19〕。
- 10-29 憲政党分裂。旧自由党系，新たに憲政党を結成。
- 10-30 広島県酒造組合創立総会，県会議事堂で開催。県内の同業者429戸のうち320戸を代表する63人が来会〔芸日11.1〕。593
- 10-31 広島商業会議所，内閣総理大臣へ市街宅地租増徴に対し意見開申書を提出。8
- 10- 芦品郡府中町で17戸の煙草製造業者，収益減のため職工賃を3～4割減額，数百の職工，ストライキ〔芸日10.14〕。
- 10- 深安郡福山町に三整社設立。貧民救助を行う。822
- 11- 1 台湾陸軍補給廠運輸部宇品支部，台湾陸軍補給廠宇品支廠と改称〔勅令246〕。'02-2-1本廠に昇格〔勅令22〕。
- 11- 3 旧進歩党系，憲政本党結成。
- 11- 5 旧進歩党系，憲政党広島支部を解散し，憲政本党広島支部を結成〔芸日11.8〕。
- 11- 8 第2次山県有朋内閣成立。
- 11- 8 第1回広島地方森林会，広島県庁で開催〔芸日11.9〕。

11-12 講会取締規則制定。頼母子講・無尽講，その他類似の講会組織に際し，管轄警察官署の認可を命ずる〔**県令甲 64**〕。

11-14 通常県会開会（～12-20）。米田武八郎（三谿郡），第 16 代議長に当選。県立農学校設立を建議。12

11-23 憲政本党広島県支部大会，広島市真菰春和園で開催。160 余人来会〔**芸日 11. 25**〕。

11-23 賀茂郡私立衛生会発会式，西条町教善寺で挙行。会員 700 余人のうち 370 余人来会〔**芸日 11. 27**〕。

11-24 土生船渠合資会社，御調郡土生村に設立。630

11-29 尾道商業会議所，衆議院議員選挙法を改正し市制施行地を独立選挙区とするよう内閣総理大臣に建議。8

11-30 日本海員掖済会，組織拡張を期し広島市材木町誓願寺で演説会を開催〔**芸日 12. 2**〕。

12- 7 広島市偕行社内東京大阪合併相撲を行う。各団体の参観者 6000 余人（～8）〔**芸日 12. 10**〕。

12-11 憲政党広島県支部常議員会で地租増徴反対同盟会の組織を決議〔**芸日 12. 13**〕。

12-13 地租増徴反対同盟有志会，広島市水主町公園で開催〔**芸日 12. 15**〕。

12-13 三原銀行設立。28

12-14 呉造船廠第 2 船渠開渠式挙行。453

12-18 大社両山鉄道株式会社，臨時株主総会で任意解散を決議〔**芸日 '99. 3. 9**〕。

12-18 地租増徴反対地価修正期成同盟大会，広島市水主町公園内で開催。各郡市大地主ら 500 余人参会〔**芸日 12. 20**〕。

12-20 高田郡地主大会，吉田町浄国寺で開催。地租増徴反対・地価修正を決議〔**芸日 12. 25**〕。

12-21 臨時県会開会（～27）。12

12-23 広島実業青年会，広島商業会議所で創立発起会を開催〔**芸日 12. 25**〕。'98-2-10 発会式。

12-23 山県郡の地主 500 余人，本地村に会し，増租案に賛成した県選出代議士を糾弾〔**芸日 12. 29**〕。

12-23 賀茂郡中黒瀬村の地主，西福寺に会し，地価修正・地租増徴反対を決議〔**芸日 12. 24**〕。

12-28 服部一三，長崎県知事に転じ，江木千之（前愛知県知事），県知事に就任。9

12-28 東城銀行設立。28

この年，天理教尾道支教会の大浜兼七，竹原町に竹原布教所を設置。892

1899 明治 32 己亥

1- 1 広島市水道給水開始。548

1-13 憲政本党遊説員大井憲太郎・竹内正志・関博直を迎え広島市中島集散場胡子座で演説会・減租同盟大会を開催。聴衆 1600 人。このころ県内十数か所で開催〔**芸日 1. 15**〕。

1-14 高野一步・串本康三ら，憲政党広島県支部結成を届け出る。10

1-16 実業会中央本部監督前田正名の実業談話会を広島市春和園で開催〔**芸日 1. 17**〕。

1-23 憲政本党遊説員一行，尾道市偕楽座で政談演説会を開催。-24 深安郡福山町大黒座でも〔**芸日 1. 27**〕。

1-29 広島商業会議所（会頭桐原恒三郎），家屋税法案・醤油増税法案・動産抵当銀行設立・燐寸輸出奨励などにつき，内閣総理大臣に意見書を提出。8

1-31 仁方貯蓄銀行設立。'21-5-28 仁方銀行と改称。28

1-31 『広島衛生医事月報』（広島市猫屋町）創刊。852

2- 1 『広島臨戦地日誌』刊行。455

2-10 賀茂郡竹原町頼俊直ら 23 人，教育基金設置に関する建白書を総理大臣に提出。8

2-16 広島県花菫業組合を改組した広島県花菫同業組合（事務所沼隈郡松永町に設置）設立認可。415

- 2-20 広島市天神町清岸寺で古書画古器物展覧会を開催（～28）〔芸日 2. 22〕。
- 2-20 日本美術院の美術展覧会，広島市材木町誓願寺で開催（～3-3）〔芸日 2. 22〕。
- 2-22 日本美術院評議員長岡倉覚三一行の美術講話会，広島市小町国泰寺で開催〔芸日 2. 24〕。
- 2-28 田部銀行設立。’13-8-1 比婆銀行に継承。28
- 2- 西備教育会設立〔中国 ’01. 11. 23〕。
- 3- 2 広島市役所で日本美術院広島支部設立準備会開催〔芸日 3. 1〕。
- 3- 4 東京火災広島支店，広島市大手町に開設。県内初の火災保険会社支店。615
- 3- 5 憲政本党広島県支部，幹事会を開催し，第六高等学校を広島に設置するよう運動することを決議〔芸日 3. 7〕。
- 3-19 広島水力電気が発電所竣工（250kw 発電機 3 台）。呉へ送電。中国地方最初の営業用水力発電所。わが国最初の 11kv 特別高压送電。4-18 使用認可。29
- 3-28 西本清兵衛，広島市豊屋町笹置座を買収し改築して寿座と改める。1082
- 3- 鉄工組合呉支部，料理店東京館で発会式挙。呉工廠の工員ら会員 50 人，県内初の自主的労働組合。694
- 3- 山東省で義和団蜂起。
- 3- 谷口房蔵，山本紡績所を買収。625
- 4- 1 広島県実業会，県庁で幹事長・幹事等の役員を選定し，規約を議定〔芸日 4. 6〕。
- 4- 1 広島県第一（～三）尋常中学校，広島県第一（～三）中学校と改称。959
- 4- 5 厳島神社本社，同大鳥居ほか 4 件を特別保護建造物に指定〔内務省告示 45〕。
- 4-12 広島県職工学校生徒ストライキ〔芸日 4. 14〕。
- 4-15 広島市仏護寺で広島育児院設立有志大会を開催。広島育児院規則を議定〔芸日 4. 18〕。
- 4-21 広島商業会議所，総会を開き，市立商業学校設置を建議〔芸日 4. 23〕。
- 4-22 広島市内の仏教青年団体合同による広島仏教同盟会の設立を協議〔芸日 4. 11〕。
- 5- 1 芦品・神石・甲奴 3 郡の連合を解き，それぞれに郡長を配置〔勅令 182〕。府中町・油木村・上下町にそれぞれ郡役所を設置〔告示甲 62〕。
- 5- 1 北村藤三郎，広島孤児院を広島市大須賀町に設立〔芸日 ’07. 6. 23〕。
- 5- 6 福山町で腸チフスが流行し，-22 午前までに患者 63 人に達する。各都市にも波及〔芸日 5. 23〕。
- 5-13 広島県害虫調査所，広島県師範学校附属農業場に仮設。48
- 5-15 広島水力電気開業。呉地区に供給開始。29
- 5-13 松田正久を迎え憲政党広島支部発会式を広島市春和園で挙。10
- 5-25 山陽鉄道，急行列車に食堂車を連結（列車食堂の最初）。客車に電灯設置。26
- 5- 広島医学会，芸備医学会に吸収される。846
- 6- 6 広島市春和園で新党（帝国党）組織有志懇親会を開催。10
- 6- 7 鎮守府艦隊条例公布。
- 6-10 本派本願寺，全国篤信の信徒中から名望資産家 70 人を招請し，大日本仏教慈善会の創立会を開催。県内より 3 人出席。887
- 6-11 広島市春和園で伊藤侯爵歓迎会開催。272 人来会〔芸日 6. 13〕。
- 6-11 広島西練兵場で自転車競走会開催。30
- 6-12 広島水力電気，広発電所～広島間の送電線（11kv，26km）使用認可される。29
- 6-16 糸崎海務署設置〔通信省告示 176〕。
- 6-17 広島市堺町勸商場開業式挙（～18）〔芸日 6. 20〕。
- 6-18 広島県北部 5 郡教員大会，高田郡役所議事堂で開催。947
- 6-19 新政党遊説員佐々友房，来広〔芸日 6. 21〕。
- 6-20 『真宗日報』創刊〔芸日 6. 21〕。
- 6-21 広島県，東京府等 6 府県とともにひきつづき三部制施行府県に指定される〔内務省令 25〕。

- 6-21 大日本武徳会広島支部演武会，広島市中島集産場胡子座で開催。参会者 1000 余人〔芸日 6. 23〕。
- 6-26 崇徳教社，財団法人として認可される〔芸日 7. 9〕。
- 7- 1 改正府県制（3-16 公布）施行。県会議員の複選制を廃し，直接選挙とする。
- 7- 1 広島県に府県制・郡制を施行。8
- 7- 1 第六十六銀行府中支店設置。28
- 7- 4 国民協会解散し，-5 帝国党結成。
- 7-5 崇徳教社，広島市寺町正善坊に広島育児院，国泰寺村に広島保護院・広島感化院を創立。'01- 7-4 大日本仏教慈善会財団に移管。822
- 7-16 琢玉会と広島県友会が合併し，広島県友会広島部会と改称。8- 6 発会式〔芸日 7. 18〕。
- 7-17 ドイツ皇弟ハインリヒ来広〔芸日 7. 19〕。
- 7-22 高田郡矯風会発会。148
- 7-25 帝国党広島支部創立会開催。支部創立事務所規約および支部創立委員を選任。10
- 7-26 前代議士前田莞爾らにより尾道同志会の発会式举行〔芸日 7. 27〕。
- 8- 1 尾道市西国寺木造釈迦如来立像・同木造薬師如来立像・浄土寺木造十一面観音立像・光明寺木造千手観音立像・沼隈郡草戸村明王院木造十一面観音立像・安芸郡牛田村不動院銅製梵鐘および厳島神社の絵画・書蹟・彫刻・美術工芸 35 点（大願寺 4 点・光明院 2 点を含む）を国宝に指定〔内務省告示 88〕。
- 8- 1 廿日市英語研究会，廿日市高等小学校で開催（～26）。123 人参加〔芸日 8. 4〕。
- 8-11 要塞地帯法にもとづき呉要塞地帯・芸予要塞地帯（豊田郡忠海町および愛媛県越智郡波止浜村周辺）指定。区域内における測量・撮影・漁業等を禁止・制限〔陸軍省海軍省告示・陸軍省告示 7〕。
- 8-28 佐伯郡，米国入国検査の結果上陸拒絶通告をうける出稼者続出のため内務部長の指示により，渡航移民上陸の注意・心得を各町村に通牒。821
- 8- 郡市長会，耕地整理施行調査委員会の設置等を協定。31
- 8- 佐竹機械製作所，賀茂郡寺西村に設立。407
- 9- 1 広島貿易会社創業総会，広島市天神町明暉楼で開催〔芸日 9. 3〕。
- 9- 5 備後銀行設立。28
- 9-12 芸予要塞砲兵大隊第一中隊，宇品を出発し，忠海新営舎へ移転〔芸日 9. 13〕。
- 9-21 燧洋漁業事件調停成立，広島県民の漁業権保障される〔芸日 9. 22〕。
- 9-21 広島市寿座で，米西戦争活動写真を上映（～25）。連日 1400 余人の軍人来覧〔芸日 9. 23〕。
- 9-26 村役場の不正の追求をうけ役場吏員総辞職の賀茂郡中黒瀬村で，村民 150 人，村会議員の総辞職を求めて同郡役所におしかける〔芸日 9. 29〕。
- 10- 2 呉日本基督教会，安芸郡和庄町に設立許可。51
- 10- 8 県下銀行業者大会開催。出席者 56 人〔芸日 10. 10〕。
- 10-14 臨時県会開会（～20）。府県制施行後初の県会・市部会・郡部会の正副議長・名誉職参事会員を選定。会議規則・傍聴人取締規則を議決。松井将壮（世羅郡），第 17 代議長に当選。12
- 10-18 広島商業会議所，宇品港の開港場指定を要望する意見書を内閣総理大臣に提出。8
- 10-25 皇太子，第 5 師団・呉鎮守府・海軍兵学校・厳島など県内行啓（～31）〔芸日 10. 26～11. 1〕。
- 10-25 和庄町本町通に，呉勸商株式会社を新築し開業式を举行。勸商場の店舗 92 軒〔芸日 10. 28〕。
- 11- 1 呉商業銀行設立。'06-9-15 呉銀行と改称。28
- 11- 2 広島市立広島商業学校設置認可。'00-4-1 開校（現県立広島商業高校）。978
- 11- 3 芸備青年会結成。事務所を東京早稲田専門学校内に設置〔芸日 11. 18〕。
- 11- 5 憲政本党広島支部総会および減租同盟大会，広島市天神町明暉楼で開催。10

- 11-5 内海貯蓄銀行設立。'07-6-16 賀茂銀行に譲渡し解散。28
 - 11-11 職工募集取締規程制定。雇主の承諾をえずその被雇者を募集することを禁ずる〔県令甲 52〕。
 - 11-21 臨時県会開会（～27）。12
 - 11-26 福山商工会創立総会，福山町家納芳太郎方で開催。685
 - 11-28 通常県会開会（～12-27）。市部会で宇品港を開場港とする意見書を，郡部会で鞆公園・厳島公園拡張に関する意見書を可決。12
 - 11-28 尾道商業会議所，一円金券を発行するよう内閣総理大臣に建議。8
 - 11- 義倉，財団法人として認可される。822
 - 12-3 宇品開港期成同盟会，広島市天神町明暉楼で開催〔芸日 12.5〕。
 - 12-6 広島市会，宇品開港請願を満場一致で可決〔芸日 12.7〕。
 - 12-14 宇品開港期成同盟会，広島市尾長村極楽寺で開催〔12.15〕。
 - 12-15 広島水力電気，広島市で電力供給開始（精米用 5 馬力）。29
 - 12-17 日本海員掖済会呉支部発会式挙行〔芸日 12.19〕。
 - 12-20 在広イギリス人宣教師ウィリアムズら発企の軍人読書館開設にあたり，歩兵第 41 聯隊長，部下の出入りを禁止〔芸日 12.28〕。
 - 12-27 加計銀行設立。'26-2-1 芸備銀行に譲渡し解散。28
 - 12-27 尾道市土堂町に金光教土堂小教会所設置。132
 - 12-28 糸崎港を開港に指定。'00-6-1 施行〔勅令 460〕。
 - 12- 山本滝之助，日本新聞社後援のもとに日本青年会組織。789
- この年，広島に自動自転車ピアス号登場。48

1900 明治 33 庚子

- 1-9 宇品開港期成同盟会，広島市河原町で第 2 回大会開催〔芸日 1.11〕。
- 1-12 深安・芦品・沼隈 3 郡の郡長・県会議員・町村長ら，福山桶屋町で集会し，芦田川改修につき県庁に陳情することを決定〔芸日 1.16〕。
- 1-15 臨時県会開会（～20）。前年の通常県会で未議了の明治 33 年度予算等を議決。12
- 1-15 広島病院，新築落成し移転。853
- 1-23 金穀貸付共同成章株式会社解散。28
- 1-25 大本銀行開業。'14-8-宮崎県に移転。28
- 1- 賀茂郡町村長会同，町村制改正の建白書を内務大臣・貴衆両院議長へ提出〔中国 3.21～28〕。
- 1- 岡田俊太郎，広島市上流川町の自宅の梅下書屋を図書館として一般に開放。'01-4-広島図書館と改称。49
- 2-2 宇品開港期成同盟会宇品支部発会式挙行〔芸日 2.3〕。
- 2-2 佐伯郡大柿村宇大原仏教青年会発会式を明慶寺で挙行。優待者 60 人，会員 200 人，聴衆約 2000 余人〔芸日 2.6〕。
- 2-13 広島県農事試験場設立認可。487
- 2-15 宇品港開港に関する建議案，衆議院で可決〔芸日 2.16〕。
- 2-17 宇品開港期成同盟会大演説会開催〔芸日 2.17〕。
- 2-18 広島市宇品町の各汽船問屋，松川楼で総会開催。汽船同盟解散を決定〔芸日 2.20〕。
- 2-24 忠海共和会，豊田郡忠海町で発会式挙行。来会者 86 人〔芸日 3.2〕。
- 2-26 山本紡績所，大阪合同紡績株式会社能美工場となる。649
- 2-26 広島電燈，広島水力電気から受電契約締結。'01-6-1 受電開始。29
- 2- 広島市舟入遊廓総代鍋島秩ら 16 人，娼妓廃業に関し内務省令改正を求める請願書を内閣総理大臣に提出。8
- 3-3 沼隈郡松永村に町制施行〔告示甲 78〕。
- 3-7 重要物産同業組合法・産業組合法公布。

- 3-10 治安警察法公布。
- 3-22 広島市大手町に設置の警察倶楽部，開部式挙行〔芸日 3. 23〕。
- 3-22 吉田貯蓄銀行設立。'22-1-1 吉田実業銀行，'23-10-5 大江銀行と改称。
'24-11-22 解散。28
- 3-29 衆議院議員選挙法改正。選挙権を直接国税 10 円に引下げる。
- 3-30 従来の私設県農会を引継ぎ，法定県農会を設立。31
- 3-31 糸崎海務署木ノ江出張所設置〔逓信省告示 141〕。8-10 事務開始〔同 281〕。
- 4- 1 初の蚕業講習所長期講習を双三郡八次村で開講〔告示甲 77〕。
- 4- 1 進徳教校・博練教校，本山の学校条例更改にともない，広島仏教中学・備後仏教中学（'01-4-廃止）として発足。878
- 4- 1 豊田郡立豊田尋常中学校，県へ移管され，広島県立第四中学校と改称（現忠海高校）〔告示 56〕。991
- 4- 7 臨時県会開会（～13）。郡部会常設委員選挙を進歩派議員のみで行う。知事，取消しを命ずる〔芸日 4. 11〕。12
- 4- 7 中国移民合資会社（深安郡福山町），営業開始。818
- 4- 7 沼隈郡草戸村明王院本堂・安芸郡牛田村不動院金堂・佐伯郡巖島町巖島神社塔婆（五重塔）を特別保護建造物に指定〔内務省告示 31〕。
- 4- 7 私立御調郡教育会，御調郡私立小学校教員養成所を三原町に設立〔芸日 '02. 3. 16〕。
- 4- 8 山陽鉄道，急行列車に 1 等寝台車の使用を開始。寝台車の最初。26
- 4- 8 呉海軍造船廠の職工 360 余人，賃金問題の不満から職工見張所を破壊，放火〔芸日 4. 12〕。
- 4-15 広島実業銀行設立。'14-6-30 広島商業銀行に合併。28
- 4-28 比婆郡私立教育会設立〔中国 4. 17〕。
- 4- 三原分署，三原警察署に昇格。21
- 4- 双三郡三次町尋常小学校に三次子守学校を付設。822
- 5-15 農商務省，比婆郡山内東村に七塚原種牛牧場を設置〔農商務省告示 38〕。'08-4-9 種畜牧場〔同 52〕，'16-4-6 畜産試験場中国支場と改称〔同 57〕。
- 5-24 臨時郡部会開会（～30）。4 月臨時郡部会で行なった常設委員選挙を違法として知事が召集したが，自由・進歩両派對立し，議決をみず閉会。12
- 5-29 金光教松永教会所，松永町東町に創立。154
- 5- 川原石に呉で初の魚市場開業。52
- 5- 沼隈郡松永町に天理教広沼支教会開設。154
- 5- 広島メソヂスト教会，エポーズ同盟会を組織。894
- 6- 1 糸崎港開港式挙行〔芸日 6. 2〕。
- 6- 1 糸崎税関支署設置〔勅令 54〕。
- 6- 1 広島手形交換所開業。
- 6- 1 広島医学講習所開設。854
- 6- 1 広島医学図書館設立発起人会開催。855
- 6- 9 臨時郡部会開会（～15）。5 月の臨時郡部会と同様，議決をみず閉会。12
- 6-15 閣議，清国に陸軍派遣を決定。
- 6-19 第 5 師団臨時派遣隊，北清事変のため宇品出港。-24 太沽着。447
- 6-26 北清事変のため第 5 師団各部隊に動員命令下る〔芸日 6. 28〕。447
- 7- 4 七塚原種牛牧場仮事務所を開設し，建築工事起工。12-17 落成。490
- 7- 6 県農会，東京獣医学校長神谷凱蔵を獣医教師に嘱託。31
- 7-13 第 5 師団司令部・歩兵 9 旅団司令部，宇品より清国へ出発〔芸日 7. 14〕。
- 7-13 広島実業青年会，例会で『広島之実業』創刊号を配付〔芸日 7. 15〕。
- 7-27 本派本願寺，義和団戦争にあたり臨時出張所を広島市大手町隆向寺に設置〔芸日 7. 27〕。

7-30 崇徳教社経営の育児院・保護院・感化院，大日本仏教慈善会財団に譲渡の契約成立。
881

7- 広島県，畜産専門技術員を設置。34

8- 2 広島市各町村総代人，在清兵士家族救護のため白神社で集会〔芸日 8. 3〕。

8-14 日本軍，各国連合軍とともに北京城内に進入。

8-15 双三貯蓄銀行設立。28

8-19 台風が瀬戸内海西部を北上し，安芸地方で大きな被害。広島市国泰寺新開堤防決潰し浸水，広島市南部，高潮により浸水。県内の死者 4 人，家屋全壊 84 戸，同流失 103 戸，同半壊 65 戸，同破損 1405 戸〔芸日 8. 21〕。42

8-30 渡辺又三郎，帝国党広島支部創立委員を召集し，新政党（立憲政友会）加入を勧誘。
10

8- 義和団戦争により，上旬までに広島市の舎営軍隊 1 万 3021 人，舎営戸数 1336 戸に達する〔芸日 8. 14〕。

8- この月ころ『興風会』（広島市，興風会本部）創刊。1230

9- 6 憲政党広島県支部臨時総会，全権委員を選出し，新政党（立憲政友会）に対する去就を一任。10

9- 7 帝国党员臨時大会，広島市中町妙慶院で開催。新政党（立憲政友会）に対する去就を協議し，現状維持を決議。その後立憲政友会結党により脱党者続出。10

9- 7 蚕業講習所短期講習を広島市および各郡 1，2 か所で開講することを定める〔告示甲 232〕。

9- 9 山県郡私立衛生会発会式举行〔芸日 9. 13〕。

9-15 立憲政友会結成。

9-17 立憲政友会に合流のため憲政党広島県支部解散。10

9-24 近衛篤磨ら，国民同盟会結成。

9-26 広島電話交換局設置〔通信省告示 349〕。架設予定数 150 個に対し，前日までの申込用紙請求者 400 人以上に達する〔芸日 9. 27〕。

9-28 福山新町の 1 娼妓，自由廃業を実行。広島県最初の自由廃業〔芸日 10. 2〕。

9- 賀茂郡志和村・安芸郡瀬野村の小作人，小作人同盟を結成〔芸日 9. 7〕。

10- 1 宮島渡航会社開業式举行〔芸日 9. 29〕。

10- 3 第 1 回中国 5 県聯合畜産共進会，島根県三瓶で開催（～9）〔告示甲 28〕。

10- 8 勤儉貯蓄銀行設立。28

10-13 県農会通常総会，農事試験場の設置，農学校設立などに関し建議。31

10-15 北清事変に出兵の第 5 師団の第 1 陣，広島に凱旋〔芸日 10. 16〕。

10-19 第 4 次伊藤博文内閣成立。

10-21 安芸貯蓄銀行設立。28

10-22 歩兵第 9 旅団臨時招魂祭執行。師団将校のほか遺族 200 余人，来賓 300 余人参列〔芸日 10. 23〕。

10-23 双三郡私立教育会発会式举行（～24）〔芸日 10. 27〕。

10- 広島県，稚蚕共同飼育奨励の方針を県農会に指示。'01 年度より補助金交付。35

11-10 葉煙草専売法により神石・甲奴両郡全域および 68 か町村を葉煙草耕作区域に指定〔勅令 396〕。

11-16 広島市参事会員 6 人，市会の議決を経ずに税率を定めた責任を取り辞表提出。のち伴市長・林助役も〔芸日 11. 17〕。

11-17 呉海軍鎮守府所属吉浦村宇池浜の火薬庫で爆発，作業員 7 人即死〔芸日 11. 20〕。

11-22 通常県会開会（～12-21）。高等師範学校設備継続年期短縮に関する内務大臣宛請願書を議決。尾道港湾費の県費支弁を建議。12

11-23 広島市の活版業者，職工争奪・価格競争防止のため組合設立の相談会を開き，規約を設定し，役員を選挙〔芸日 11. 25〕。

- 11-24 佐伯婦人会，廿日市高等小学校で発会式举行〔芸日 11. 22〕。
- 11-25 立憲政友会広島県支部発会式举行。旧憲政党のほか帝国党脱党者も多数参加。351
- 12- 1 日刊『呉新報』創刊。53
- 12- 1 『広島日報』、『真宗日報』を改題し発刊〔芸日 11. 30〕。
- 12- 4 農商務省塩業調査所松永試験場開場式举行〔芸日 12. 6〕。
- 12- 4 国民同盟会大演説会を広島市豊屋町寿座で開催。聴衆 2000 余人〔芸日 12. 5〕。
- 12- 5 広島市春和園で国民同盟会中四国聯合大会開催。清国保全を決議〔芸日 12. 5〕。
- 12- 8 安佐郡私立教育会発会式举行（～9）〔芸日 12. 12〕。
- 12-14 広貯蓄銀行設立。'22-1-1 広第一銀行と改称。28
- 12-24 広島県蚕糸会創立総会開催。36
- 12-25 安佐郡三篠村岸本伊太郎，牛舎および搾取場を新築し，開業式举行〔芸日 12. 27〕。
- この年，安芸郡海田市町の三宅惣次郎，神戸よりカトウバ種を導入し，ぶどう栽培を開始。
598
- この年，県内の娼妓自由廃業 37 人，合意廃業 152 人に達する〔芸日 '01. 1. 26〕。

1901 明治 34 辛丑

- 1- 2 土生船渠合資会社を改組し，因ノ島船渠株式会社設立〔芸日 1. 20〕。
- 1-20 ワシントン州シヤトル市の広島県人発起し，米国移住者救護のため，広島県人宏諒義会を設立〔芸日 4. 9〕。
- 1-27 大崎銀行設立。'14-9-13 大崎商業銀行に業務継承，'27-1-25 解散。28
- 1-28 広島市長伴資健，高等師範学校設置年限短縮につき内閣総理大臣に請願。8
- 1-30 備後新市織物株式会社，芦品郡新市村に設立〔芸日 2. 7〕。
- 2- 1 広島歯科医会，広島市内同業者により設立。851
- 2-10 広島電話交換局で電話開通式举行。-11 電話交換業務開始。加入数 179〔芸日 2. 13〕。
25
- 2-16 呉仏教青年会発会式，和庄町明法寺で举行〔芸日 2. 22〕。
- 2-24 愛国婦人会結成。
- 2-25 広島弁護士会有志，印紙法改正反対運動のため大手町栄亭で会合〔芸日 2. 27〕。
- 2-25 『商海の燈』（尾道市，天野橋立堂）創刊。1077
- 2- 広島市小網町貸座敷業瀬川政助ら 10 人，廃業娼妓取締法制定を総理大臣に請願。8
- 2- 工業団体同盟会会長村松民太郎，呉海軍造兵廠に入廠。695
- 3- 3 広島ホテル発会式および広島倶楽部仮開会式，広島市大手町で举行〔芸日 3. 5〕。
- 3-11 海田市実業青年会発会式，海田市温保楼で举行〔芸日 3. 14〕。
- 3-27 尾道市浄土寺塔婆（多宝塔）を特別保護建造物に指定〔内務省告示 19〕。
- 3- 賀茂郡私立教育会設立。149
- 3- 『日本婦人新聞』（広島市河原町）創刊。1231
- 4- 1 県農会，郡農会補助金交付規則を制定し，郡農会の技術員設置補助を実施。郡農会技術員設置制度の濫觴。31
- 4- 1 広島市立広島商業学校，県に移管され，広島県広島商業学校と改称。広島県商業学校，広島県尾道商業学校と改称〔告示 87〕。978
- 4- 1 芸陽商船学校，県に移管され，広島県商船学校と改称〔告示 88〕。
- 4-11 広島県牛乳営業者大会を広島商業会議所で開催。広島県牛乳営業同盟会結成を決議〔芸日 4. 13〕。
- 4-16 賀茂郡西条町で松本学校開校式举行（現瀬戸内高校，広島市尾長町）〔芸日 4. 18〕。
- 4-26 広島実業青年会，政談演説会を広島市堺町栄座で開催。傍聴者 560 余人。以後市内各地で開催〔芸日 4. 28〕。
- 5- 1 山県郡川迫村に無限責任川迫村信用組合を設立。県内産業組合の嚆矢。563
- 5- 3 佐伯郡石内村の小作米減額をめぐる紛争で，地主，小作人の要求をいれ和睦懇親会を

開く〔中国 5. 7〕。

5-23 愛国婦人会主唱者奥村五百子来広。-24 広島高等女学校等で女子教育および愛国婦人会の主旨につき演説（～28）〔芸日 5. 26〕。

5-25 尾道慈善会，尾道市十四日町に設立。823

5-27 山陽鉄道，厚狭～馬関（現下関）間開通。京都～馬関間に直通列車運転開始。26

5-27 広島商業会議所，経済界救済につき内閣総理大臣に建言。8

5- 海田市～呉間の官設鉄道起工。26

6- 1 日彰館女学部，双三郡吉舎村に設置。959

6- 1 愛国婦人会広島県支部設立。796

6- 2 第1次桂太郎内閣成立。

6-12 師範学校をのぞく県立学校の名称を改正。学校名に「県立」の文字を冠し，第一～第四中学校はそれぞれ広島県立広島・福山・三次・志海各中学校となる〔告示 178〕。

6-20 真宗本派安芸教区有志僧侶による和同会，発会式を広島市寺町光円寺で挙（～26）〔芸日 6. 28〕。

6-22 三次製糸株式会社解散〔芸日 6. 30〕。

6- 備後船渠株式会社，御調郡三庄村に設立。’03-11-工場操業開始。428

7- 2 各郡勸業主任書記協議会，山県郡加計町で開催。県税支弁による耕地整理模範場設置上申を決議。31

7- 4 呉の白峰造船所で現場管理者への不満から紛議発生〔芸日 7. 10〕。

7-10 官祭招魂社，官祭広島招魂社と改称。873

7-12 北清事変に出兵の第5師団司令部，宇品に凱旋〔芸日 7. 13〕。

7-13 備後織物同業組合（深安郡）設立認可。415

7-13 北清事変戦死者忠魂碑を饒津公園に建設。447

7-13 厳島神社保存会設立認可〔芸日 7. 31〕。

7-20 広島県師範学校，広島市皆実村に移転〔告示 210〕。

7-30 中国牧畜合資会社設立。11-24 広島市竹屋村で開業式〔芸日 8. 7〕。

8- 2 佐伯郡厳島町宝山神社本殿（二重塔）を特別保護建造物に指定〔内務省告示 53〕。

8- 7 広島市真菰春和園で日本音楽会夏季演奏会開催。コントラバスとピアノを演奏〔芸日 8. 9〕。

8-15 厳島で凱旋祝賀会挙（芸日 8. 16〕。

8-29 戦艦三笠の水兵 189 人，待遇改善を要求して艦内に籠城（～9-2）。敗北し，軍法会議にかけられる。1232

10- 4 山県郡私立教育会発会式挙（中国 10. 10〕。

10-10 広島県水産試験場，御調郡三原町へ移（告示 243〕。11-11 落成式〔芸日 11. 13〕。

11-22 通常県会開（～12-18）。県立農学校設立要求に対し，知事，予算編成方針を説明し釈明。12

10-22 広島県私立教育会・広島県内各都市教育会により第1回広島県聯合教育会開催〔中国 10. 23〕。

11- 3 福井茂夫，女子に自活・自営の素養を教授することを目的に，関西自営女学校を設立し，開校式挙。1231

11-10 宇品湾で第1回広島ボート競漕会開催〔芸日 11. 10〕。

11-16 大日本武徳会広島支部，広島市小網町寿座で第1回演武会を開催〔芸日 11. 17〕。

11- 豊田郡大長村内 26 部落の組長発（柑橘共同出荷組織果物協進会）を設立。36

この年，野島国次郎，山県郡山廻村大暮に山県製鉄所を設立。167

1902 明治 35 壬寅

1- 1 広島県立広島高等女学校，広島市下中町に設置（現広島皆実高校）〔’01 告示 322〕。

1-21 安芸郡海田市町妙顕寺で大日本労働協会の労働問題大演説会開催。大井憲太郎ら演説

- [芸日 1.23]。-22 安村，-23 緑井村，-24 可部町でも [芸日 1.25]。
- 1-25 広島県実業学校派遣生規程制定 [告示 36]。
- 1-26 県知事，呉に赴き，和庄町および荘山田・宮原・吉浦の 3 村有志者 80 余人を召集し，演説。これを機に呉市制期成同盟会結成 [芸日 1.28]。51
- 1-26 明廿医会，会場落成式を挙る。848
- 1-30 日英同盟協約調印。
- 1- 甲奴郡甲奴村・矢野村・上下町で部落改善団体一心会結成。776
- 2-6 馬蹄銀分捕事件で，広島市の保田八十吉宅・長沼旅館本店を捜索。以後，軍人・商人の家宅捜索あいつぐ [芸日 2.8]。
- 2-11 呉の実業家により実業談話会を結成 [芸日 2.13]。
- 2-21 広島実業青年会，日英同盟の実業上への影響などにつき中島集産場胡子座で実業大演説会を開催 [芸日 2.23]。
- 2-22 双三郡三次町の庚子婦人会，法音寺で演説会を開催 [芸日 2.27]。
- 2-22 広島薬学会，広島市で発会式挙行 [芸日 2.23]。
- 2-24 中国紡績株式会社，不正手形の発行による 5 万余円費消事件で，元大阪支店長らを告訴 [芸日 2.28]。
- 2-26 私立日彰館中学校設置認可（私立中学日彰館を改称）[文部省告示 27]。
- 3-2 広島市官民合同日英同盟大祝賀会，水主町与楽園内で挙行。2000 人参加 [芸日 3.4]。
- 3-5 広島仏教中学，本派本願寺の学校条例（1-25）にもとづき廃校（3-31）となり，私立第四仏教中学設置。'02-3-20 本山直営となる。883
- 3-8 馬蹄銀事件，栗屋大佐らの審問はじまる [芸日 3.9]。
- 3-9 広島貿易会社，臨時総会で解散を決定 [芸日 3.11]。
- 3-25 商業会議所法公布。
- 4-1 安芸郡吉浦村を分割し，二川町設置 [告示 95]。
- 4-1 広島市に広島高等師範学校を設置。9-11 入学式。44
- 4-3 呉高等小学校で呉日英同盟祝賀会開催 [芸日 4.5]。
- 4-3 工業団体同盟会呉支部運動会，二河川で開催 [芸日 4.5]。
- 4-5 衆議院議員選挙法改正（市部選出議員数増加）。
- 4-5 大日本労働協会会長大井憲太郎来広 [芸日 4.6]。
- 4-20 芸陽在郷軍人会，広島市二葉の里忠魂祠堂で発会式挙行 [芸日 3.29]。
- 4-21 私立呉工業補習夜学校開校。10- 市に移管され，呉工業補習学校と改称。51
- 4- 広島綿糸紡績会社，海塚紡績所と改称。623
- 5-6 芸陽商船学校への県費補助，県立移管をめぐる収賄事件の予審終結。県参事会員松本大吉を公判に付すことを決定 [芸日 5.11]。
- 5-8 馬蹄銀事件の軍法会議で栗屋大佐（事件当時歩兵第 11 聯隊長）らに無罪を言い渡す。
- 13 栗屋大佐ら停職処分 [芸日 5.9-14]。
- 5-17 広島県農事試験場，佐伯郡己斐村へ移転 [告示 144]。
- 5-30 県農会，『農事調査』第一報を刊行。1233
- 6-18 鳥取県老農中井太郎（稲田の除草車，太一車の発明者），県内農事視察のため来広 [広日 6.20]。
- 6-20 比婆郡高野山村を分離し，上高野山村・下高野山村設置 [告示 168]。
- 6-24 広島商業会議所，商品陳列所設置を県知事に建議。672
- 6-25 第二集産場，広島市中島本町に開業 [広日 6.22]。
- 6- 荘山田・和庄・宮原・二川 4 か町村，郡長の諮問に対し市制施行を可とする答申を提出。52
- 6- 合資会社松永製薬所工場設立（現中外製薬松永工場）。428
- 6- 三木半左衛門，共楽園を尾道市に寄付。135
- 7-6 呉港で水兵大挙して検番・旅館・屯所・警察を襲撃（呉栄舎襲撃事件）[中国 7.8]。

7-16 呉海軍工廠職工 5000 人，高山保綱廠長の規則の改正，罰俸の乱発など取締りのきびしさに反発し，ストライキ（～19）。53

8- 7 『沼隈時報』（沼隈郡千年村）創刊。11-23 『吉備時報』と改題。'12-9-廃刊。154・1063・1095

8-10 第 7 回衆議院議員総選挙執行。第 13 回まで定員広島・尾道各 1，郡部 10。広島早速整爾（無所属），尾道花井卓蔵（無所属），郡部内藤守三・小田亮・麦田宰三郎・富島暢夫・松井将壮（以上政友会）・森田卓爾（憲政本党）・井上角五郎・和田彦次郎・田部香蔵・山科礼蔵（以上無所属）当選。327

8-10 暴風雨により，死者 90 人（倉橋島で 34 人），家屋全壊 189 戸，同半壊 222 戸，同流失 134 戸の大被害。〔芸日 8. 12〕。42

8-12 コレラ流行のため沼隈郡 15 か村での祭礼・供養・興行等の催事を禁止〔県令 66〕。9 月までに瀬戸内沿岸各郡でも。

8-20 大阪合同紡績，中国紡績を買収し同社広島支店とする。649

8-23 呉海軍工廠，ストライキを扇動した職員の摘発にのり出す〔中国 8. 23〕。

8- 松永試験場，流下式塩田法の試験を実施。588

9- 5 コレラ流行のため西瓜等 17 品の販売を禁止〔県令 72〕。

9-14 呉港に停泊中の軍艦筑波の水兵 120 人，禁足を不満として抗命事件をおこす。1232

9- 県農会，堆積肥料製造標準を定め堆肥の改善を積極化。31

10- 1 安芸郡和庄町・宮原村・荘山田村・二川町を廃し，呉市設置〔告示 305・内務省告示 63〕。安芸郡長栗原幹を呉市長事務取扱者に任命。52

10- 5 呉同志倶楽部発会式挙行〔中国 10. 8〕。「外来派」による呉市政進出の第一歩。53

11- 5 広島税務管理局，広島税務監督局と改称〔勅令 241〕。

11-14 広島市寺町の仏護寺，本派本願寺広島別院となる。885

11-25 通常県会開会（～12-24）。高木龍蔵（尾道市），第 18 代議長に当選。県立学校増設完備（東北部に増設，農学校設立など）につき建議。12

11-29 高田郡在郷軍人聯合分会設立。148

11- 広島音楽研究会，県立広島高等女学校内に設立〔中国 11. 8〕。

12- 5 双三郡三次在郷軍人会発会式挙行〔中国 12. 11〕。

12-15 呉海軍造船廠で軍艦対馬進水式挙行。453

12-16 衆議院，地租増徴継続案を否決。

12-18 市制施行後初の呉市会議員選挙執行（～29）。51

12-25 松永塩田産業組合設立。36

12-30 旧士族授産所所有の宇品新開，第 5 回入札で高田勇助が 16 万円余で買得。211

12- 広島控訴院，部落出身を理由に離婚を認める差別判決を行う。779

この年，芦品郡広谷村広川乙吉，小天狗（水稻品種）を選出。32

この年，コレラ大流行。患者 2114 人，死者 1476 人。1236

1903 明治 36 癸卯

1- 1 『広陵彙報』（広島市袋町）創刊。1082

1- 8 両備織物同業組合（芦品郡）設立認可。415

1-11 在京広島県人（女子）の郷友会，東京で初会合〔芸日 1. 17〕。

1-15 『広島評論』（広島市竹屋村）創刊〔中国 1. 27〕。

1-20 山陽鉄道，神戸～下関間を 11 時間 20 分で走る大急行列車を運転。26

1-20 片山潜・西川光二郎，社会主義演説会を広島市で開催。-21 呉市でも。37

1- 広島市堀川町に広島勸商場開場。96

2- 4 佐久間義一郎，呉市長に就任。52

2- 9 呉市私立教育会発会式挙行〔芸日 2. 11〕。

2-18 甲奴郡農友会発会式挙行〔芸日 2. 27〕。

- 2- 前田三遊、『中央公論』に「天下の新平民諸君に檄す」を發表。782
- 3-1 第8回衆議院議員総選挙執行。広島申本康三（政友会）、尾道高木龍蔵（政友会）、郡部内藤守三・麦田宰三郎・小田貫一・望月圭介・小田亮（以上政友会）・森田卓爾（憲政本党）・和田彦次郎・富島暢夫・井上角五郎・松井将壮（以上無所属）当選。327
- 3-1 広島市物産陳列所を広島市下中町に開設。96
- 3-8 山陽鉄道、宮島渡船会社宮島口～巖島間航路を買収し、営業開始。26
- 3-14 加計電燈事務所開業（水力6kw）。'20-5-広島電燈に譲渡。29
- 3-15 第1回広島県郡市連合医会開催。846
- 3-31 農商務省農事試験場山陽支場廃止〔農商務省告示49〕。
- 3- 尾道～多度津間に山陽鉄道会社船兒島丸を運航し、四国連絡運輸を開始。136
- 4-1 監獄を司法省に移管。広島監獄および岩国分監（山口県）、三次分監・尾道分監設置〔勅令35・司法省告示18〕。
- 4-3 『呉毎日新聞』創刊。53
- 4-13 国定教科書制度成立。
- 4-14 福山紡績、臨時総会を開き、福島紡績との合併を決定。その工場は福島紡績福山支店第一工場となる。627
- 4-20 山県郡5か町村内の36人、北海道移住を県に出願〔中国4.21〕。
- 4- 島根種馬所派出種付所、双三郡君田村に設置。577
- 4- 県農会、耕地整理事業を開始。専門技術員を雇傭し、模範整理予定地を定める。31
- 4- 広島市の瀬川貞吉ら、横川～可部間を走る乗合自動車の営業を開始（日本最初のバス運行）。9-乗合馬車業者との対立、車体の故障により中断。532
- 4- 沼隈郡長、町村長ならびに小学校長に若連中指導の件をはじめて指示。787
- 春 沼隈郡松永町で北海道産の栓材を使用し下駄製造を開始。240
- 5-4 呉救療院、島田源太郎父子により呉市清水通3丁目に創設。呉市における民間社会事業施設の嚆矢。52
- 5-6 呉海軍下士卒集会所開所式挙行〔芸日5.7〕。
- 5-13 広島市細工町に軍人倶楽部開設〔中国5.14〕。
- 5-15 豊田郡立女子技芸学校、忠海町に設置（のち県立忠海高女）。991
- 5-15 芸備婦人慈善会、偕行社で慈善音楽会を開催〔芸日5.17〕。
- 5-29 賀茂郡野呂村で小作争議。地主・小作双方の委員立会いのうえ小作料を査定することで解決〔芸日6.2・10〕。
- 5- 久津那正亮、大井憲太郎らの発起により広島市に小作共済会結成。41
- 6-28 佐伯郡廿日市町桜尾新開に潮湯・蒸風呂・海水浴場の設備を有する桜尾館開業〔芸日6.30〕。
- 6-29 江本千之、熊本県知事に転じ、徳久恒範（前熊本県知事）、県知事に就任。9
- 6- 呉市私立産婆会結成。52
- 7-6 広島駅の車夫、地料（駅入構料）値下げを営業人に要求しストライキ〔中国7.9〕。
- 7-14 西園寺公望、政友会総裁に就任。
- 7-19 呉警察署巡查32人、上司に対する不満から同盟して辞表を提出〔芸日7.21〕。
- 7-24 県会議事堂で各郡農会技術員協議会開催（～28）。農事調査について協定。31
- 7-26 呉市呉座で社会主義演説会開催。片山潜「社会主義」、西川光二郎「衣食住と政治」と題して演説〔中国7.28〕。
- 7-28 日本社会主義協会赤松勇吉、沼隈郡鞆町祇園座で演説会を開催〔中国8.1〕。
- 7- 安芸郡焼山・熊野・本庄、賀茂郡郷原・吉川・熊野跡各村長、関係諸村より焼山村を經て呉市に達する里道開通の議を呉市長に提唱。51
- 7- 大阪毎日新聞社広島通信部設置。50
- 8-4 臨時郡部会開会（～10）。水害対策費など追加予算を議決。12
- 8-7 立憲政友会広島県支部臨時総会、支部解散・山陽同志会結成を決議。10

- 8-11 広島市西遊廓の娼妓、楼主の虐待に反抗し娼妓廃業を登録申請〔芸日 8. 13〕。
- 8-12 荒尾金吾、呉市長に就任。52
- 8-14 広島米綿株式会社取引所、綿・株式両品の営業を廃止し、米のみの営業継続とし、広島米取引所と改称。667
- 9-16 日本赤十字社広島支部、事務所新築落成式挙行〔芸日 9. 17〕。
- 9-20 鳥取県西伯郡米子町坂口平兵衛ら、広島鉱山払下げを農商務大臣に請願。10-29, 11-9にも。'04-2-4 裁可。7
- 9-23 県内 1 市 6 郡の煙草製造業者、政府の煙草製造官営計画に反対の請願書を広島商業会議所に提出〔芸日 9. 26〕。
- 9-25 県会議員選挙執行。定員 51 名。12
- 10-10 郡農事試験場規程制定。郡費による郡農事試験場を 1 郡 1 か所に限る〔県令 89〕。
- 10-18 県会内に革新倶楽部結成〔芸日 11. 8〕。
- 10-19 臨時県会開会（～25）。国頭第三郎（芦品郡）、第 19 代議長に当選。12
- 10-23 芦品郡府中町で中国非煙草官業製造同盟会開催〔芸日 11. 6〕。
- 10-27 県知事、害虫駆除予防のため短冊苗代の普及を奨励〔県令 91〕。
- 11-10 海軍工廠条例（-6 公布）により呉海軍造船廠と呉海軍造兵廠が合体し、呉海軍工廠設置〔勅令 171〕。
- 11-15 平民社結成。『平民新聞』創刊。
- 11-25 呉郵便局内に呉電話所を設置。広島～呉間に電話通信を開始〔逓信省告示 562・563〕。
- 11-26 通常県会開会（～12-26）。議長国頭第三郎不信任を決議（のち知事より取消命令）。物産陳列所設立を建議。12
- 11-29 大日本武徳会広島支部発会式挙行〔芸日 12. 1〕。
- 11-30 日本社会主義協会赤松勇吉、広島市胡子座で演説会を開催〔中国 11. 29〕。
- 12- 1 『西備教育会々報』、『吉備時報』付録として発行。1063
- 12- 5 広島控訴院非廃止同盟会設立。-12 廃止反対有志大会開催〔芸日 12. 8・12〕。
- 12-15 平山靖彦ら有志会合し、立憲政友会広島県支部再興を決議。10
- 12-27 官設鉄道呉線、海田市～呉間開通。広島～呉間直通運転を開始。26

1904 明治 37 甲辰

- 1-19 自動車営業取締規則制定〔県令 3〕。
- 1-20 呉鎮守府構内に臨時特設電信取扱所を設置し、大阪～呉間電信線に接続。25
- 1-23 漁業取締規則制定〔県令 4〕。
- 1-25 徳久恒範、退任し、山田春三（前静岡県知事）、県知事に就任。9
- 1- 賀茂郡川上村佐々木正夫村長、養鶏奨励のため養鶏貸与法を実施し、種鶏購入資金調達方法として鶏講を組織。233
- 2- 1 広島市で清韓語学研究所開所式挙行〔中国 2. 3〕。
- 2- 6 ロシアに国交断絶を通告。
- 2- 8 陸軍先遣部隊、仁川に上陸開始。
- 2-10 ロシアに宣戦布告（日露戦争）。
- 2-13 軍事郵便の直接交換局として広島・宇品・細江・門司・佐世保 5 局を指定。482
- 2-13 呉干城会設立。軍人優待・留守家族扶助にあたる。51
- 2-13 本願寺、安芸教区臨時部出張所を広島別院に設け事務取扱開始。-14 備後教区臨時部出張所を尾道市福善寺に設け事務取扱開始〔芸日 2. 16〕。
- 2-14 広島市水主町与楽園で戦捷大祝賀会開催。1500 人参集〔芸日 2. 16〕。
- 2-17 県知事、国債募集などにつき郡市長に指示（～18）〔芸日 2. 20〕。
- 2-17 安佐郡可部町で戦捷祝賀会を開催。500 人余参集〔芸日 2. 23〕。
- 2-18 広島～宇品間鉄道、軍隊輸送のため当分の間普通列車の運転を停止。4-18 旅客列車運転開始〔芸日 2. 17, 4. 19〕。

- 2-18 広島市長，市内各銀行重役・米取引所理事長・商業会議所員その他を召集し，国債募集に関し協議。-19 町村の有力家 1000 人余を召集〔芸日 2. 20〕。
- 2-18 佐伯郡厳島町厳島神社末社荒胡子神社本殿を特別保護建造物に指定〔内務省告示 9〕。
- 2-21 前田三遊，「新平民をどうする？」を『平民新聞』に発表。782
- 2-23 厳島神社で宣戦奉告祭。県知事，宣戦奉告使として厳島に赴く〔芸日 2. 27〕。
- 2- 甲奴郡甲奴村字本郷で広島県初の耕地整理第 1 期工事着工。5- 15 町 4 反 3 歩の整理竣工。233
- 2- 県農会，日露戦争勃発に際し，農業者を指導奨励する警告を発する。31
- 3- 1 第 9 回衆議院議員総選挙執行。広島早速整爾（無名倶楽部），尾道高木龍蔵（自由党），郡部麦田宰三郎（政友会），森田卓爾（憲政本党），荒川五郎（帝国党），小田貫一（自由党），井上角五郎・米田武八郎・花井卓蔵・富島暢夫・松本大吉・脇栄太郎（以上無所属）当選。327
- 3- 3 日露戦争出征・応召軍人子女の小学校等授業料減免につき訓令〔訓令甲 12〕。
- 3-14 官営広島鉱山，鳥取県坂口平兵衛らに払い下げ。-22 広島鉱山官制廃止〔勅令 72〕。8
- 3-30 耕地整理補助規程制定。県農会を通じ耕地整理を奨励〔告示 184〕。
- 3- 山県郡農会長，県知事に産米改良の建議書を提出。31
- 3- 広島陸軍予備病院開設。846
- 4- 1 非常特別税法・煙草専売法公布。
- 4- 1 台湾陸軍補給廠宇品本廠，陸軍運輸部本部に昇格〔'03 年勅令 200〕。
- 4- 1 盈進実務学校創立（現盈進高校）。960
- 4- 4 広島県における第 1 回医術開業試験施行。846
- 4-12 県知事，戦時下産業の隆盛に関する諭告を発し，同時に産業振興に関する注意書を指示〔諭告〕。
- 4-19 第 5 師団に動員下令。445
- 4-24 広島県西部を中心に豪雨災害。可部地方に惨禍〔芸日 4. 30〕。
- 4- 内地および戦地への軍需品調達のため広島報国商団を組織〔芸日 4. 23〕。
- 4- 佐伯郡私立教育会設立。143
- 4- 2 月以降第 5 師団入営中の県内在籍兵卒 4 人が自殺。313
- 5- 1 山県郡壬生村に町制施行〔告示 257〕。
- 5-12 陸軍病院船博愛丸，83 人の戦傷者をのせ宇品に入港。以後病院船の入港あいつぐ〔芸日 5. 14〕。
- 5-13 呉市で戦捷祝賀の提燈行列。数万人が参加〔芸日 5. 15〕。
- 5-14 広島市水主町与楽園で戦捷祝賀会開催。終了後，提燈行列。当日の人出 6 万余人〔芸日 5. 17〕。
- 5-14 沼隈郡で農事講習修了者により農友会を組織〔芸日 5. 17〕。
- 5-15 第 5 師団各部隊，宇品港より順次乗船し清国に向かう。45
- 5-31 アメリカ看護婦隊マッギー女史ら 9 人（のち 10 人），広島予備病院で戦傷者を看護〔芸日 6. 3〕。
- 5-31 『芸備教育』（広島県私立教育会）創刊。905
- 5- 豊田郡斎島漁場で愛媛・広島両県漁民争闘〔芸日 5. 10〕。
- 6- 1 府中専売支局，府中葉煙草収納所と改称〔勅令 152〕。
- 6-10 第 3 回貴族院多額納税者議員選挙執行。沢原俊雄当選。51
- 6-14 呉市本通 2 丁目興産株式勸商場より出火。民家 69 戸を焼失。52
- 6-25 清水実道，呉孤児院を設立。51
- 7- 1 広島予備病院第 3 分院を日本赤十字社広島支部構内に開設。ひきつづき第 4 分院を江波村に開設〔芸日 7. 4〕。
- 7-17 在広新聞記者倶楽部発会式挙行〔中国 7. 19〕。
- 7- 川崎造船所，広島市に製氷部工場を建設し，御用船積載の食糧品貯蔵用氷を供給。586

- 8- 2 安芸郡矢野村の赤痢患者 70 人に達する〔芸日 8. 3〕。
 - 8-10 黄海海戦。
 - 8-10 この日より 60 日間、福山町に真田講習所を開設。153
 - 8-20 戦傷病者の転地療養所、沼隈郡鞆町に開設〔芸日 8. 21〕。
 - 8- 山陽鉄道、軍事輸送のため普通貨物とどこおり、下関の滞貨約 100 両分に達する〔芸日 8. 9〕。
 - 8- 呉海軍下士卒家族共励会、海軍高等官婦人らにより呉市公園通に設立。823
 - 8- 呉市荘山田村の 1 村民、指を切って徴兵忌避〔中国 8. 19〕。
 - 9- 1 広島県私立教育会経営の私立広島工業補習夜学校開校。43
 - 9-15 安芸郡仁保島村字宇品の区域を広島市に編入〔告示 401〕。
 - 9-15 広島市内の神職、焼津神社で戦勝祈願祭を執行。-16 同社で招魂祭執行〔芸日 9. 16〕。
 - 9- 広島市に天満夜学校設立〔芸日 '05. 3. 13〕。
 - 10- 1 県知事、産業組合の設立を慫慂〔訓令甲 35〕。
 - 10- 7 広島市竹屋村に建設中の広島予備病院第 7 分院の病舎倒壊。96
 - 10- 9 私立広島市教育会、再興され発会式を挙行〔芸日 10. 10〕。
 - 10-20 藤浪鑑、県内の患者体内から日本住血吸虫を発見。83
 - 10-21 広島仏護寺を別格別院と定める。885
 - 10-23 富士川游、『日本医学史』を刊行。83
 - 10-28 尾道商業会議所、専売支局を尾道市に設置するよう内閣総理大臣に建議。8
 - 10- 国費支弁の鉄道警備巡查を設置。21
 - 10- 尾道船渠造船所、御調郡向島西村に設立。407
 - 10- 木内喜美子発起し、広島婦人一心会を創立。廃兵および軍人遺家族の救助にあたる。795
 - 11- 3 呉海軍工廠職工共済会病院開院式および工廠倶楽部発会式挙行〔中国 11. 5〕。
 - 11-14 県内塩業者、尾道市の御調郡役所で芸備塩業大会を開き、塩専売法施行を希望する旨決議。590
 - 11-22 通常県会開会（～12-21）。陸海軍将兵への慰問状、傷病将兵への見舞状を決議。県立学校の風紀・同盟休校などに関し調査委員設置。12
 - 11-23 府中煙草製造所分工場、広島市段原村葉煙草収納所構内に新築落成〔芸日 11. 25〕。
 - 11-25 竹原塩田製塩業者、塩専売法賛成、塩消費税の新設反対を大蔵・農商務両大臣に建議。590
 - 12- 1 官設鉄道呉線海田市～呉間を '07 年 11 月 30 日まで 3 年間山陽鉄道に貸渡す。26
 - 12-17 呉干城会の援産場、綿糸紡織業を開始。軍人家族が従事〔芸日 12. 20〕。
 - 12- 賀茂郡竹原町製塩業者竹鶴恕一郎ら 19 人、専売支局を竹原町に設置するよう内閣総理大臣に建議。8
- この年**、県内のはっか栽培面積 1276 町歩（戦前戦後の最高）に達し、岡山県と並んでわが国最大の主産地となる。35
- この年**、『尾道実業新聞』と『山陽朝報』合併し、『尾福日報』（尾道市）発刊。133

1905 明治 38 乙巳

- 1- 1 旅順陥落。
- 1- 1 非常特別税法改正。塩専売法公布。
- 1- 4 広島畜産株式会社（食料罐詰製造・屠畜）、広島市大手町に設立〔芸日 1. 8〕。
- 1- 5 広島市で旅順陥落戦捷祝賀会開催。-7 呉市でも〔芸日 1. 6, 9〕。
- 1- 5 広島市寿座で日露戦争の活動写真上映。96
- 1- 8 山口孤剣・小田頼造ら、社会主義伝道行商で来県（～15）。尾道・竹原・海田市（社会主義談話会も開く）・広島などで 104 冊の平民社出版の社会主義書籍を販売。37
- 1-10 広島市内のキリスト教各派連合し、紙屋町メソヂスト教会で旅順陥落祝捷大演説会を

開催〔芸日 1. 12〕。

1-11 俘虜搭載船土佐丸・盛運丸・吉生丸，俘虜 2391 人を乗せ似島に入港。以後つぎつぎに入港し，似島および全国各地の俘虜収容所に収容〔芸日 1. 13〕。

1- 横川～可部間の乗合自動車，通行人中乗客に負傷させ，車両に損所を生じ，営業中止〔芸日 1. 15〕。

1- 安芸郡で旅順陥落記念学校基本財産として各生徒 5 銭を寄附。942

2- 1 府中煙草製造所および三原分工場・広島分工場設置〔'04 年大蔵省令 43〕。

2- 5 横川～可部間乗合自動車開業式を山陽線横川駅前の自動車停車場で挙行〔芸日 2. 7〕。

11- 馬車業者の反対，営業不振で廃業。160

2- 15 臨時県会開会（～16）。12

3- 1 大日本産業組合中央会設立。

3- 1 奉天会戦始まる。

3- 15 広島市で奉天会戦戦捷祝賀会を開催〔芸日 3. 16〕。

3- 31 広島県酒造組合設立認可。418

4- 1 広島県蚕種検査所，広島県蚕病予防事務所と改称〔告示 134〕。

4- 1 尾道塩務局設置。呉・廿日市・竹原・瀬戸田・松永・福山に出張所を置き，県内および愛媛県の一部の塩専売事務を管掌〔勅令 83・大蔵省令 18〕。

4- 1 真宗安芸婦人会発会式，広島別院で挙行。5000 人以上が入会〔芸日 4. 3〕。

4- 6 厳島神社石の大鳥居落成〔芸日 4. 8〕。

4- 10 陸軍被服廠広島派出所設置〔陸軍省達 23〕。

4- 17 広島高等師範学校，附属中・小学校第 1 回募集生徒・児童の入学を許可。44

4- 19 地方官官制改正〔勅令 140〕。県庁事務を知事官房（秘書・文書），第 1 部（庶務・土木・会計），第 2 部（学務・社寺・兵事），第 3 部（農務・商工・林務・水産），第 4 部（警務・保安・衛生）に分ける。

4- 25 種牡牛検査規則を制定し，種牡牛の使用に検査を義務づける〔県令 22〕。

4- 28 呉市の呉座火災。52

4- 小林重道主宰の鶴園歌会，機関紙『鶴園』を創刊。40 年間にわたり 473 号を刊行。154
4- 賀茂郡熊野跡村で腸チフス大流行。ほとんど戸ごとに患者発生し，村内唯一の私医が奔走〔芸日 4. 9〕。

5- 1 私立修道中学校設置認可〔文部省告示 90〕。

5- 10 郡農会長会議で産業組合設置奨励につき示談（～12）。31

5- 22 呉郵便局，電話交換事務開始〔逓信省告示 244〕。加入は官公庁および関係者に限定〔芸日 '06. 4. 1〕。

5- 27 日本海海戦。

5- 広島医学図書館，広島市猫屋町に設立。926

6- 1 呉海軍工廠の職工ら，日本海海戦の勝利を祝い旗行列〔芸日 6. 3〕。

6- 2 午後 2 時 39 分頃，広島地方に大地震（芸予地震）。震源地安芸灘（北緯 34. 2 度，東経 132. 3 度）。マグニチュード 7. 6，広島の震度 5。県内の死者 11 人，負傷者 154 人，家屋全潰 50 戸，同半潰 98 戸，同破損 6074 戸。8・42

6- 7 広島市官民合同海戦大捷祝宴会，真菰春和園で挙行〔芸日 6. 9〕。

6- 10 広島市広瀬村の刻煙草委託製造所の職工，ストライキ〔中国 6. 15〕。

6- 20 『広島通信』（広島市田中町）創刊。1099

6- 25 河登保吉，広島市大手町に広島慈恵院を設立〔中国 6. 2〕 '17-5-広島養老院と改称。824

6- 30 留守第 5 師団長，県知事に米国大統領講和勧告に関し，県民に誤解を与えないよう内牒を發する。313

6- 広島県私立教育会，会員勧誘の結果，入会者 1600 人以上に達する〔芸日 6. 14〕。

7- 9 廿日市経済会発会式挙行〔芸日 7. 14〕。

- 7-10 教育研究会，広島高等師範学校校友会内に設立〔芸日 7.1〕。
- 7-15 『曙光』（広島文学会）創刊〔芸日 6.14〕。
- 7-19 県知事，日露戦争後の教育方針を指示。社会教育の普及発展に関し青年夜学校の女子への拡大，通俗的講談会の開催を促す〔訓令甲 25〕。
- 7-25 呉海軍工廠職工共済会病院，警固屋村鍋に仮出張所を開設。’06-12-24 診療所に昇格。
- 51
- 8- 1 新橋～下関間に直通急行列車運転開始。26
- 8-10 日露講和会議，ポーツマスで開催。
- 8-29 非講和呉市民大会，呉市専徳寺説教場で開催〔中国 9.1〕。以後県内各地でポーツマス講和条約反対運動展開される。
- 8-30 呉市に清潔法施行に要する経費 2 万 9362 円の臨時事件予備費よりの支出裁可。7
- 8- 『備後時事新報』創刊。133
- 9- 1 講和条約反対演説会，三原町勝楽座で開催。花井卓蔵演説〔芸日 9.4〕。
- 9- 1 日本銀行広島出張所，広島市水主町で営業開始。600
- 9- 2 尾道市偕楽座で講和問題演説会開催。花井卓蔵演説〔芸日 9.5〕。
- 9- 5 日露講和条約調印。
- 9- 5 日比谷の講和反対国民大会暴動化。
- 9- 7 広島市寿座で講和問題市民有志大会開催〔芸日 9.8〕。
- 9- 7 高田郡中央部有志大会，吉田町朝日座で開催〔芸日 9.10〕。
- 9-10 福山地方非講和大会開催〔芸日 9.13〕。
- 9-11 尾道市非講和市民大会開催〔中国 9.13〕。
- 9-14 広島非講和同盟会結成〔芸日 9.16〕。
- 9-17 饒津公園で非講和県民大会開催。来会者 1 万余人。講和条約の破棄，閣僚の更迭を決議〔芸日 9.18〕。
- 9-17 非講和大会，山県郡加計町で開催〔芸日 9.22〕。
- 9-27 安芸郡非講和大会，海田市町で開催〔中国 9.29〕。
- 9-30 真宗西備婦人会発会式，尾道市福善寺で挙行。会員 3000 人に達する〔芸日 10.4〕。
- 9- 広島商業会議所，産米改良について意見書を県に提出。568
- 9- 第 1 回通俗文学講演会，呉市で開催。52
- 10- 1 広島市東練兵場の第 5 師団および宇品貨物廠の倉庫 27 棟，焼失〔芸日 10.2〕。
- 10- 3 三次町照林坊で西備婦人会双比支部発会式挙行〔芸日 10.4〕。
- 10- 6 呉市会議長，講和条約破棄を上奏〔芸日 10.8〕。
- 10- 6 真宗安芸婦人会呉支部発会式，呉市妙法寺で挙行〔芸日 10.8〕。
- 10-14 西村益三，尾道市長に就任。133
- 10- 坂口平兵衛，旧官営広島鋳山を継承し，米子製鋼所を設立。8
- 11- 1 英国艦隊，呉に入港（～4）。-2 呉鎮守府，-3 呉市主催で歓迎会。51
- 11- 5 前田三遊，『芸備日日新聞』に「新平民」を連載開始〔芸日 11.5〕。
- 11- 5 『尾道評論』（尾道市）創刊。1061
- 11-10 広島県私立教育会経営の私立広島商業補習夜学校開校。43
- 11-15 県農会，産米検査実施について建議書を県知事に提出。568
- 11-20 中央報徳会設立。
- 11-21 呉軍港所属艦隊凱旋祝賀会，海軍練兵場で開催。51
- 11-25 通常県会開会（～12-24）。満州軍総司令部および第 5 師団司令部凱旋歓迎の辞贈呈を決議。産米改良実施の意見書を議決。12
- 12- 3 満州軍総司令部，宇品に凱旋〔芸日 12.4〕。
- 12- 7 県知事，平和克復奉告祭執行のため勅使として巖島神社に参向〔芸日 12.8〕。
- 12-12 皇太子臨場し，呉海軍工廠で軍艦筑波進水式挙行。453
- 12-21 日本メソヂスト呉教会，呉市岩方通に設立許可。51

12-27 第5師団司令部，宇品に凱旋〔芸日 12. 28〕。

12- 広島水力電気，呉市内に電力供給開始。29

12- 呉助産婦看護婦養成所開設。51

1906 明治 39 丙午

1- 1 安芸郡瀬戸島村に町制施行〔'05 年告示 380〕。

1- 7 第1次西園寺公望内閣成立。

1- 7 竹原塩合名会社解散し，新たに塩の製造・販売，石炭などの購買・販売を目的とした竹原製塩合名会社設立。590

1- 9 第5師団の凱旋を祝し，広島市内各学校連合して旗行列。96

1-12 日布同志会を改組し，広島貿易同志会を設立〔芸日 1. 14〕。

1-23 郡市巡視規程制定〔訓令乙 25〕。

1-28 日本社会党結成。

1- 広島商業会議所，物価，戦時特別税の影響，戦後の担税力，生計の状況，一般産業の盛衰を調査。673

1- 県知事，郡市長を招集し，「産米調整俵装規則」「米穀検査規則」案を諮問。568

1- 沼隈郡青年会結成。県内初の郡青年会。787

2- 2 呉干城会，会財集聚のため呉劇場で音楽会を開催。51

2-10 第5師団の俘虜 63 人，広島に帰還。96

2-20 郡模範農場規程制定〔県令 8〕。

2- 丸山木履製造工場，沼隈郡松永村に設立。407

2- 橋勇龍，尾道市久保町に洗心会孤児院を設立。のち佐伯郡水内村に移転。822

3- 4 農事試験場で開催の長期蚕業講話所を県庁第3部の所管に移し，蚕業講習所と改称〔告示 54・55〕。

3- 8 広島市会，広島市下水道工事費予算案（82万円）を可決。内務大臣に広島市下水道築造補助請願書を提出〔芸日 3. 10〕。

3-25 広島市西練兵場で臨時招魂祭を執行。日露戦争戦没者 3450 人を合祀〔芸日 3. 27〕。

3-31 鉄道国有法公布され，山陽鉄道ほか 16 鉄道会社が買収対象となる。26

3- 加藤多市・末田利三郎ら，広島でガス製造工場設立を計画し，ガス管敷設，管橋架設を広島県に出願。'06-6-ガス管敷設許可。'07-3-ガス管橋架橋許可。645

4- 1 広島から東京・長崎への長距離電話開通。96

4- 1 呉郵便局，一般の電話加入申込受付開始〔通信省告示 129〕。

4- 1 広島県私立教育会講習部，私立講習所と改称。43

4-10 呉海軍工廠公務死亡者追弔会で職工騒擾〔中国 4. 12〕。

4-16 佐伯郡大竹村でペスト患者発生。6-16 死者 10 人（油見村 1 人を含む）に達する。143

4-18 福山町立福山女学校設立認可。6-1 開校（のち県立福山高女）。997

4-20 私立竹原女学校，賀茂郡竹原町に設置（のち県立竹原高女）。959

4-21 広島尚古会発起人会開催。1079

4-25 福山女子尋常小学校附属幼稚園，独立し，福山町立福山幼稚園となる。153

4-28 広島・香川両県漁民の香川県三豊郡伊吹島近海漁場紛争に関し高松市で協議会開催。沼隈・佐伯両郡代表，協議を中止。安芸郡代表のみ協定を結ぶ〔芸日 5. 10〕。

4- 深安郡立農場，吉津村に設置。153

4- 三轟社，佐伯郡己斐村に設立され，己斐～広島駅～宇品間の乗合馬車定期運行を開始。

50

5- 1 安芸郡役所，安芸郡海田市町に移転〔告示 119〕。

5- 1 『広島県報』創刊。176

5- 2 医師法，歯科医師法公布。

5-10 大竹村で村民とペスト検査官の間に紛擾〔芸日 5. 13〕。

- 5-12 呉鎮守府庁舎新築工事着工。453
- 5-15 広島銀行呉支店設置。28
- 5-15 私立西条女学校，賀茂郡西条町に設置（のち県立賀茂高女）。959
- 5-22 幼稚園保母免許規則制定〔県令 37〕。
- 5- 広島製薬所創業。広島における製薬事業の嚆矢。596
- 5- 呉海軍工廠労働者により呉港消費組合自助会を設立。37
- 5- 鈴木三重吉，『ホトトギス』に「千鳥」を発表。83
- 6- 1 安芸郡警固屋村に町制施行〔告示 157〕。
- 6- 1 広島婦人一心会附属夜学校創設。795
- 6-26 『呉公論』（呉市）創刊。52
- 6-30 広島婦人一心会，軍人遺族廃兵救助のため慈善音楽会を開催。（～7-1）〔芸日 7. 3〕。
- 6- 真宗学寮，広島市細工町西向寺本堂を教場に宗学の専門道場として開校。880
- 7- 7 宮原道路 1 期線（呉市和庄町清水上通～宮原村下室瀬間）起工。’07-11-19 竣工。51
- 7-15 沼隈郡地主会，沼隈郡役所で創立総会開催〔芸日 7. 19〕。
- 7-21 『海国時報』（呉市）創刊。53
- 7- 賀茂郡仁方村の製銅工場の煙突より異臭発生し，付近の植物などに鉍毒の被害発生〔芸日 8. 7〕。
- 8- 4 琵琶湖の第 6 回全国中等学校競漕大会で広島師範優勝。30
- 8- 7 広島県師範学校同窓会発会式挙行〔芸日 8. 7〕。
- 8-16 呉海軍工廠で大争議。請負加給廃止を不満とし，各工場でサボタージュ・ストライキ
頻発（～23）。-25 日給割増金支給で解決。当局，主謀者 24 人を検挙。37
- 8-20 呉馬車鉄道株式会社創立総会開催。’08-2-14 呉電気鉄道株式会社と改称。51
- 8-31 高来康一，広島市長に就任。1225
- 8- 広島県，産米改良調査委員会を設け，米穀検査の実施を調査検討。568
- 8- 三轟社による馬車営業で苦境に立たされた人力車夫，広島市内各所で集會し，不穏な動きを示す〔芸日 8. 12〕。
- 8- 私立尾道図書館，尾道市久保町に開館。133
- 9- 7 県知事，神社・仏堂の整理合併を奨励〔訓令甲 21〕。
- 9- 8 広島県私立教育会設立の私立仁保島移民補習夜学校開校。906
- 9-15 広島アライアンス青年会発会式挙行〔芸日 9. 18〕。
- 9-15 広島市皆実村蹄鉄作業工場職工，賃金値下げに反対しストライキ（～18）。これを機
に労働賃金値上期成同盟会設立の動きがおこる〔芸日 9. 19〕。
- 9-20 別格別院仏護寺，遷仏起工式挙行（～21）。888
- 9-27 日本薬剤師会広島支部発会式挙行。596
- 9- 広島県末寺有志僧侶，『広済新報』を創刊。886
- 10- 1 広島軌道株式会社設立。26
- 10-18 私立格致学院（比婆郡山内東村）設置認可。11-1 開設（のち県立格致中）。1000
- 10-31 日露戦争後の宇品町，1 年間で戸数・人口約 20%減。各種営業者数も減少〔芸日 12. 4
〕。
- 10- 鞆錨釘合名会社，沼隈郡鞆町に設立。407
- 11- 4 ホノルルで在広島市人会，発会式挙行〔芸日 11. 30〕。
- 11- 7 広島聯隊区司令官，在郷軍人会結成を慫慂。313
- 11- 9 遠洋漁業奨励会を解散し，広島県水産会創立を決定。県内 125 漁業組合と 4 水産組合
で組織〔芸日 11. 10〕。
- 11-10 広島軌道株式会社，横川・可部間の鉄道敷設免許を受ける。26
- 11-13 『尚古』（広島市大手町広島尚古会）創刊。1079
- 11-26 通常県会開會（～12-24）。工業試験場費を否決するも知事の命令で再議の結果，原
案可決。市部会・郡部会に提出の議案，会期満了し，大部分未議了となる。知事は原案を

執行。12

11-28 大原銀行，千葉県より移転し阿賀銀行と改称。'07-1-26 呉起業銀行，'15-6-20 呉第1銀行と改称。28

11-30 呉線を山陽鉄道に貸渡す契約を解除。26

11- 『警察之友』（巡查教習所）創刊。21

12- 1 国有鉄道法により山陽鉄道を買収。26

12- 1 広島に鉄道作業局の運輸事務所（'09-6-1 廃止），保線事務所（'10-4-16 廃止）設置。26

12- 5 巖島町民 300 人，町会の墓地移転決議に反対し，役場を襲撃。24 人検挙される〔芸日 12. 7〕。

12-10 西練兵場で北清事変記念碑除幕式を挙行〔芸日 12. 11〕。

12-11 営業税軽減要求の大会を尾道市で開催し，営業税軽減期成同盟会の結成を申合せる〔芸日 12. 15〕。

12-12 沢原銀行設立。28

12-14 広島公会堂設立発企人会を開催し，春和園内に公会堂設立を決定〔芸日 12. 15〕。

12-20 尾道管内の肥浜・富浜・吉和浜・三原浜の製塩業者惣代連名で，製塩業者救助につき尾道塩務局長に陳情書を提出。136

12-27 広島医会解散し，広島医師倶楽部設立〔芸日 12. 29〕。846

12-28 韓国仁川広島県人会発起人会開催〔芸日 '07. 1. 23〕。

12-28 呉市立呉中学校（呉市荘山田村）設置認可。'07-4-9 第1回入学式。986

12- 呉市蔵本通に私立呉英語学校開校。52

この年，広島市内乗合馬車の普及により人力車衰退。人力車賃 20 銭から 7～10 銭に低落〔芸日 8. 12〕。

1907 明治 40 丁未

1- 1 安佐郡三篠村・賀茂郡仁方村に町制施行〔'06 年告示 382・430〕。

1- 9 神石郡第1回重要農産物品評会開催（～11）。〔芸日 1. 15〕。

1-11 山田春三，退任し，宗像政（前高知県知事），県知事に就任。9

1-11 広島倉庫株式会社創立総会開催〔芸日 1. 13〕。3-9 開業。本店を広島米取引所内に設置〔芸日 3. 6〕。

1-13 広島女徳会，私立高等裁縫女学校で発会式挙行〔芸日 1. 11〕。

1-14 『中国少年』，『中国』附録として創刊。1091

1-18 耕地整理及土地改良調査設計工事監督実施規程制定。耕地整理事業の経営を農会に嘱託〔告示 10〕。

1-18 医師法施行細則・医師会規則施行細則制定〔県令 1・2〕。

1-20 広島高等師範学校丁未音楽会発会式ならびに第1回演奏会開催〔芸日 1. 22〕。44

1-21 東京株式市場暴落（日露戦争後の恐慌始まる）。

1-25 大阪商船，大阪～安東県線開航。宇品港にも寄港。640

1-25 『中国法律新報』（中国弁護士協会機関紙）創刊。1082

1-27 広島市鉄砲町組合教会内に軍人倶楽部設立〔芸日 1. 25〕。

1- 寺尾国平・尼子四郎・富士川游ら治療学社を設立。846

2- 1 広島～可部間乗合自動車開業。蒸気式により運転〔芸日 1. 13〕。

2- 1 西備薄荷同業組合設立認可〔告示 51〕。

2- 1 神饌幣帛料を供進する神社 341 社を指定〔告示 55〕。3-19 さらに 358 社を指定〔告示 114〕。

2- 2 広島市民教育会，広島市鉄砲町組合教会で創立会開催〔芸日 2. 5〕。

2- 4 足尾銅山で暴動，軍隊出動。

2- 4 世界日曜学校協会理事長ブラオン博士来広。-7 広島メソヂスト教会で日曜学校講習会

開催（～11）。894

2-11 賀茂郡広村・御調郡中庄村・神石郡小島ほか4か村組合，広島県より優良町村として表彰される。212

2-13 広島市白神社内で悪税反対広島市民大会開催。広島市特別居住税条例案撤回され，反対運動奏功〔芸日 2.14〕。

2-17 沼隈郡地主会主催小作米品評会の褒賞授与式挙行〔芸日 2.20〕。

2-20 広島電燈，電柱税廃案を請願〔芸日 3.1〕。

2-20 陸海軍将校婦人会広島支会発会式挙行〔芸日 2.21〕。

2- 在広官民の協議により3月10日・9月10日を広島招魂祭の定日と定める〔芸日 2.10〕。

3-1 神石郡有志，貴衆両院へ郡制廃止反対を建議〔芸日 3.5〕。

3-4 北河銀行，大阪府より移転し阿賀銀行と改称。28

3-7 県知事，郡市長を招集し農事六大必行事項および産米改良に関し訓示〔芸日 3.8〕。

3-10 福島町代表者中野文助，福島町観音村夜学校の認可を県知事に申請。3-18認可。4-1開校〔芸日 3.20〕。

3-18 広島市水道第1期拡張事業着手。'08-3-14完成。548

3-20 呉市立高等女学校（呉市荘山田村）設置認可。4-30開校。51

3-21 小学校令改正（義務教育年限6年に延長）。

3-23 広島市大須賀村を大須賀町，川添村を福島町と改称〔告示 116〕。

3-29 中山銀行，愛媛県より移転し工商銀行と改称。'09-7-22音戸銀行と改称。28

4-1 芦品郡新市村に町制施行〔告示 107〕。

4-1 鉄道作業局，帝国鉄道庁となり，広島に営業事務所を設置。26

4-5 広島市役所，東部・西部・南部の3出張所を設置し，事務取扱開始〔芸日 4.2〕。

4-7 安佐郡盲啞研究会第1回例会開催〔芸日 '09.9.18〕。

4-8 私立広陵中学校設立（現広陵高校）。1005

4-15 呉海軍工廠で軍艦安芸進水式挙行。453

4-24 広島水力電気河内発電所（水力200kw）運転開始。29

4-29 広島市，民間の夜学校設立の動きに呼応し，夜学校規程制定。45

4- 広島市に有限責任鯉城購買組合設立。563

5-1 広島市，天満・宇品・段原・荒神の各尋常小学校内に夜学校を設置。45

5-2 広島市福島町で大火。罹災戸数227戸・罹災人員1000人以上におよぶ〔芸日 5.4〕。

5-5 中村銀行，東京市より転入し，呉商工銀行と改称。'29-4-30鴻池銀行に営業を譲渡し解散。28

5-15 世羅郡在郷軍人会設立〔芸日 5.19〕。

5-17 広島軌道株式会社創立総会開催〔芸日 5.19〕。

5-19 広島市寺町別院で仏教日曜講演会発会式挙行〔芸日 5.22〕。

5-20 呉区裁判所，裁判事務開始〔司法省告示 32〕。

5-27 第1回沼隈郡青年大会，沼隈郡今津村今津河原で開催〔芸日 5.29〕。

5- 高田郡長，郡内26町村を11町村に合併する案を町村長会同に諮問。304

5- 油川音四郎ら，広島薬学講習所を設立。'08年広島薬学校と改称。596

6-15 広島工業補習夜学校主催第1回工業講話会，広島市二葉山大観楼で開催。職工など400余人参加。907

6-20 大阪商船・石崎汽船部・広島早速社により宇品～三津浜間航海協定成立。51

6-23 福島町一致協会，同町妙蓮寺で第1回総会開催〔芸日 6.25〕。

7-5 大阪商船，尾道～別府線開航。640

7-10 太田川水力株式会社創立委員会開催〔芸日 7.11〕。

7-11 広島県斯民会，広島市水主町万象園で第1回会合開催。908

7-13 地方官官制改正〔勅令 266〕。これにより，従来の第1・2・3部を合併して内務部，

第4部を警察部と改称。

7-15 安芸郡奥海田・矢野・坂の3村はじめ各郡で水害。死者200余人〔芸日7.17〕。

7-25 吉田町ほか6か村学校組合立高田農学校、高田郡吉田町に設置。9-1開校（のち県立吉田農学校）。984

7-26 備後薄荷同業組合設立認可。35

7- 広島図書館岡田俊太郎ら、『芸藩通志』を活版印刷で刊行開始（～'15-7-）。119

8-10 『広島報知』発刊式挙行〔中国8.12〕。

8-12 安佐郡私立教育会、谷本富京大教授を招聘し夏期講習会を開催。907

8-20 県農会、県知事に産米麦表装取締規則制定に関する諮問に答申、あわせて産米改良検査の実施につき建議書を提出。31

9- 8 呉馬車鉄道、呉電気鉄道株式会社と改称。29

9-12 三十四銀行広島支店開設（現三和銀行広島支店）。28

9-15 広島洋服職工組合結成〔芸日9.17〕。

9-19 歩兵第71聯隊（衛戍地広島）新設〔軍令陸4〕。

9-25 県会議員選挙執行。12

9- 尾道市、尾道港浚渫に関し新造浚渫船を県に無料提供し、事業を委託。12

10- 1 別格別院仏護寺、大修繕が完成し落成式を挙行〔芸日10.2〕。

10- 8 福山公園の戦役戦没者忠魂記念碑除幕式挙行〔芸日10.10〕。

10- 9 歩兵第41聯隊、第5師団を脱し、第17師団に編入。449

10-13 広島市の実業家、清国人と協同し、日清燐寸株式会社を広島市上流川町に設立。工場を清国に置く〔芸日'08.1.1〕。

10-18 臨時県会開会（～24）。森田俊左久（高田郡）、第20代議長に当選。物産陳列所設立要望の意見書を可決。12

10-18 忠海中学校生徒、ボートレースに起因して争闘〔芸日11.7〕。

10-21 広島商工組合会、広島市会議事堂で発会式挙行。各組合の代表者約60人出席〔芸日10.19〕。

10-29 広島商業会議所、宇品港の満韓貿易輸出入品特殊取扱い復活を大蔵省に陳情。11-16大蔵省、許可〔芸日11.19〕。672

10- 比治山御便殿完成。

11- 1 安芸銀行、東京都より移転。12-10 芸陽銀行と改称。28

11- 1 広島市、下水道臨時築造部を開設。45

11- 1 広島市内の私立明道中学校で紛擾〔芸日11.5〕。

11- 2 備後鉄道、備後電気鉄道株式会社と改称。29

11- 3 山県郡筒賀村・豊田郡中野村・芦品郡有磨村、広島県より優良町村として表彰される。212

11- 3 広島市の活版職工有志、広島活進会再興発起会を開催。696

11- 9 県内務部勸業課員等により報徳研究会結成〔芸日'08.4.16〕。

11-13 通常県会開会（～12-12）。工業試験場費を否決（知事、原案を執行。以後、'11年まで通常県会で否決）。共同苗代奨励費を否決。12

11-16 米大使、労働者移民の渡航制限を要請。'08-2-18日米紳士協約成立。

11-20 京浜・阪神地方の中小銀行で支払停止・取付が続出。

11-21 呉海軍工廠で軍艦伊吹進水式挙行。453

11-21 広島県歯科医師会創立総会開催。851

11-24 愛国婦人会広島支部第1回総会、閑院宮妃を迎え西練兵場で開催。796

12- 1 早速広島商業会議所会頭、輸出入業者と満韓貿易振興、広島輸出組合結成につき協議。672

12-18 広島電燈株式会社株主総会、太田川水利使用権譲受けの件を可決。広島方株主の多く退場。大阪方の株主の意見通り決定〔芸日12.20〕。

- 12-18 広島県婦人矯風会，廃兵慰藉会を開催。96
12-21 尾道局，電話交換業務開始。25
12-25 広島市尾長村字東浦組合風俗矯正会発会式举行〔芸日 12. 28〕。
12-27 広島県工業試験場，深安郡福山町西町に設置〔告示 498〕。

1908 明治 41 戊申

- 1-7 秩父貯蓄銀行，埼玉県より転入し，八幡貯蓄銀行と改称。'17-1-27 七尾商工銀行と改称し，石川県に移転。28
1-11 広島斯民会，県庁で開催。会則を議定〔芸日 1. 14〕。
1-11 十時菊により呉市両城町に帝国海軍軍人ホーム設立。海軍軍人上陸時の宿泊慰安施設。827
1-12 広島県歯科医師会設立認可〔告示 19〕。3-8 発会式。851
1-17 広島市寿座で市会議長選挙問題につき広島市民大会開催〔芸日 1. 18〕。
1-18 広島公会堂（民営）新築落成式举行〔芸日 1. 21〕。
1-21 増税諸法案（酒造税・砂糖消費税増徴，石油消費税新設），帝国議会に提出。
1-22 専売局府中製造所三原分工場廃止〔大蔵省令 3〕。
1-31 米国南メソヂスト教会日曜学校教育の権威ハミル博士夫妻来広。2-1 県立師範学校で講演。894
1- 天理教中国出張所（沼隈郡藤江村），中国支教会と改称。154
2- 6 広島市尾長村東部住民風俗矯正会発会式举行〔芸日 2. 8〕。
2-14 全国商業会議所联合会，増税賛成議員を非難し総選挙宣言を可決。
2-14 広島県農事試験場，広島県立農事試験場と改称〔告示 64〕。
2-14 進徳女学校設立認可。4-14 広島市材木町誓願寺で開校式举行（現進徳学園）。960
2-19 広島斯民会賀茂郡支会，発会式举行（のち賀茂郡斯民会）。県内初の郡単位の斯民会〔芸日 2. 27〕。
2-21 高田郡吉田町で留岡幸助の報徳講演会開催。-23 比婆郡庄原町でも〔芸日 2. 25〕。
2-27 私設屠場を買収し，呉市営屠場開設。51
2-29 呉券番の芸妓，検梅施行の復活に反対しストライキ〔芸日 3. 2〕。
2- 広島県県治課員により戊申報徳会を組織〔芸日 2. 16〕。
2- 土肥女学館，賀茂郡郷田村に設置（のち土肥高校）。1014
3- 2 『芸備詞叢』，『芸備日日新聞』毎月曜付録として創刊。1066
3- 4 陸軍被服廠広島派出所，支廠に昇格〔勅令 23〕。
3-10 広島県害虫駆除予防法施行規則制定。誘蛾燈の設置，被害株の焼棄などを指示〔県令 19〕。
3-18 双三郡立技芸女学校設置認可（のち県立三次高女）。998
3-25 広島市下水道工事起工。45
3-26 呉市和庄町で大火。96 戸全焼，11 戸半焼〔芸日 3. 27〕。
3-27 広島市大手町の鍛冶職工 17 人，職工雇入れの請負人に工賃の支払いを要求し，ストライキ〔中国 3. 29〕。
3-31 地方税制制限に関する法律公布。
3- キリスト教婦人矯風会呉支部設置。51
4- 1 私立広島高等女学校，私立山中高等女学校と改称〔文部省告示 1〕。
4- 1 広島高等師範学校付属図書館を一般に公開。44
4- 3 呉市在郷軍人会設立〔芸日 4. 2〕。
4- 7 牛馬宿営業取締規則制定。衛生上の取締を厳にする〔県令 29〕。
4- 7 関東銀行，東京市より転入し，広島殖産銀行と改称。'15-4-9 第十四銀行と合併し解散。28
4-13 豊田郡町村長会同，豊田郡報徳会の設立を決定〔芸日 4. 16〕。

- 4-15 別格別院仏護寺を広島別院と改称。885
- 4-19 『沼隈郡報』創刊。239
- 4-23 元県知事千田貞暁没。112
- 4-25 『広島県農会報』、『芸備農報』と改題。31
- 4-27 比婆郡立庄原実業学校開校（のち県立庄原実業）。959
- 4-30 砲兵工廠広島派出所廃止〔陸軍省達18〕。
- 4- 県内青年団体の督励および統一を図るため青年会設置標準を制定。786
- 5- 1 広島県同志銀行共融会創設。604
- 5- 8 市町村債に関する知事の事前認可など市町村に対する監督を厳にする〔訓令県12〕。
- 5-13 瀬戸田塩業組合、製塩業者のみにより設立。のち地主も加わる。589
- 5-15 第10回衆議院議員総選挙執行。広島串本康三（政友会）、尾道橋本太吉（無所属）、郡部横山金太郎・麦田宰三郎・望月圭介（以上政友会）・井上角五郎・荒川五郎（以上大同倶楽部）・花井卓蔵・富島暢夫（以上猶興会）・世良静一・金尾稜巖・森田俊佐久（以上無所属）当選。346
- 5-15 広陵信用組合、広島市猿猴橋町に設立。28
- 5-24 大谷籥子を迎え広島別院で真宗安芸婦人会総会開催〔芸日5.24〕。
- 5- 『民政要綱』刊行。部落有財産統一、青年会・斯民会設置標準を指示〔芸日5.24～28〕。
- 6- 1 糸崎局、電話交換事務開始。25
- 6-14 広島学生仏教研究会発会式挙行〔芸日6.16〕。
- 6-21 『中国』、5000号に達し、『中国新聞』と改題。1020
- 6-25 恵木岩吉（福岡県鞍手郡木屋瀬炭鉱主、安佐郡日浦村出身）、安佐郡無尽義会を創立。910
- 6-29 広島県庁会議室で産業組合協議会（第1回県下産業組合大会）を開催し（～7-2）、大日本産業組合中央会広島県支会を設立。7-9 設立認可。563
- 7- 5 広島運動クラブ設立。30
- 7- 7 広島県立西条農学校設置認可。'10-5-7 開校式。988
- 7-11 広島感化院、広島修養院と改称。822
- 7-14 第2次桂太郎内閣成立。
- 7-14 電気鉄道取締規則制定〔県令47〕。
- 7-20 歩兵第41聯隊、福山町に転営。449
- 7-20 県知事、県庁で開催の郡市長会議で共同苗代につき演説〔芸日7.21〕。
- 8- 1 広島手形交換所、日本銀行広島出張所振替決済による手形交換業務を開始。601
- 8- 3 広島銀行、本店を広島市元柳町に移転。28
- 8- 6 大日本軌道株式会社設立。広島軌道を合併し、同社広島支社とする。26
- 8- 7 共同苗代設置規則制定〔県令70〕。
- 8-14 細菌学の泰斗コッホ博士、厳島に来遊〔芸日'09.1.1〕。
- 8-15 東京地方裁判所で赤旗事件の公判開廷。被告の1人に広島市出身神川マツ〔中国8.19〕。
- 8-17 大日本産業組合中央会広島県支会佐伯郡部会設立。ひきつづき各郡市地区で部会設立される。36
- 8-25 双三・比婆両郡仏教徒大会、三次町で開催〔芸日8.30〕。
- 9-21 福山局、電話交換事務開始。25
- 9-29 警察犯処罰令公布。
- 9-29 広島公会堂で、県下稲共同苗代表彰式挙行〔芸日9.30〕。
- 9-29 広島県地主会、田畑地価1万円以上の大地主109人により結成。31
- 9-30 広島修道院を広島県代用感化院に指定〔告示398〕。
- 10- 6 救済所設置規程制定〔県令145〕。

- 10-13 戊申詔書発布。
- 10-19 沼隈郡共同苗代表彰式挙行。241
- 10-22 広島県地主会，山口・福岡・熊本3県に合同視察（～10-28）。31
- 10-30 広島婦人一心会，広島偕行社で解散式挙行。のち寺本百太郎，事業を継承し一心会を設立。795
- 10-31 広島医師倶楽部，広島医会と改称。846
- 11- 1 広島体育会発会式挙行〔芸日 11. 2〕。
- 11- 3 甲奴郡吉野村，広島県より優良町村として表彰される。212
- 11- 4 広島県産牛馬組合聯合会設立。575
- 11- 9 広島商業会議所，営業税賦課をめぐる当局の処置は不当と決議。のち営業税審査委員会で税務署の査定をくつがえす。678
- 11-13 通常県会開会（～12-12）。宮原幸三郎（呉市），第21代議長に当選。共同苗代設置規則をめぐって紛糾。郡部会は開議されず，各議案は未議了となり知事は原案を執行。12
- 11-15 深安郡斯民会発会式挙行。'09-8-青年部設置。153・786
- 11-23 沼隈郡鞆町の沼名前神社，芦品郡宮内村の吉備津神社で戊申詔書奉読式挙行〔芸日 11. 25〕。
- 11-26 県会，共同苗代設置強制反対意見書を議決。12-1 知事，取消しを命ずる。334
- 11-26 沼隈郡戊申詔書交付式・郡斯民会表彰式，松永高等小学校で挙行。241
- 11-27 安佐郡安村農民，県会議長に共同苗代反対を陳情〔芸日 12. 10〕。
- 11-30 『三次新報』（双三郡三次町）創刊〔芸日 11. 15〕。
- 11- 山県郡八幡村西樽床紀念報徳社結成。237
- 12- 3 山県郡10か町村共同苗代問題有志大会開催〔芸日 12. 6〕。
- 12-10 三原・勤儉貯蓄両銀行合併し，西備銀行設立。'20-5-29 解散。28
- 12-13 県会，共同苗代反対意見書取消し問題で知事を相手とする行政訴訟の提起を議決。'09-1-18 訴訟提起。334
- 12-13 共同苗代強制廃止期成同盟会結成〔芸日 '09. 1. 7〕。
- 12-16 尾道肥料商組合，肥料取締法除外例運動をおこす〔芸日 '09. 1. 1〕。
- 12-19 県知事，共同苗代設置に関し諭告〔諭告 3〕。
- 12-22 山県郡原村民，共同苗代による負担増を理由に赤十字社・愛国婦人会に退会届を提出〔芸日 12. 25〕。
- 12-22 尾道市立高等女学校，尾道市久保町に設置。'09-4-20 開校。959
- 12-28 県会議長，内務大臣へ共同苗代につき意見書を提出。334
- 12- 福山商工会，農商務大臣に商業会議所設立認可申請書を提出するも却下。685
- この年**，広島県の種牡牛500頭に達し，全国第1位となる。34
- この年**，広島県農事試験場，山県郡香米の改良を企図し，調査・研究に着手。32
- この年**，御調郡吉和村に尾道常設家畜市場設立。同郡栗原村に御調常設家畜市場設立。151
- この年**，翌年にかけて郡・町村を単位とする斯民会・青年会の結成あいつぐ。299・786

1909 明治 42 己酉

- 1- 4 双三郡民大会，共同苗代反対を決議〔中国 1. 7〕。
- 1- 7 臨時県会開会（～13）。西条農学校への農事試験場付設にともなう追加予算，未議了となり知事は原案を執行。12
- 1- 8 巡回文庫奨励規程制定〔告示 5〕。
- 1-12 共同苗代強制廃止第1回県民大会，広島市二葉公園で開催〔芸日 1. 13〕。
- 1-29 横山金太郎ら，共同苗代の強制に関する質問趣意書を衆議院に提出。326
- 2- 1 永長銀行，愛媛県より転入し，宝銀行と改称。-16 多川銀行と改称。28
- 2- 1 賀茂郡東高屋村に私立白市実科女学校設立認可。4-15 開校式（現県立河内高校）。989
- 2-11 佐伯郡草津村に町制施行〔告示 36〕。

- 2-11 呉市民会発会式挙行。呉市政の刷新を決議〔芸日 2. 13〕。
- 2-15 共同苗代強制に関する質問に対し、政府は答弁書を提出し、県知事の措置を是認。326
- 2-15 賀茂郡阿賀町延崎で大火。76 戸焼失。53
- 2-22 福山紡績福山支店の工女 100 余人、待遇改善を要求しストライキ〔中国 3. 2〕。
- 2-26 金江津銀行、茨城県より転入し、中国銀行と改称。'00-6-5 岩谷銀行と改称。'13-11-24 東京市に移転。28
- 2- 呉海軍工廠造兵部労働者、組長に歩金の収支報告を迫り交渉。各工場職工動揺。53
- 3- 9 山口雲鳳ら、戊申画会を設立。116
- 3-15 大日本産業組合中央会広島県支会、広島市で初の農産物展覧会を開催（～17）。36
- 3-20 共同苗代問題で農民 5000 余人、祇園警察分署に押し寄せる。600 余人、県庁へ陳情。〔芸日 3. 21〕。
- 3-21 共同苗代問題をめぐり安芸郡本庄村で騒擾おこる〔芸日 3. 24〕。
- 3-24 貴族院、共同苗代廃止請願書を採択。326
- 3-26 広島市政刷新同盟会発会式挙行〔芸日 3. 27〕。
- 3-31 広島県水産試験場廃止〔告示 44〕。
- 3- 福山町内国税営業者、営業税軽減を決議。685
- 4- 1 広島県三原女子師範学校設置。広島県師範学校に併置され、同校女子部生徒を引きつぐ。'10-3-29 御調郡三原町に移転。44
- 4- 2 県社以下神社処務規程制定〔訓令兵 3〕。
- 4- 3 広島市政刷新同盟会、広島市の予算膨張に反対し市政刷新市民大会を開催〔芸日 4. 5〕。
- 4- 5 比婆郡山内北村で小作人 56 人、共同苗代強制に反対し、22 町歩返還を申入れる〔芸日 4. 5〕。
- 4-17 新庄女学校（山県郡新庄村）設立認可。5-3 開校式（現新庄学園）。1013
- 4-21 広島市二葉公園で第 2 回共同苗代強制撤廃県民大会開催。宗像県知事不信任を決議〔芸日 4. 22〕。
- 4-24 福島町民一致協会、中野文助所有罐詰工場内に夜学校を設立〔芸日 10. 19〕。
- 4-29 広島商工組合联合会設立。679
- 4-30 『共栄会報』（広島機関庫共栄会）創刊。1064
- 4- 『備後日報』（福山町）創刊。58
- 4- 広島能楽調成会設立〔芸日 4. 29〕。
- 5- 1 呉券番芸妓 35 人、取締強化に反対しストライキ〔芸日 5. 2〕。
- 5-17 小田貫一、広島市長に就任。1225
- 5-19 福山紡績福山支店第 2 工場落成式挙行。624
- 5-29 御調郡向島西村字江奥・土井・川尻等の村民、村税滞納処分に対して騒動をおこす〔芸日 '10. 1. 1〕。
- 5-31 『山県郡報』創刊。236
- 5- 知事、町村長会同で部落有財産統一につき訓示。304
- 6-21 呉市の賭博開帳および贈収賄事件で博徒および呉警察署員の検挙始まる。53
- 6-24 『安芸郡報』創刊。234
- 6- 広島信用組合設立。28
- 7- 1 広島県屠畜株式会社経営の屠場、市営となる。112
- 7-11 高田郡内の村吏・学校職員・学務委員ら、民風改善を目的に北斗会を設立〔芸日 7. 15〕。
- 7-12 内務省、東京で第 1 回地方改良事業講習会を開催。
- 7-13 この日より炎天、18 日を除き連日最高気温 30℃以上を記録（～8-31）。旱魃により農作物に被害。42・58
- 7-17 安佐郡在郷軍人会設立〔芸日 7. 20〕。
- 7-19 大阪信託銀行、大阪市より転入し、第一信託銀行と改称。28

- 7-23 共立明治銀行，東京市より転入し，広業銀行と改称。'13-11-25 東京市に移転。28
- 7-24 共同苗代設置規則改正。除外規定を設け共同苗代設置強制を緩和【県令 52】。
- 7- 広島市大手町 1 丁目勸商場内に広島商品陳列場開設。406
- 7- 呉郵便局集配人 50 余人，休憩時間の減少と手当についての不満からストライキ。敗北。53
- 8- 7 備後本口畳表同業組合（沼隈郡）設立認可。415
- 8-18 『安佐郡報』創刊。235
- 8-29 頼杏坪への従 4 位贈位を記念し，広島県立高等女学校で 75 年祭典を挙。49
- 9- 9 渡辺又三郎，広島市長に就任。1225
- 9- 9 比木銀行，静岡県より転入し，商栄銀行と改称。-28 日本商栄銀行，'12-12-6 大成銀行と改称。'13-12-4 長崎県に移転。28
- 9-20 共同苗代問題で各郡市有志大会を広島市天神町清岸寺で開催。芸備農民同志倶楽部設置を決議【芸日 9. 21】。
- 9-27 広島県山林会発起人会開催【芸日 9. 29】。
- 10- 1 広島県産牛馬組合聯合会主催第 1 回産馬共進会，比婆郡庄原町で開催（～3）。580
- 10- 2 県立尾道商業学校寄宿舎生，同盟休校【中国 10. 10】。
- 10- 5 西村尾道市長，尾道～多度津間連絡航路存続運動を開始【芸日 '10. 1. 1】。
- 10- 8 広島瓦斯株式会社設立発起人会・創立総会，大阪中之島銀行集会所で開催。645
- 10- 8 広島市荒神町に青物市場開設。50
- 10- 9 広島県産牛馬組合聯合会主催第 1 回産牛共進会，三次町で開催（～12）【告示 244】。
- 10-10 『めさまし新聞』（広島市）創刊【中国 10. 12】。
- 10-12 全国の線路名称を定め，主要幹線を本線と呼称（山陽本線）。26
- 10-19 郡町村に監督官庁指示簿調整を命ずる【訓令 11】。
- 10-17 『呉日日新聞』，『呉毎日新聞』の号数を継承し創刊。53
- 10-17 福島町夜学校校舎落成式挙。【中国 10. 19】。
- 10-20 呉市で教育品展覧会開催（～24）。県外の小学校からも 694 校が展列。出品総数 4 万 5000 余点参観者 12 万 976 人。51
- 10-22 広島県麦稗経木真田同業組合設置認可【告示 352】。
- 10-25 広島商業会議所，県の米穀検査規則案について意見書を提出。568
- 10-26 伊藤博文暗殺される。
- 10-31 呉電気鉄道により鉄道踏切～本通 9 丁目間電車開通。県内初の路面電車【芸日 11. 1】。
- 11- 6 双三郡地主会総会，共同苗代撤廃を決議。地主会長より知事に意見書を提出【芸日 11. 11】。
- 11-10 小松原文相，県内各学校を巡視（～13）。909
- 11-13 通常県会開会（～12-12）。地租軽減の意見書を決議。12
- 11-16 尾道商業会議所，米穀検査規則・罐詰検査規則について県知事に答申。568
- 12- 1 共同苗代ならびに産米改良強制反対の各郡市同志者協議会，広島市徳応寺で開催【芸日 12. 3】。
- 12- 1 備後電気鉄道，電燈・電力供給事業開業（永野山発電所，水力 250kw 発電機 2 台）。'10-3-20 開業式。29
- 12- 8 県会，共同苗代設置規則廃止に関する意見書を可決。334
- 12- 9 県知事，県会で共同苗代廃止の演説をおこなう。334
- 12-10 県会，行政訴訟取下げの件を可決。官民合同懇親会を公会堂で開催。334・333
- 12-11 日本聖公会呉伝導館，呉市中通に設立許可。51
- 12-13 産業組合中央会設立。
- 12-18 広島商業会議所，不景気挽回に関し，大蔵・農商務両大臣に意見開申。678
- 12-18 芦品郡私立教育会発会式挙。【芸日 12. 20】。
- 12-19 大日本軌道，横川～祇園間の営業を開始【芸日 12. 21】。

- 12-21 山県郡会，減租意見書を内務大臣，県知事に提出〔中国 '10.1.25〕。
12-21 県会，地租軽減意見を内務大臣に提出。333
12-21 共同苗代設置規則を廃止し，共同苗代奨励費交付規程制定。共同苗代設置強制をやめ，共同苗代組合に奨励金を交付〔県令 63・64〕。
12-31 呉電車支線，呉停車場前～呉駅前間開業。416
12- 尾道瓦斯，尾道市・吉和村・栗原村を供給区域とするガス事業設立を出願。'10-2-許可。645

1910 明治 43 庚戌

- 1- 1 呉軍港細則改正（'07-12-28）により，川原石港への普通船舶出入を制限禁止。53
1- 1 佐伯郡大竹村に町制施行〔'09 年告示 430〕。
1- 9 呉市で市庁舎新築反対の演説会開催。-23 呉市会，2 万円削減し落着。53
1-15 広島市畳屋町寿座で共同苗代強制廃止祝賀会ならびに共同苗代強制廃止期成同盟会解散式挙行。ひきつづき芸備農民同志倶楽部発会式挙行〔芸日 1.16〕。
1-28 呉軍港第 2 区水域内（川原石港）において届出・旗章掲揚のうえ海運営業することを許可〔県令 7〕。
1- 『佐伯時報』発刊。'16-4-廃刊。143
2- 7 広島商工組合联合会，営業税法改正案反対を決議。-16 熊谷忠一ら 490 人連署し大蔵大臣・貴衆両院議長に請願。678
2-13 呉毎日新聞社解散〔中国 2.16〕。
2-20 沼隈郡教育会発会式挙行〔中国 2.22〕。
2-21 三原町に電話開通〔芸日 2.22〕。
2-22 郡農業技手設置費補助規程制定〔訓令勸 1〕。
2-25 賀茂郡広村，内務省より模範村として表彰され，金 1000 円を授与される。212
2- 俳団六々連社，文芸雑誌『七草』創刊。52
2- 呉海軍工廠で人員整理，仕事の配分をめぐる職工動揺。38
2- 報徳財団，財団法人として認可される。825
3- 1 大同倶楽部と戊申倶楽部の一部合同し，中央倶楽部結成。
3- 1 米穀検査規則制定。9-1 施行。任意による米穀検査を実施〔県令 11〕。
3- 1 県知事，米穀検査規則の施行を円満にし，本県産米の品位を復し価格を高めるよう求める〔告諭 1〕。
3- 1 山県郡役所，加計町に移転〔告示 64〕。
3- 5 永代銀行，東京市より転入し，広島商工銀行と改称。'15-9-6 日本国民銀行と改称。'26-6-21 営業認可取消。28
3- 8 広島県立福山書籍館廃止〔告示 75〕。
3-13 立憲国民党結成。
3-16 広島市政刷新同盟会，広島公会堂市営化に反対し演説会を開催〔芸日 3.18〕。
3-19 広島市会，広島公会堂買収案を可決。339
3-21 芦品郡府中町に電話開通〔芸日 3.24〕。
3-28 大日本産業組合中央会広島県支会，産業組合中央会広島県支会と改称。563
3-29 広島県山林会創立総会開催。583
3- 文部大臣，沼隈郡山南村青年会・同赤坂村青年会・神石郡小野村青年会を表彰。786
4- 1 広島通信管理局設置。広島・島根・山口・愛媛 4 県を管轄〔勅令 90〕。
4- 1 広島県立農事試験場，賀茂郡西条町に設置。佐伯郡己斐村の試験場は同己斐分場と改称〔告示 34〕。
4- 1 広島県米穀検査所，県庁内に設置〔告示 126〕。
4- 1 広島県罐詰検査所，県庁内に設置〔告示 159〕。
4- 3 金尾稜巖，立憲国民党芸備支部を設置。10

- 4-12 耕地整理事業奨励規程制定。耕地整理事業を奨励するため、知事が基本調査・設計調査・工事監督を行う〔**県令 33**〕。
- 4-12 市町村が新たに税を設ける場合、市町村会に発案する前に知事の認可を得ることとする〔**訓令 5**〕。
- 4-15 第 6 潜水艇，新湊沖で作業中沈没。死者 14 人。453
- 4-20 尾道市久保町西国寺紫紙金泥金光明最勝王經ほか県内で 9 件を国宝に指定〔**内務省告示 68**〕。
- 4-21 軽便鉄道法公布。
- 4-22 罐詰検査規則制定。任意により罐詰検査を行い，合格した罐詰に検査証明を与える〔**県令 36**〕。
- 4-27 呉電気鉄道川原石～鉄道踏切間開通。51
- 4- ニューヨーク・スタンダード石油会社糸崎油槽所職工，賃上げを要求しストライキ。40
- 5-15 饒津神社で浅野長政公 300 年祭挙行（～26）〔**中国 '11. 1. 1**〕。
- 5-15 広島市禅林寺・金龍寺・聖光寺・本照寺で芸藩名家書画遺物展覧会開催（～21）〔**芸日 5. 17**〕。
- 5-17 佐伯郡草津町で大火。42 戸全焼，13 戸半焼〔**芸日 5. 19**〕。
- 5-19 広島市西練兵場で日清戦争第 1 軍戦死者記念碑の落成式挙行。96
- 5-25 大逆事件検挙始まる。
- 6-10 立憲国民党河野広中・島田三郎ら来広し，早速整爾と政談演説会を開催。10
- 6-12 山陽本線，四国連絡尾道～多度津航路の直営を廃し，東予運輸との連帯運輸を開始。136
- 6-18 広島電気軌道株式会社設立（資本金 300 万円）。27
- 6-23 福山町長，水道布設議案を町会に提出。福山上水道布設計画はじまる。549
- 6-24 米券倉庫入庫米奨励規程制定〔**告示 284**〕。
- 6-25 尾道瓦斯株式会社設立。645
- 7-15 笠井商業銀行，千葉県より転入し，芸予銀行と改称。'13-6-18 東京市に移転。28
- 7-27 沼隈郡仏教同心会設立。154
- 7-30 韓国皇太子来広。第 5 師団司令部・泉邸を視察。12
- 7- 井上巡回文庫，深安郡役所に設置。153
- 8-22 韓国併合に関する日韓条約調印。
- 8-23 厳島軽便鉄道株式会社，厳島大元公園～弥山間の鉄道敷設許可を申請。'11-6-6 本免状交付。'12-5-10 宮島登山鉄道株式会社と改称し，'18-10-26 解散。513
- 8-29 厳島神社末社豊国神社本殿（千畳閣）を特別保護建造物に指定〔**内務省告示 110**〕。
- 8-30 広島市会，物産陳列所設置要望意見書を県会に提出。339
- 8- 広島水力電気電力需要家，電力料金値下げ運動をおこす。29
- 8- 義倉財団，私立義倉図書館を設立。407
- 9- 2 広島市で韓国併合祝賀提燈行列。-2 福山，-3 尾道でも〔**芸日 9. 4**〕。
- 9- 5 鞆軽便鉄道，鞆～福山間敷設免許。516
- 9- 5 安芸大田組教学団，山県郡大田組 39 か寺により組織され，発団式挙行。238
- 9-13 県知事，韓国併合に際し，朝鮮人との融和を促す〔**訓令官 2**〕。
- 9-14 広島市八丁堀埋立地で東京大相撲興業。96
- 9-20 高田郡内の地主・小作人，来原村正光坊で合同協議会開催〔**中国 9. 23**〕。
- 9-21 尾道肥料商同業組合設立認可〔**告示 436**〕。
- 9-23 芦品郡米券倉庫組合創立総会開催。108
- 9-28 長屋謙二，広島市長に就任。1225
- 9-30 沼隈郡実業補習巡回教育規程制定。242
- 9- 福山米券倉庫創設。深安・沼隈両郡の地主 40 人が出資。153

- 9- 加計地方を中心とした和歌・俳句の同好会古風会結成。167
- 10- 1 広島瓦斯営業開始。取付メーター1244 個。尾道瓦斯を合併。645
- 10- 1 尾道塩回送株式会社設立され、松永塩商社はその代理店となる。591・592
- 10- 1 第5 回中国 6 県聯合畜産共進会・馬匹共進会、広島市西練兵場で開催（～10）。550
- 10- 1 沼隈郡町村民育巡回講話規程制定。242
- 10- 4 広島別院で中国新聞社主催広島県青年大会開催〔中国 10. 5〕。
- 10-11 芸備軽便鉄道株式会社、広島～三次間の鉄道敷設許可を申請。’11-3-2 免状交付。515
- 10-20 広島県米穀検査所、県内 20 か所に出張所を設置〔告示 456〕。
- 10-22 呉電気鉄道株式会社、呉市和庄町～賀茂郡阿賀町間の軽便鉄道敷設許可を申請（線路延長免許願）。’11-6-28 免許状下付。’12-12-20 失効。515
- 10-25 呉瓦斯株式会社設立。645
- 10-25 広島市役所で広浜鉄道期成同盟発起会開催〔中国 10. 26〕。
- 10-31 備後電気鉄道、鉄道事業を断念し備後水力電気株式会社と改称。29
- 10- 県会議事堂新築落成。12
- 10- 世界館、呉市最初の写真館として開館。53
- 10- 諏訪修治、福山米屋町に伝導教会を設立。58
- 11- 1 楽石社広島支部設立。吃音・言語障害の矯正にあたる。911
- 11- 1 私立明道中学校教員、給料遅滞、不払い、無資格教員に対する書記の軽蔑でストライキ。-10 解決。〔芸日 11. 16〕。
- 11- 3 帝国在郷軍人会発足。
- 11- 4 東洋拓殖株式会社の「移民規則ノ趣旨」を『広島県報』に掲載し、朝鮮への農業移民の募集を呼びかける。176
- 11- 6 山陽新報広島支局設置。1022
- 11-14 通常県会開会（～12-13）。陰陽貫通鉄道速成の意見書を議決。12
- 11-14 河合保四郎ら 145 人、両備軽便鉄道福山～高屋、福山～府中間敷設免許を申請。’11-8-21 許可。520
- 11-14 大逆事件に関連して幸徳秋水と親交があった相坂侘が東京に押送されるにあたり、安芸郡吉浦村大久保繁助、家宅搜索を受ける。呉市稲荷町豊田卯之助、同和庄 2 丁目の谷義親らも。37
- 11-15 帝国農会設立認可。
- 11-15 ニューヨークスタンダード石油会社神戸支店糸崎出張所の職工ストライキ〔中国 11. 18〕。
- 11-18 鞆軽便鉄道株式会社設立。516
- 11-29 呉電鉄の運転手・車掌 60 余人、賃金値上げ・労働時間短縮・監督公正を要求してストライキ。38
- 11- 木野川製紙組合・大竹町製紙組合設立。139
- 12- 1 藤田組創業（現フジタエ業）。1234
- 12- 7 広島県医師会設立認可〔告示 533〕。
- 12-14 『神石郡時報』創刊。156
- 12-16 三次局、電話交換事務開始。県北では初。25
- 12-20 千歳銀行、長野県より転入。’11-8-1 広島明治銀行と改称。’13-10-24 佐賀県に移転。28
- 12-21 広島水力電気巖島発電所（ガス力 75kw）竣工。’11-1-供給開始。29
- 12-22 広島県醤油醸造同業組合設置認可〔’11 年告示 4〕。
- 12- 呉公論社、『呉』を刊行。52

1911 明治 44 辛亥

- 1- 1 福島町北部青年会発会式挙行。-2 中通り、-3 南部も〔中国 1. 5〕。

- 1-12 国幣中社厳島神社，官幣中社に列格〔内務省告示 3〕。
- 1-18 大審院，大逆事件被告 24 人に死刑判決。翌日 12 人を無期に減刑。
- 1-20 本郷駅以西沿道関係町村長・人民総代等，鉄道線路非変更請願書を協定〔中国 1.25〕。
- 1-24 備後肥料同業組合設置認可〔告示 58〕。
- 1-25 家畜市場法施行細則制定〔県令 4〕。
- 1-25 福山商工会，『福山商工彙報』を創刊。686
- 1-30 福山瓦斯株式会社設立。28
- 1-30 因島沖合で土生村の漁民 5～60 人，尾道市の漁民 12 人を密漁船と決めつけ襲撃，大乱闘となる〔芸日 2.2〕。
- 2-11 セーラー万年筆本舗坂田製作所，呉市稻荷町に設立。653
- 2-11 豊田郡大崎南村・神石郡新坂村，内務省より模範村として表彰され，それぞれ金 500 円を授与される。212
- 2-11 革新倶楽部所属県会議員を中心に，芸備革新党発会式挙行。10
- 2-12 呉市役所庁舎新築移転。51
- 2-20 沼隈郡走島村の漁民 100 余人，改正漁業取締規則実施に反対し，郡役所に押寄せる（～22）〔芸日 2.26〕。
- 2-21 日米新通商航海条約調印（関税自主権確立）。
- 2- 山本滝之助，『良民』を創刊。789
- 2- 吉浦火薬試験所分析工 29 人，賃金値下げでストライキ。工廠側が指導者を解雇したため分析工 58 人全員ストライキに突入。38
- 3-11 普通選挙法案，衆議院で可決。-15 貴族院で否決。
- 3-20 広島県蚕種同業組合設置認可〔告示 151〕。
- 3-26 呉電気鉄道本通 9 丁目～鹿田間開通〔芸日 3.27〕。
- 3-26 広島県医師会設立総会，呉市で開催。846
- 3-29 工場法公布。'16-9-1 施行。
- 3-30 呉海軍工廠で戦艦摂津進水式挙行。皇太子臨場。453
- 4-1 呉市立呉中学校，広島県に移管され，広島県立呉中学校と改称（現呉三津田高校）〔告示 81〕。
- 4-1 広島県三原女子師範学校に附属小学校を設置。44
- 4-10 有限責任広島信用組合購買組合联合会設立認可。563
- 4-10 第 5 師団，満州駐劄を命ぜられ，歩兵第 11 聯隊出發。447
- 4-17 尾道市久保町西国寺錫杖ほか県内で 3 件を国宝に指定〔内務省告示 35〕。
- 4-18 呉バプテスト教会，呉市莊山田に設立許可。51
- 4- 松本寛次，広島中学に赴任し，サッカーを指導。30
- 5-1 沼隈郡実業補習学校（郡立），松永町に設置（のち県立沼南実業）。959
- 5-8 賀茂軽便鉄道株式会社発起人 44 人，賀茂郡西条町～同郡阿賀町間の鉄道敷設許可を申請。'12-3-28 免許状下付。'13-4-14 阿賀町～呉市和庄町間免許状下付。'15-7-1 失効。512
- 5-9 鞆電気株式会社開業（ガス力 60kw）。'18-5-14 広島呉電力に合併。29
- 5- 蟻集財団，甲奴郡上下町に設立。822
- 5- 文部大臣，沼隈郡神村青年会および安佐郡麻下青年団を表彰。786
- 6-1 日本銀行広島出張所，支店に昇格。602
- 6-10 第 4 回貴族院多額納税者議員選挙執行。八田徳三郎当選〔芸日 6.11〕。
- 6-10 江波・仁保島村両漁業組合，吉島沖合理立反対を決議〔中国 6.16〕。
- 6-14 大日本軌道の軽便鉄道横川～可部間全通式をあげ，営業を開始〔芸日 6.15〕。
- 7-1 臨時県会開会（～2）。12
- 7-11 米穀検査規則改正。生産検査・輸出検査の区別を廃止。入庫米奨励金を交付〔県令 44〕。
- 7-14 呉市，海軍の余水による水道計画をたて，呉鎮守府司令長官に余水分与を請願。51

- 7-15 『広島新聞』創刊〔中国 ' 12. 7. 17〕。
- 7-25 先憂会機関誌『まこと』創刊。1116
- 7-27 福山為替，福山実業銀行と改称。28
- 7- 比婆郡産牛馬組合，郡内 4 か所に常設家畜市場を開設。578
- 7- 大阪鉄工所，因島船渠を買収。'12-3-大阪鉄工所因島分工場として操業開始。643
- 8- 1 芸陽軽便鉄道株式会社発起人宮原幸三郎ら 20 人，賀茂郡竹原町～御調郡三原町間の鉄道敷設許可を申請。'12-4-17 免許状下付。'12-6-22 竹原町～阿賀町間鉄道敷設免許状下付。'16-4-14 失効。511
- 8- 4 全国中等学校競漕大会で広島師範が 3 年連続，5 度目の優勝。30
- 8-21 警視庁，特別高等課を設置。
- 8-30 第 2 次西園寺公望内閣成立。
- 9- 2 福山商工会，米価騰貴につき細民救済に関して福山町長に意見開陳。687
- 9-10 『安芸宮島新聞』（佐伯郡厳島町）創刊〔中国 9. 14〕。
- 9-25 県会議員選挙執行。定員 52 名。12
- 9-27 広島市尾長村青年会発会式举行〔中国 9. 28〕。
- 10- 1 佐伯郡己斐村・五海市村に町制施行。己斐町・五日市町設置〔告示 301・302〕。
- 10-10 辛亥革命始まる。
- 10-12 福島町一致協会，内務省囑託五島子爵の講話会を開催〔中国 10. 14〕。
- 10-16 臨時県会開会（～22）。真藤齊（安芸郡），第 22 代議長に当選。12
- 10-20 広島城濠埋立完工。埋立面積 2 万 6648 坪余。45
- 10-21 呉瓦斯株式会社ガス供給開始。52
- 10-25 広島水力電気，呉電気鉄道を合併し，広島呉電力株式会社と改称（新資本金 70 万円）。29
- 10-26 広島市施療院を竹屋村に開設。96
- 11- 3 佐伯郡河内村，内務省より模範村として表彰され，金 500 円を授与される。212
- 11- 3 安佐郡戸山村，広島県より優良町村として表彰される。212
- 11- 3 広島市福島神社で福島正則 300 年祭举行〔芸日 11. 5〕。
- 11- 6 広島電燈，呉市への電力供給を許可され，広島呉電力と競合（供給区域の二重許可）。29
- 11-17 芦品郡常金丸村の小作人，米穀検査の実施による負担増に反対し，村長に嘆願書を提出。11-27 奨励米引上げで解決。767
- 11-20 沢原俊雄，呉市長に就任。52
- 11-22 通常県会開会（～12-21）。郡部会で尾道港浚渫費を削除。12
- 11-28 広島県庁勸業課蚕業予防吏員 22 人，臨時雇に不満でストライキ。41
- 12-12 三原電気株式会社開業（汽力 60kw）。-20 明石電燈に合併され，明石電燈三原支社となる。29
- 12-14 備後沼隈織物同業組合設置認可〔'12 年告示 4〕。
- 12-15 三次電気株式会社開業（ガス力 27kw）。'16-9-30 広島呉電力に合併。29

1912 明治 45・大正 1 壬子

- 1- 1 広島県蚕病予防事務所を廃止し，広島県蚕業取締所を県庁内に設置〔告示 2〕。
- 1- 1 甲奴郡稲草村・下領家村・木屋村を廃し，田総村設置〔告示 596〕。
- 1- 6 第 1 回沼隈郡町村吏員選奨式举行。1219
- 1-12 広島朝鮮協会，広島市万春園で発会式を举行。116
- 1-16 中国電気株式会社開業（阿賀発電所，ガス力 75kw）。'16-3-15 芸備電気に合併。29
- 1-23 沼隈郡長，地方改良運動の一環として郡内各町村に行事委員会結成を内訓し，町村整善施設内規を制定。243
- 2-11 御調郡貢村に町制施行，糸崎町設置〔告示 63〕。

- 2-12 広島市内の活版職工 100 余人，4 割賃上げを要求しストライキ。-14 1 割 5 歩増給で解決〔芸日 2. 13~16〕。
- 2-19 広島市江波村に自転車競技場完成。30
- 2-27 共同苗代奨励費交付規程廃止〔県令 15〕。
- 2-27 広島罐詰製造同業組合設置認可。408
- 2- 呉市で，借地権擁護会結成。784
- 3- 2 山陽本線三原駅で貨物列車と急行旅客列車が衝突，機関車脱線し，客車大破。死傷者 43 人。26
- 3- 5 第一信託銀行，大阪市より転入し，崇徳銀行と改称。'25-6-30 沢原銀行に業務継承。28
- 3-10 本派本願寺，第四仏教中学の兵庫県への移転を告示。889
- 3- 福山町の隔離病舎，市立福山病院として新設拡張。58
- 3-11 呉海軍工廠第 3 船渠開渠式挙行。453
- 3-14 崇徳教社，第四仏教中学移転反対を決議〔芸日 3. 16〕。
- 3-16 広島物産陳列館で子供博覧会開幕〔芸日 3. 14〕。
- 3-20 呉海軍工廠職工倶楽部開設〔中国 13. 3. 29〕。
- 3-25 呉海軍工廠で 1 万 2000 人参加の大争議（~4-5）。4 月 1 日からの新海軍共済組合設立をめぐる，従来の共済組合の存続などを要求。4-1 全工場スト状態。首謀者検挙 300 人，30 余人起訴。38
- 3-28 宗像政，熊本県知事に転じ，中村純九郎（前福井県知事），県知事に就任。9
- 4- 6 日本殖産銀行，大分県より移転し，後藤田銀行と改称。'21-6-24 中国商業銀行と改称。28
- 4-13 可部町立実科高等女学校設置認可。-21 第 1 回入学式（のち県立可部高女）。979
- 4-26 沼隈郡青年会員 410 人，阿武会長（郡長）に引率され，名古屋市で開催の全国青年団大会に出席〔芸日 4. 28〕。787
- 4-27 芦郡立実科高等女学校設置（のち県立府中高女）。959
- 4-29 広島輪友倶楽部，江波常設グラウンドで落成記念全国聯合自転車競争会を開催。96
- 4-30 芸備軽便鉄道株式会社，芸備鉄道株式会社と改称。514
- 5- 1 職工共済会病院，呉同済病院と改称。9-1 職工同済病院と改称。52
- 5-13 尾道軽便鉄道株式会社，御調郡栗原村~甲奴郡上下町間の鉄道敷設許可を申請。'13-8-15 免許状交付。517
- 5-15 第 11 回衆議院議員総選挙執行。広島串本康三（政友会），尾道橋本太吉（無所属），郡部佐々木仙一・井上角五郎・湯浅凡平（以上政友会）・荒川五郎・桑原伊十郎・森田俊左久（以上中央倶楽部）・金尾稜巖（国民党）・花井卓蔵・早速整爾・有田温三（以上無所属）当選。346
- 5-27 広島呉電力の呉火力発電所（500kw）運転開始。29
- 5- 広島商業会議所，蒲鉾・手拭・板紙・鋳物・筆・建具など産業調査を実施。673
- 7- 1 米価，未曾有の暴騰。東京深川正米相場，石あたり 24 円に達する。
- 7- 1 広島電燈，電力供給開始。電燈料金 15%値下げ。29
- 7- 6 第 5 回オリンピック，ストックホルム大会に日本初参加。
- 7- 8 広島電燈，亀山発電所（水力 2100kw）運転開始。太田川水系電源開発の嚆矢。29
- 7-15 角倉銀行設立。28
- 7-30 明治天皇崩御，年号を大正と改元。
- 8- 1 鈴木文治ら，友愛会を結成。
- 8-12 山陽本線西条駅の仲仕，配達運賃増額を要求しストライキ〔中国 8. 13〕。
- 9- 3 尾道市尾崎町浄土寺木造聖徳太子立像 2 軀を国宝に指定〔内務省告示 9〕。
- 9- 4 山陽貯蓄銀行休業。28
- 9- 5 比婆銀行設立。28

9-13 明治天皇大葬。乃木希典夫妻殉死。

9- 呉軍港水道増設工事起工（本庄村に大貯水池を築造）。52

9- 宇品～呉～三津浜航路をめぐり石崎汽船部・早速汽船部・尼崎汽船部・大阪商船の競合4社間に協定成立。52

10- 1 甲奴郡太郎丸村・知和村・安田村・抜湯村・有田村を合併し、上川村設置〔告示7〕。

10- 2 福山実業銀行、和田銀行と改称し双三郡原村へ移転。'22-3-31 三次実業銀行と改称。28

10-13 南薫造、第6回文展（～11-17）に「六月の日」を出品。83

10-28 桂太郎、佐伯郡廿日市町桜尾山を買収し、桂公園として同町に寄附。'13-5-8 開園〔芸日5.14〕。315

10- 尾道常設家畜市場・御調常設家畜市場合併し、御調郡吉和村に尾道家畜株式会社設立。151・415

11- 3 崇徳教社、通常議会で中学校設立案を可決。'13 年度より元第四仏教中学の校舎で授業開始。883

11- 4 佐伯郡僧侶大会、僧侶・信徒の選挙による両院制、法主の専制を廃し責任内閣の実をあげることなど真宗本派の改革を決議〔芸日11.17〕。

11-10 『比婆郡誌』刊行。158

11-23 広島電気軌道、本線（広島駅～紙屋町～相生橋）、西塔川線（紙屋町～鷹野橋）、御幸橋線（鷹野橋～御幸橋）、常盤橋線（八丁堀～白島）開業。27

11-25 通常県会開会（～12-24）。革新派・大正倶楽部により尾道港湾費を削除。13

12- 2 上原陸相、師団増設案否決で辞表提出。-5 西園寺内閣総辞職。

12- 6 広島県織物同業組合联合会設置認可〔元年告示204〕。

12- 7 広島商業会議所、2個師団増設問題について協議〔芸日12.10〕。

12- 8 広島電気軌道、本線延長開通（相生橋～左官町～土橋～己斐）。27

12-11 井上利八ら、県会内に大正倶楽部を結成〔芸日12.13〕。

12-11 御調郡向島東村の塩田浜子118人、製塩作業期間短縮、純益3割分配などに反対してストライキに突入〔芸日12.17〕。

12-19 東京で憲政擁護大会開催。

12-20 呉中央青物市場、五番町1丁目川岸に開設。52

12-20 駆働院検診日を広島駆働院・火曜日、呉駆働院・土曜日、尾道駆働院・月曜日と定める〔元年告示196〕。

12-21 第3次桂太郎内閣成立。

この年、橋岡勝一らを中心にザボン画会結成。49